

鳥取県男女共同参画白書

～平成 24 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

鳥 取 県

鳥取県では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成12年12月に鳥取県男女共同参画推進条例を制定し、平成13年6月に鳥取県男女共同参画計画、平成19年3月に第2次鳥取県男女共同参画計画を策定して、男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。

その結果、審議会委員や自治体管理職における女性割合は増加し、県内全市町村で男女共同参画計画が策定されるなどの成果があった一方で、固定的な性別による役割分担意識は根強く、地域や職場などで物事を決める過程への女性の参画はいまだに低い状況であるなど、様々な課題があり、それらの解決に向けて取組を進める必要があります。

これまでの成果と課題を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し、更に男女共同参画を推進するため、平成24年3月に「第3次鳥取県男女共同参画計画」を策定しました。

本書は、鳥取県男女共同参画推進条例第9条に基づく年次報告書として、「第3次鳥取県男女共同参画計画」の体系に沿って、各部局の取組や進捗状況を示すなど、本県における男女共同参画の推進状況を県民の皆様明らかにするためのものです。

<鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿>

鳥取県が目指す男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、

家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

第3次鳥取県男女共同参画計画の体系

I	平成24年度の主な事業、取り組み	1
II	男女共同参画施策の実施状況	8
	第3次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況	
	テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	8
	テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現	15
	テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	20
III	男女共同参画施策の実施効果	30
	1 第3次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況	30
IV	データで見る男女共同参画の現状	34
	鳥取県の人口と世帯	34
	(1) 人口 人口の推移／年齢3区分別人口の推移	
	(2) 世帯 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移／一般世帯の家族類型別世帯数の推移	
	(3) 人口動態 「合計特殊出生率」全国との比較／「出生・死亡」全国との比較／「婚姻・離婚」全国との比較／年齢階級別未婚率	
	テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	38
	議会議員における女性割合の推移／審議会委員における女性割合の推移／自治体管理職における女性割合の推移／教員・教頭及び副校長・校長における女性割合／男女の役割分担意識／社会通念・慣習などにおける男女平等感／子ども会役員における男性の割合／男女有業者の週平均生活時間／消防団員における女性割合／自治会役員における女性割合	
	テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現	43
	〔鳥取県男女共同参画推進企業〕認定状況の推移／〔鳥取県男女共同参画推進企業〕業種別の認定状況／職場における男女平等感／年齢階級別労働力率／男女別就業率の推移／夫婦とも就業者である世帯の推移／雇用形態別雇用者数の推移／一般労働者の月間所定給与額／短時間（パートタイム）労働者数、時間所定内給与額／「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度／仕事と生活の調和に関する希望と現実／産業大分類別就業者数／従業上の地位別就業者数の推移／選任委員に占める女性農業委員の割合／農業協同組合における女性割合の推移／家族経営協定の締結状況／女性起業組織の推移	
	テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	51
	一般民間企業における障がい者雇用率の推移／65歳以上の要介護等認定者数／ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験／DV相談件数、一時保護数の推移／「デートDV」という言葉の認知度／ストーカーの被害経験／性犯罪の認知件数（被害者の性別）／男女共同参画センターにおける男性相談の推移／母子保健関係指標の推移／人工妊娠中絶件数の推移／保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移／死亡原因の内訳／がん検診受診率の推移	

はじめに

平成24年3月に策定した第3次鳥取県男女共同参画計画(計画期間:平成24～28年度)では、これまでの男女共同参画推進の取組や社会情勢の変化、国の第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、新たに「男性や子どもにとっての男女共同参画」と「ワーク・ライフ・バランスの推進」の2つを新設し、10の重点目標を設定するとともに、数値目標を第2次計画から41項目増やし88項目としました。

第3次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマごとに重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点目標		施策の基本的方向
1	自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画	(1) 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 (2) 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進 (3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進
2	男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実	(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (2) 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (3) 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進 (4) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成 (5) 国際的視野を持った男女共同参画の推進
3	男性や子どもにとっての男女共同参画	(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進 (2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進 (3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 (4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備
4	地域の様々な分野における男女共同参画の推進	(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進 (2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進 (3) 自治会やPTAなど地域社会での男女共同参画の推進

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標		施策の基本的方向
5	男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり	(1) 女性の能力発揮を進めるための支援 (2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
6	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての理解の促進 (2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援 (3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援
7	農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進	(1) 物事を決める場面への女性の参画の推進 (2) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

C 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標		施策の基本的方向
8	男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり	(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (2) 障がい者の自立した生活に対する支援 (3) 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応
9	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制の充実 (3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進 (4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
10	生涯を通じた男女の健康の支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産などに対する健康支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

I 平成24年度の主な事業、取り組み

〔1〕第3次鳥取県男女共同参画計画の普及啓発

第3次鳥取県男女共同参画計画がスタートする初年度でもあることから、関係機関・団体及び広く県民の方に周知するため、県内3地域で「第3次鳥取県男女共同参画計画説明&講演会」を開催しました。

【第3次鳥取県男女共同参画計画説明&講演会】

【概要】

市町村担当者や男女共同参画推進団体の関係者等を対象に、「第3次鳥取県男女共同参画計画」の説明を行うとともに、その啓発手法についての講演会を県内3地域で開催しました。

質問事項やチラシを事前に講師へ送り、アドバイスを依頼していたこと等もあり、わかりやすく、その後の事業の企画や推進に生かすことが出来る実践的な「説明&講演会」となりました。

【アンケートより】

- ・対象者を絞ることの大切さを学びました。誰にでも来て欲しいと思う内容では誰も来ないということがよくわかりました。チラシづくりに活かせる情報がたくさんありました。
- ・タイトルを決めるとき、ゴール(メリット)が見えるようなチラシづくりをめざします。

日時:平成24年7月30日、31日

会場:鳥取市、倉吉市、米子市

参加者:180人

内容:

- ・第3次鳥取県男女共同参画計画の説明
講師:男女共同参画推進課
- ・「行列が出来る!講座とチラシの作り方」
講師:牟田静香氏
(NPO 法人男女共同参画おおた理事長)



[米子会場]

上記セミナーのほか、各種団体が開催する研修会等の機会を捉えて第3次計画の周知を図りました。

【鳥取県電業協会 人権・同和問題研修会】

日時:平成24年6月27日

会場:倉吉未来中心

主催:一般社団法人鳥取県電業協会

参加者:約120名

【第37回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会】

日時:平成24年8月9日

会場:鳥取県立教育センター大研修室

主催:鳥取県人権教育推進協議会

参加者:約150名

〔2〕北東アジア男女共同参画交流フォーラム

【概要】

北東アジア諸地域の女性指導者の方々と鳥取県との交流事業として、各国に共通する課題について相互理解、相互発展につなげることを目的に、北東アジア(韓国江原道、モンゴル中央県)の男女共同参画の取組を知り、ともに考えるフォーラムを開催しました。

日 時:平成 24 年 10 月 31 日(水)

場 所:とりぎん文化会館 小ホールほか

参加者:約300人

内 容:



●オープニング 鳥取県知事 挨拶

「鳥取県としても我が国でのパイオニアを担おうと、これからも努力していきたい。このフォーラムを通じて、国を超えた男女共同参画の連帯が深まり、それぞれの国や地域において、発展へと向かうことを願っている。」とメッセージを発信しました。

●基調講演「地域経済の活性化と男女共同参画」

藻谷浩介氏 ((株)日本総合研究所調査部主席研究員)

参加者へのクイズを交えながら、客観的なデータと話術を駆使し、わかりやすく女性の就労の必要性を訴えました。「生産労働人口が減少すれば経済は縮小する。その打開策として、女性が働きにでること、女性経営者がもっと増えて前面に出てくること。女性が社会のイニシアチブをとり、早く世の中を変えてほしい。」と出席者にエールを送りました。

●男女共同参画国際シンポジウム「女性と経済」

「女性と経済」をテーマに、韓国江原道、モンゴル中央県、鳥取県3地域の代表者から、それぞれの地域の現状・課題について発表及び意見交換を行いました。

- ・ 女性がどんどん経済分野に進出していき、女性の視点を生かすことが社会の閉塞感を打破し、経済の活性化につながる。
- ・ 「女性」というキーワードだけで、共感できることがたくさんある。今後もグローバルな地域間交流を深めていきたい。

【アンケート結果から】

- ・ 人口動態から経済を見ていくという話は初めてだった。そこから男女共同参画の推進の話はとても参考になった。
- ・ 各国での取組、参考になることがとてもたくさんあった。具体的な話が出され意義あるシンポジウムだった。
- ・ 初めて他国の話を聞いた。小さな鳥取県の問題が、実は国際的にも同じ問題であることだと初めて実感した。

〔3〕第3回「鳥取県うれしい職場ささえる大賞」表彰

【概要】

平成24年10月31日に鳥取市で開催された「北東アジア男女共同参画交流フォーラム」において、鳥取県男女共同参画推進企業の中で特に意欲的な取組を進めている企業を「鳥取県うれしい職場ささえる大賞」として表彰しました。

鳥取県うれしい職場ささえる大賞表彰式

第3回鳥取県うれしい職場ささえる大賞は、最優秀賞1社、優秀賞2社、奨励賞4社の計7社を表彰しました。

最優秀賞	株式会社ジューケン	鳥取市	建設業
優秀賞	一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市	娯楽業
	鳥取赤十字病院	鳥取市	医療、福祉
奨励賞	医療法人養和会	米子市	医療、福祉
	鳥取西部農業協同組合	米子市	複合サービス業
	有限会社若建設工業	倉吉市	建設業
	株式会社アーステクノ	鳥取市	技術サービス業

《表彰企業の取組事例》

仕事と家庭の両立支援の取組

- 法を上回る育児・介護休業制度の整備
 - ・育児休業を3歳まで
 - ・育児短時間勤務を小学校就学前まで
 - ・育児のための始業・終業時刻の繰上げ・繰下げを小学校就学前まで
 - ・介護短時間勤務を通算155日まで
 - ・介護のための始業・終業時刻の繰上げ・繰下げを通算155日まで
 - ・事業所内託児施設の設置運営：0歳から小学校就学前まで
 - ・個別に職場復帰プログラムを策定、基本計画に沿ったりハビリ勤務を行い必要に応じて在宅講習などを個別に実施



鳥取県男女共同参画推進企業

男女がともに働きやすい職場づくりの取組

- 社員一人ひとりのキャリア向上、配置換え、仕事と家庭の両立の悩みを把握できる相談窓口を設置
- 職場懇談会を年3回実施し意見聴取、出た意見と対応案を資料として周知

男女がともに個性と能力発揮できる職場づくりの取組

- 会議室を資格取得のための学習の場として提供し、有資格者による指導を実施
- 担当業務を特定の職種とせず、個性を生かした仕事に関わることができるようチャンスを広げている。
- 職場研修体制を整理して、人材育成を推進

◆鳥取県男女共同参画推進企業認定制度◆

仕事と生活の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を「男女共同参画推進企業」として認定する制度

これまでに474社を認定

平成25年3月末現在

〔4〕民間主体による男女共同参画の推進

〈北京 JAC 全国研修セミナー in 鳥取〉

実行委員会(委員長:井上耐子氏ほか)の主催により、「農山漁村女性が地域で生き生きと暮らし続けるために」、「女性の働く場づくり」、「性暴力被害の実態とその支援のあり方」等の課題と解決策を考えることを目的に、「分科会」及び「講演会」が開催され、参加者は県内及び全国各地から200名を超えました。また、分科会での議論の結果が、要望書として国に提出されました。



日 時:平成24年8月4日、5日

会 場:倉吉未来中心

参加者:230名



主な内容

●4分科会

「農山漁村女性が地域で生き生きと暮らし続けるために」、「災害と女性—原発でどう向き合うか」、「女性の働く場をどうつくるか」、「性暴力被害の実情とその支援のあり方」

●講 演

・「鳥取県における男女共同参画の取組について」

講師:鳥取県知事

・「農山漁村女性のエンパワーメントは国際的な課題」

講師:橋本ヒロコ氏(国連女性の地位委員会日本政府代表)

・「生きることは行動すること～いま私たちはどのような時代を生きているか」

講師:伊田広行氏(社会学者)

① 県出席行事

知事講演 テーマ:「男女共同参画のモデル県をめざして」

② 特記事項

- ・全国研修セミナーとして毎年各地で開催されていたが、行政から補助金を交付したのは鳥取県が初めてです。行政に理解・支援されたことについて、実行委員会から謝意が示されました。
- ・知事講演等で、鳥取県における女性の参画やDV被害者支援等の先進的な取組が紹介され、他県の参加者から賛辞の声が上がりました。

※北京 JAC (Japan Accountability Caucus for the Beijing Conference)

1995年に北京で開催された「第4回国連世界女性会議」で採択された「北京宣言」の実現を目指して発足した全国ネットワークの NGO。

〔5〕男性にとっての男女共同参画の理解の促進

<とっとりイクメンプロジェクト>

子育て中の親の仕事と育児の両立支援、母親の身体的・精神的負担の軽減を図るため、意識啓発及び助成金の支給などにより、一般家庭と企業の両方向で、男性の育児参加の働きかけを行い、実効性の伴う男性の育児参加及びワーク・ライフ・バランスの促進を図っています。

【「ファザーリング全国フォーラム in とっとり」の開催】



【概要】

父親が家事・育児に関わり、母親が多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて、父親支援の現状理解と全国の事例を学び、次なるアクションのヒントを提供するため、“男女共同参画、子育て支援、社会教育、労働政策等”などをテーマとした啓発イベント「ファザーリング全国フォーラム in とっとり」を米子市で開催しました。これに併せて、家族で楽しみながら参加できるよう楽しいステージパフォーマンスやブース出展、地元の「ご当地グルメ」屋台や物産展などによる「ファザーリングカーニバル」も行いました。

内容:

11月30日(金)

○基調フォーラム「子育て王国とっとりってすごいらしい!？」

鳥取県内の子育て環境を、県内外の子育て支援関係者により、比較、分析する。

○4つの分科会(医療現場における子育て及びワーク・ライフ・バランスなど)



12月1日(土)

○メインシンポジウム「アジア育児サミット」

日本と韓国の子育て支援関係者により、双方の育児事情を比較し、今後の育児のあり方を考える。

○メインシンポジウム「先進者が語る“子育て支援”と“男女共同参画”」

子育て支援に積極的な企業経営者、NPO 法人代表者たちが、地域における子育て支援、男女共同参画の推進を語る。

○6つの分科会(病児・病後児保育、イクジイ、外国人からみたイクメン など)

【まんが冊子「がんばるイクメンのリアルな日常」の作成】

「子育て王国鳥取県」と「まんが王国とっとり」のコラボレーションとして、父親が育児をすることは大変！でも楽しい！を4コママンガを通じて伝える冊子「がんばるイクメンのリアルな日常」を作成しました。作成した冊子は、家庭で父親の育児参加について考える機会となるように、幼稚園、保育所等を通じて子育て世帯などに配布しました。



〔6〕啓発パンフレット・DVDの作成

【概要】

県内の男女共同参画について、先進的な取り組みを行っている企業や地域の団体の活動状況を紹介するDVDや、マンガを取り入れて事例を紹介した啓発パンフレットを作成、配布しました。

<内容>

①男女共同参画パンフレット（地域版）～「参画社会はスマイル社会」～

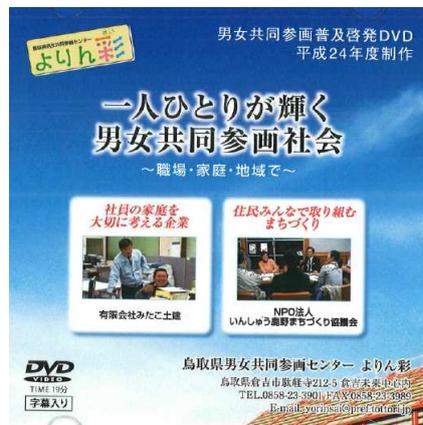
- ・鳥取県が目指す男女共同参画社会の姿を、漫画「そっだ！学んでみようや～！男女共同参画学校」やデータで解説した啓発パンフレットを1万部作成しました。
- ・県内市町村他関係機関へ配布するとともに、各種の講座・セミナー等で活用しました。



②男女共同参画普及啓発DVD

「一人ひとりが輝く男女共同参画社会～職場・家庭・地域で～」

- ・男女共同参画の視点に立った取り組みを行っている県内の企業・団体を紹介し、職場・地域における男女共同参画の必要性に対する理解を深めることができる内容のDVDを100枚作成しました。（字幕入り19分）
- ・県内市町村、教育委員会、図書館等に配布するとともに、男女共同参画推進に係る各種の講座等で活用しました。



<成果>

漫画を取り入れた啓発資料及び県内の取り組み事例を紹介したDVDにより、男女共同参画についてより分かりやすく学ぶことができる内容となりました。

〔7〕鳥取県防災会議における女性委員の登用促進

全国的に女性委員の登用割合が低い防災会議について、女性構成比が4割以上となるよう鳥取県防災会議条例を改正しました。指定公共機関や指定地方公共機関に対し、女性の推薦を働きかけるとともに、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者から女性を積極的に登用した結果、女性委員の比率が4割を超え、全国1位となりました。

(1) 県防災会議の女性委員の登用状況

[平成23年2月時点]	[平成25年3月時点]
防災会議委員の女性構成比 <u>16.7%(54名中、女性9名)</u> (女性委員の内訳) ・県職員(5号):7名 ・指定地方公共機関(7号):2名	防災会議委員の女性構成比 <u>40.0%(65名中、女性26名)</u> (女性委員の内訳) ・県職員(5号):1名 ・指定地方公共機関(7号):9名 ・学識経験者(8号):16名

(2) 登用に向けた取組内容・方策

鳥取県男女共同参画推進条例、附属機関委員等選任基準に基づき、女性構成比が4割以上となるよう、災害対策基本法の改正に伴い鳥取県防災会議条例を改正(委員構成の変更)

[防災会議条例の改正内容]

- ・鳥取県防災会議の充て職以外の委員の数を全体で60人以内(現行 県職員12人以内、市町村長等4人以内、指定公共機関等の役職員26人以内)とした。
- ・各号の委員数を一本化し、各号の委員数を弾力的に運用することとした。

[鳥取県防災会議委員の構成]

会長	知事		1名		
委員 (災害対策基本法第15条第5項に掲げる者)	法律で定める委員	1号(指定地方行政機関の長又はその指名する職員)	16名		
		2号(陸上自衛隊の方面総監又はその指名する機関の長)	1名		
		3号(教育委員会の教育長)	1名		
		4号(警察本部長)	1名		
		法定定数計	19名		
	条例で定数を定める委員	区分	改正前	改正後	
		5号(知事部局内の職員から知事が指名する者)	12名	(12名程度)	
		6号(市町村長及び消防機関の長から知事が任命する者)	4名	(4名程度)	
		7号(指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから知事が任命する者)	26名	(26名程度)	
		8号(自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者)	—	(18名程度)	
条例定数計		42名	60名		
合計		62名	80名		

Ⅱ 男女共同参画施策の実施状況

第3次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況

テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

●重点目標1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

(1) 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
男女共同参画社会づくりの推進	・男女共同参画白書及びマップの作成、公表	・男女共同参画白書：250部（備付：図書館、県民課・局等） ・男女共同参画マップ：350部（配布：図書館、市町村等） ・男女共同参画に関する最新データを提供することにより、理解促進につなげることができた。	男女共同参画推進課
県の機関における男女共同参画に関する職員研修実施の促進	・県機関において、男女共同参画に関連するテーマで職場研修が実施されるよう、働きかけ及び開催支援	<男女共同参画推進課> ・男女共同参画センターと連携し、男女共同参画に関連する研修の実施について働きかけた。その結果、25の所属において、職場研修が実施された。 <男女共同参画センター> ・ホームページ、チラシ等により出前講座の方法を行っている。9カ所で12回の出前講座を実施した。	男女共同参画推進課 男女共同参画センター
男女共同参画人材バンクの充実と活用促進	・男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考などに活用	・登録者数：106人（ホームページで公開） ・センター及び関連団体の主催講座の修了生及び講師への登録勧誘を行い、登録者の増加を図っている。	男女共同参画センター
県職員における女性幹部登用の促進	・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進	<人事企画課> ・性別を問わない能力、実績主義に基づいた女性幹部登用実を施。 ・管理職総数に占める女性管理職員の割合：8.7% ・管理職を含む係長級以上職員数に占める女性職員の割合：16.9%（H24.4.1現在） <教育総務課> ・能力や実績に応じて、女性管理職員を積極的に登用するよう、人事異動において個別に配慮している。 ・全体の管理職総数に占める女性管理職の割合 本庁：14.3% 地方機関及び教育機関：32.1%（H25.4.1現在）	人事企画課 教育総務課
議会傍聴者託児サービス	・議会傍聴者への託児サービス	・託児利用：0人 ・託児室の利用促進を図るために、積極的に広報活動を行っている。（議会だより、県政だより、新聞広報、議会中継中のテロップ）	議会事務局

(2) 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
企業経営者等に対する啓発	・企業経営者等を対象とした人権セミナーの開催	・企業関係者等を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した取り組みの推進及び人権意識の高揚を図っている。	人権・同和対策課
男女共同参画推進企業の認定	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 ・企業の取組事例の収集及び紹介	・認定企業数：新規19社（累計474社）、更新122社 ・「うれしい職場ささえる大賞」表彰 最優秀賞1社 優秀賞2社 奨励賞4社	男女共同参画推進課
働く女性のキャリアアップ支援	・働く女性の働く意欲の向上やキャリアアップを応援するセミナーを開催	・3回連続講座で中部開催。 ・参加者数：32名 ・参加者同士のコミュニケーションの中で、意欲の喚起、新たな気づき、不安解消等に繋げることができ、参加者からも好評価を得た。	
多様な団体との連携による講座の実施、人材育成	・企業、団体等と連携した講座の開催支援	・共同参画時代の自分磨きセミナー事業を団体と委託し、男女共同参画への理解者の裾野拡大を図った。また、よりん彩活動支援事業に申請された団体への連携・支援を行い、申請団体の人材育成等に寄与することができた。	男女共同参画センター
人材育成講座の開催	・まちづくりのリーダーとなる女性を育成する講座の開催	・男女共同参画人材育成協働事業を団体と委託し実施。	
マネジメント及びマーケティング研修の開催	・企業の中堅リーダーである係長から課長級を対象に研修を開催	・東部、西部で各1回開催 ・参加者数：25人（男性19人、女性6人） ・中堅リーダーの意識向上に繋がった。 ・受講者が少なく、周知方法、受講条件に工夫が必要。	雇用人材総室

(3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
教育・研究機関における女性の参画状況に関する調査の実施	・県内の私立幼稚園、私立高等学校、専門学校、高等教育機関（大学等）における園長、学校長、学長、役員等への女性の就任状況調査を行い、方針決定過程への女性の参画拡大の問題点・課題を明らかにするとともに、女性の参画拡大のための方策について検討	私立学校に係る学校法人役員及び園長・校長の女性の割合を調査したところ、前回調査から向上している。今後も、学校訪問、学校法人調査等で働きかけを行っていく。 <私立学校(幼・中・高・専修)> 学校法人役員 26% (前回調査21%) 園長・校長 53% (前回未調査データなし) 高等教育機関については、前回調査とほぼ同様の状況。 <高等教育機関(大学・短大)> 役員 12% (前回調査15%) 学長 0% (前回調査時点も0%)	教育・学術振興課 子育て応援課
医師・看護職員の勤務環境改善	・医師の過重な労働の緩和 ・女性医師が仕事と育児等を両立し、継続して働くことができる職場環境づくりの支援 ・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	・医療現場におけるワークライフバランス、男女共同参画を推進するための取組を鳥取大学医学部に委託して実施。(24年度実績:「女性医師の会、女性医師を妻に持つ夫の会、イクメン塾コラボ企画」の実施、ワークライフバランスの取組の情報発信) ・女性医師の就業環境の改善、充実のための施設を整備する病院に対し補助を実施。(24年度実績:3病院)⇒男女共同参画やキャリア継続についての意識改革を図るとともに、女性医師のための施設を整備することができた。 ・医師事務作業補助者を新たに採用する病院に対し補助を実施した。(24年度実績:13病院)⇒医師事務作業補助者を採用することにより医師等の負担軽減を図ることができた。 ・交代制勤務のある医師・看護師等が、仕事と育児の両立のため、ファミリー・サポート・センター等を利用し、病院等事業者がその利用料を負担する場合、県がその一部を助成した。(24年度実績:3病院)⇒ファミリー・サポート・センター等の利用料が助成されるため、医師、看護師等が安心して仕事に取り組むことができた。 ・県看護協会に就業支援コーディネーターを配置し、看護職員の再就業支援を行うとともに、病院等において職場環境改善に向けた情報提供を行った。 ・看護職員の離職防止等を図るため、看護職員の継続就労に関する研究等を鳥取大学へ委託し、離職した。⇒従前不明だった離職理由が明らかになりつつあり、H25年度は調査結果の分析の精度を高める予定。また、分析結果を踏まえて今後の施策につなげる。 ・看護師等の「雇用の質」の向上のための企画委員会において、労働局、看護協会、医師会等と連携し看護環境改善のための方策を検討した。	医療政策課
医師・看護職員の勤務環境改善(対象:県職員)	・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	<総合療育センター> ・医師や看護師の離職防止や新たな人員確保を図るため、総合療育センター内において院内保育所を運営している。 ・職場内に保育施設があり、また、土・日・祝日でも対応する利便性等から、育児中の交替制勤務職員の育児と仕事の両立に役立っている。 <病院局> ・H21の厚生病院に続いてH24に中央病院でも院内保育所を設置したことにより保育体制の整備が進み、育児による離職防止に一定の効果があった。 ・看護師の増員による3人夜勤体制を確立し、負担軽減を図った。 ・相談支援体制の強化によるキャリアアップ対策、メンタルサポート体制の充実や業務の見直しにより、離職防止対策が進んだ。	総合療育センター 病院局

●重点目標2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
学校における男女共生教育の充実	・全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実	<小中学校課> ・県内外の教職員及び県民等を対象とした「鳥取県道徳教育研究大会」を開催し、講演会、公開学習、分科会等を行い、道徳教育の一層の充実を図った。(参加者:約200名) ・各学校では、家庭科や総合的な学習の時間、道徳や学級活動などで、男女平等の考え方やその意義について学習するとともに、他教科等を通して、規範意識や命の大切さ、生き方などについても、発達段階に応じた学習を実施している。	小中学校課 特別支援教育課

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
学校における男女共生教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実 	<p><特別支援教育課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特別支援学校においては、児童生徒の障がいの実態に応じ、生命の尊さを守り育む教育の推進にあたり、外部講師の招聘、授業公開などを計画的に実施した。 ・特別支援学校卒業生の就労を促進、進路指導を充実させるため、教員をジョブコーチ研修に派遣したり、各特別支援学校進路担当者による就労促進協議会において就労促進に向けた進路指導の取組や進路指導のあり方について協議を行った。障がい福祉課や雇用人材総室の担当者にも同席いただき、関係課との連携を進めることができた。 	小中学校課 特別支援教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用 ・教職員研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村人権教育担当者会や学校訪問等の機会に事例集の活用を働きかけた。 ・県立学校の人権教育主任会等で「デートDV学習会」の活用を働きかけた。 	人権教育課
男女共同参画意識の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科「家庭」「公民」「保健体育」において、教科目標に基づき、男女が協力した社会づくりに関する指導を進めた。 	高等学校課
特定の分野に偏らない進路指導	<ul style="list-style-type: none"> ・進学、就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれず、個人の能力や資質に沿った指導を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する生徒のニーズに応じた教育が実現できるよう各学校で特色ある教育活動を展開しており、進学や就職指導においても、生徒個々の進路希望や資質能力に応じたきめ細かな指導を行い、性別による固定的な観念にとらわれない進路指導ができた。 	

(2) 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
県立人権ひろば21(ふらっと)の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の人権学習の場として自由に交流し人権に関する情報を発信・提供する拠点施設として運営。 ・人権ライブラリーの運営(図書、啓発ビデオ等の選定・貸し出し) ・交流スペースの運営(イベント、人権学習会等の開催) ・来館者数：3,981人 ・図書等貸出：1,791件、小イベント：20回 	人権・同和対策課
(公社)鳥取県人権文化センターへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題に関する各種研修会、講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門機関として人権問題調査研究、人権啓発推進員養成・実践講座の開催、人権啓発事業等を行っている(公社)鳥取県人権文化センターに対し運営費助成(会費の負担)を行う。 	
県民との協働による人権啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムや演劇等と講演等の組み合わせの開催を委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の人権に関する自発的な取り組みを公募し、民間団体と行政で構成する実行委員会に委託して、人権啓発を推進している。(参加団体：6団体、参加人数：1,390人) 	
人権尊重理念の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビスポットの制作・放映、人権情報紙の作成、ラッピングバス、人権・同和問題啓発ラジオ等による啓発広報を行い、人権問題に関する理解を促進している。 ・啓発パネル展示、研修、出前授業、出前講座を開催し、エバーサステイナブル理念の普及啓発を図っている。 ・県・市町村の行政関係者等を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した施策の推進を図っている。 	
男女共同参画団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・よりん彩活動支援事業では、公開講座13事業・研修支援講座13事業・調査研究等事業を実施した。 	男女共同参画センター
多様な団体との連携による講座の実施、人材育成(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等での講座の開催を進めるために市町村と連携した働きかけ ・共同参画時代の自分磨きセミナーによる啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者からの依頼で、自治会長会での出前講座を実施。その結果、自治会から男女共同参画の学習会依頼につながった。 ・共同参画時代の自分磨きセミナー事業を団体と委託し、男女共同参画への理解者の裾野拡大を図った。また、よりん彩活動支援事業に申請された団体への連携・支援を行い、申請団体の人材育成等に寄与することができた。 	
生涯学習講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・東・中・西部で実施 ・教育・福祉などをテーマとした講座を開催し、生涯学習活動の意識の高揚を図ることができた。 	家庭・地域教育課
家庭や地域社会における学習機会や情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が参加する機会に家庭教育アドバイザーを派遣し、親の学びを支援する。 ・「とっとり子育て親育ちプログラム」を普及させ、親の気づきと家庭教育について学びあえる仲間づくりを促す。 ・家庭教育啓発を行うための広報の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育アドバイザー派遣数：17件 ・保育所、幼稚園、小学校等に家庭教育アドバイザーを派遣し、親の学びを支援した。 ・「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテータ派遣数：48件 ・就学前検診、幼稚園、保育所等の保護者の集まる機会に進行役(ファシリテータ)を派遣し、プログラムを活用した研修会を行った。 ・ポスター、新聞広告、講演会などを通じて、家庭教育の大切さについて啓発を行った。 	

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
社会教育主事の養成	・社会教育について専門性の高い人材の養成	・社会教育主事講習等を行い、市町村職員、県教委職員、公民館職員等の社会教育主事資格取得を支援した。	家庭・地域教育課
生涯学習情報の提供	・インターネット、情報誌等での生涯学習情報の提供	・情報誌「生涯学習とっとり」や「県民学習ネット」において関連する生涯学習情報を提供することにより、県民の生涯学習の支援を行うことができた。 ・とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」の録画DVDの貸し出しを行った。	家庭・地域教育課 各教育局

(3) 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
市町村条例・計画等の策定促進	・市町村担当課長会議の開催 ・個別の働きかけ	・市町村担当課長会議を開催し、意見交換を行うとともに、条例未制定の4町村の町長に直接働きかけを行い、3町において条例が制定された。計画については、全市町村で策定済み。	男女共同参画推進課
男女共同参画社会づくりの推進（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、公表	（再掲）	
男女共同参画センターによる普及啓発	・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸出、情報誌の作成・配布	・自分磨きセミナー、人材育成講座、よりん彩活動支援事業、出前講座等により啓発活動実施。 ・広報紙「よりん彩」により、県内の男女共同参画関連情報を提供した。	男女共同参画センター
人材育成講座の開催（再掲）	・男女共同参画の理解者の層拡大を図るため様々なテーマの講座を開催	・共同参画時代の自分磨きセミナー事業を団体と委託し、男女共同参画への理解者の裾野拡大を図った。また、よりん彩活動支援事業に申請された団体への連携・支援を行い、申請団体の人材育成等に寄与することができた。	
男女共同参画に係る啓発	・研修会等による女性自身の参画意識の高揚	[日野郡男女共同参画連絡会への参画] ・日野郡における男女共同参画社会の実現を目的とする連絡会に構成員として参画。（事務局：日野町企画政策課） ・研修会等への協力、参加 ・広報紙発行に係る協力 [評価、課題] ・連絡会は、会員相互の情報交換・連携を図る場として有益な組織である。 ・研修会、広報紙は男女共同参画の意識向上を図る有益なツールとして活用されている。 ・一方で、構成員が固定化しており、今後の会のあり方や活性化方策を検討する必要がある。	日野振興センター日野振興局

(4) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
青少年健全育成条例施行	・青少年を取り巻く環境浄化など青少年健全育成条例を効果的に運用 ・健全育成協力員による図書類の販売実態等の調査、報告 ・有害図書類指定審査会の開催	・薬物乱用防止対策に関して条例を改正。 ・健全育成協力員が適宜調査を実施。 ・有害図書指定審査会を適宜開催し、有害図書類を指定。 ・インターネットカフェに対してフィルタリング実施状況等の調査を実施。 ・図書類自動販売機の設置台数完全ゼロ化達成など、青少年を取り巻く環境の浄化が図られている。	青少年・家庭課
メディアとの接し方に関する啓発	・協議会主催による「高校生フォーラム」の開催 ・子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者等への啓発活動の実施	・生徒による自主的なモラルづくりや啓発活動を展開し、その成果を共有する場として全県を対象とした「高校生フォーラム」を開催。 ・平成24年度モデル校指定 鳥取東高校、倉吉総合産業高校、米子南高校、岩美高校 ・ケータイ・インターネット教育啓発講師派遣：150件	家庭・地域教育課
情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	・学校における情報教育の充実	<特別支援教育課> ・各特別支援学校において児童生徒の障がいに応じた情報活用能力の育成につながる情報教育の充実に努めている。特別支援学校高等部を中心とした情報モラルに関する教育は、授業や研修会等の取組を通して、一定の効果はあがっている。しかし、家庭において生徒がケータイ・インターネットを利用する際、発生するトラブルの事例報告もあがっており、今後も継続した取組が必要である。 <小中学校課> ・学校では、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等のあらゆる場面で、情報活用能力の育成を図っている。また、保護者に対しても情報モラル関連の内容について、学習機会の拡大や情報提供に努めている。	特別支援教育課 小中学校課 高等学校課

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	・学校における情報教育の充実	<p><高等学校課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校では、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等のあらゆる場面で、情報活用能力の育成を図っている。 ・今日的課題である情報モラル関連の内容について、大学教員等の外部の専門家を招き、男女の人権尊重やインターネットを利用する際のモラルやマナーの講座を開催し、学習機会の拡大や情報提供に努めており、一定の効果は上がっているが、今後も継続した取組が必要である。 	特別支援教育課 小中学校課 高等学校課

(5) 国際的視野を持った男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
青少年による国際協力の推進	・青年海外協力隊の普及広報活動等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・青年海外協力隊鳥取県OV会への助成 ⇒広く一般県民に県出身の隊員の活躍を紹介し、活動に対する理解や協力隊参加を呼びかける帰国報告会や広報冊子の作成に対し助成を行った。 ・「とっとり国際協力大使」の委嘱（14名） ⇒隊員を大使に委嘱し、隊員の任国で県の紹介などの広報を行ってもらう。 ⇒任国での広報のため、各種資料を送付している。 <p><評価・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力に対する県民の意識啓発に寄与してる。 ・最近では隊員希望者が減少傾向にある点が課題 	交流推進課
北東アジア女性指導者交流	・北東アジア男女共同参画交流フォーラムの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国江原道、モンゴル中央県及び鳥取県の代表による発表、意見交換を行った。 <p><評価・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラムの開催により、県民の男女共同参画に対する理解や関心が高まるとともに、北東アジア各国の課題や取組の情報共有を図ることができた。 ・男性や若い世代の県民へ男女共同参画の理解や関心を働きかけていく必要がある。 	男女共同参画推進課

●重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画

(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	・男性向け講座による意識啓発 ・企業の社内研修への出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・講座への男性の参加者増加のための広報及び参加案内を行っている。 ・企業等への出前講座に出向き、男女共同参画に係る啓発を進めている。 ・自分磨きセミナー特別事業では、男性の家庭生活や地域活動への参画の推進にむけた事業を委託、実施。対象者の参加を促すため、広報活動等の検討が課題。 	男女共同参画センター
男性相談の実施	・男性臨床心理士による専門相談	・男性相談者のために男性臨床心理士を配置して、面接・電話相談を行っている。	
とっとりイクメンプロジェクトの推進	・父親・企業向けセミナー等の開催 ・父親・企業向け啓発冊子の作成・配布 ・父親の育児参加に向けた広報	<ul style="list-style-type: none"> ・父親の子育てについての啓発マガ冊子を作成・配布 ・男性の育児に関する出前講座の実施 ・関係団体・米子市などと協働で開催した、イクメンとワーク・ライフ・バランスをテーマとした全国フォーラム「フェザーリング全国フォーラムinとっとり」に、延べ約2300人が参加 ・個人（父親）が子育ての意識を持っていても、育児しやすい職場環境がなければ、男性の育児参加が進まないため、企業に対して「育児」への理解を図るとともに、就業規則、社内風土の改善などについて重点的にサポートすることが必要。 	子育て応援課

(2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
とっとりイクメンプロジェクトの推進（再掲）	・父親・企業向けセミナー等の開催 ・父親・企業向け啓発冊子の作成・配布 ・男性職員に育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・男性従業員に育児休業を取得させた事業主に対して、5万円～3万5千円の範囲で支給（男性の育児休業促進奨励金） →申請件数：12件（H24年度末） ・父親の子育てについての啓発マガ冊子を作成・配布 ・男性の育児に関する出前講座の実施 ・関係団体・米子市などと協働で開催した、イクメンとワーク・ライフ・バランスをテーマとした全国フォーラム「フェザーリング全国フォーラムinとっとり」に、延べ約2300人が参加 ・個人（父親）が子育ての意識を持っていても、育児しやすい職場環境がなければ、男性の育児参加が進まないため、企業に対して「育児」への理解を図るとともに、就業規則、社内風土の改善などについて重点的にサポートすることが必要。 	子育て応援課

(3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
学校における男女共生教育の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実 	<p><小中学校校課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校では、家庭科や総合的な学習の時間、道徳や学級活動などで、男女平等の考え方やその意義について学習するとともに、他教科等を通して、規範意識や命の大切さ、生き方などについても、発達段階に応じた学習を実施している。 <p><特別支援教育課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特別支援学校の教務主任によるキャリア教育研修会を開催し、各校におけるキャリア教育推進状況と見直しのあり方について協議を深めた。 	小中学校校課 特別支援教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用 ・教職員研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村人権教育担当者会や学校訪問等の機会に事例集の活用を働きかけた。 ・県立学校の人権教育主任会等で「デートDV学習会」の活用を働きかけた。 	人権教育課

(4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
学校での生徒の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行う。また、教職員への助言をとおして指導力の向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士資格を有する常勤の教育相談員を各教育局に1名ずつ配置し、非常勤のスクールカウンセラーと合わせて全県立高校へスクールカウンセラーを配置し、生徒への相談対応の充実を図った。 	高等学校課
児童虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止に携わる職員の資質向上 ・適切な支援を行うため関係機関の連携を強化 ・児童虐待の予防、早期発見、早期対応の体制の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止に携わる職員の資質向上を図るため、県外から講師を招き専門性の高い研修を実施（4回） ・児童虐待の予防、早期発見、早期対応の体制の推進のため、各児童相談所に虐待対応協力員を増員配置（3名）した。 ・適切な支援を行うことができるよう関係機関の連携の強化を図るため、東・中・西部の各圏域ごとに連絡会を開催するとともに、全県の関係機関が一堂に会し、連絡調整会議及び研修会を開催した。 	青少年・家庭課
子ども電話相談運営費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・親、友人、学校の先生等に相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体への経費助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・15年度から子ども電話相談を行っているNPOを支援することによって、親、教員など、身近な大人に相談できない子どもたちの相談相手を確認し、児童の健全育成を図る。 ・毎週水曜日に電話相談を実施 ・悩みを抱える子どもが相談できる窓口を確保することにより、子どもたちの心理的な負担を軽減。 	子育て応援課
小児医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校卒業までの子どもの医療費の負担軽減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児医療費については、平成23年4月から中学卒業まで対象を拡大したところであり、子育て家庭の医療費に係る経済的負担が大きく軽減しているが、助成金額は増大傾向にある。 （平成24年度実績） 件数：983,990（昨年から108,483増） 金額：769,563千円（昨年から85,049千円増） 	
学校支援ボランティアの取組支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方々がボランティアとなって登下校時の見守り、生活・学習支援など学校支援を行う体制づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部の設置（7市町） ・学校支援地域本部を設置し、コーディネーターの配置により学校と地域の連絡調整を行った。 ・ボランティア研修会を開催した。 	家庭・地域教育課
放課後子ども教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに放課後等の安全で安心な活動拠点を確保し、様々な体験活動等を行う放課後子ども教室の運営費を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室の実施：44教室 ・コーディネーターを配置し、学校と地域の連絡調整を行った。 ・関係者を対象として、安全管理研修会、指導者研修会を開催した。 	
家庭教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への電話相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員2名配置 ・相談件数：244件 ・相談員を配置し、家庭教育全般にわたり、乳幼児、小学生、中学生、高校生をもつ親や本人からの電話等による相談に応じた。 	
学校における性教育・エイズ教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会の開催 ・性教育指導実践研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健担当者、市町村教育委員会担当者等を対象に性教育・エイズ教育研修会を7月13日に倉吉市で開催した。 ・性教育指導実践研修会を11月21日と2月27日に開催した。 ・研修会等を通じて教職員の指導力の向上等を図ることができた。 	スポーツ健康教育課
心や性等の健康問題対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に専門家を派遣、講演会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校へ専門家（産婦人科医、助産師等）を派遣し、児童生徒の心や性等の健康問題への対応を行った。 ・県立学校：100回 ・市町村立学校：73回 	

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
薬物乱用防止教育の充実	・薬物乱用防止教育研修会の開催	・学校保健担当者、学校薬剤師等を対象に薬物乱用防止教育研修会を1月25日に倉吉市で開催し、薬物乱用防止教育の推進を行った。	
学校における食育の推進	・食に関する指導用教材の作成とその活用による食育の推進 ・栄養教諭を中核とした食育の推進を図るため、栄養教諭・学校栄養職員研修を実施	・鳥取県学校栄養士協議会へ委託し、栄養教諭等が児童生徒に効果的な食の指導を行うための指導用教材を作成した。 ・研修を実施し、栄養教諭・学校栄養職員の資質向上を図った。	

●重点目標 4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進

(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
女性消防団員・女性防火組織等の育成と支援	・女性防火組織（鳥取県女性防火・防災連絡協議会等）の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修等で消防防災への関心と意識、知識・技術等を高め、消防防災分野への女性参入を促進 ・女性の消防団活動への参加拡大	・鳥取県女性防火・防災連絡協議会の総会及び幹事会は、県内の女性防火・防災組織にとって良い情報交換の場となっている。 ・女性消防団員の増加 (H19. 4. 1:70人⇒H24. 1. 1:142人)	消防防災課

(2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
非営利公益活動促進	・総合的に支援するセンターの設置：各種相談対応、講座・研修の実施、団体間のネットワーク・連携の促進、団体・活動の情報収集・発信・協働推進ガイドラインを改訂し、地域づくり活動に係る内容も加えて、活動者も利用できるガイドラインとして「鳥取力創造ガイドライン（仮称）」を策定	・若者とシニア層など、ボランティアに興味のある者に対し、多岐にわたる分野の情報収集・提供を行うボランティア情報サイトを設置。イベントや地域行事への参加実績があり、ボランティア参加機会の提供ができた。 ・「鳥取力創造ガイドライン（仮称）」については現在、策定作業中。	鳥取力創造課
地域づくりに取り組む団体への支援	・地域づくり活動に意欲のある県民、NPO、住民団体、事業者等の取組（環境、子育て、地域交流等）を支援	・新しい公共支援事業によるNPO相談窓口の設置や、各種助成金やイベントのホームページ掲載やメールマガジンの配信、広報補助金、鳥取力創造運動支援補助金など様々な支援を行うことにより、NPOの基盤の整備や地域づくり活動の促進につながっている。	
地域づくりに取り組む女性の人材育成	・男女共同参画の取組が進みにくかった地域での女性のエンパワメントと人材育成	・平成22・23年度「まちを元気にする女性塾」活用団体よりよりん彩活動支援事業への申請があり、公開講座を実施。過疎地における子育てを支援する内容の講座を行い、好評であった。反面、申請団体の事務局を市町村担当者が行っており、団体のエンパワメントにつながっていない点が課題である。	男女共同参画センター
環境教育の推進	・とっとり環境教育・学習アドバイザー制度 ・とっとりエコサポーターズ（鳥取県地球温暖化防止活動推進員）制度	・とっとり環境教育・学習アドバイザー制度 登録者数：80人（H25. 3末現在） こどもエコクラブ、学校、一般の県民等が実施する環境学習に、とっとり環境教育・学習アドバイザーを紹介し、環境学習会のサポートを行い、県民の主体的な環境学習の促進を図っている。実際に環境活動を実施されているかたへの働きかけ等により登録者は年々増加しており、制度自体も効果的に活用されている。 ・とっとりエコサポーターズ制度 登録者数：114人（H25. 3末現在） 地球温暖化防止活動を地域や家庭で広げていくための人材を増やすため、とっとりエコサポーターズを養成、委嘱している。	環境立県推進課

(3) 自治会やPTAなど地域社会での男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
多様な団体との連携による講座の実施、人材育成（再掲）	・自治会等での講座の開催を進めるために市町村と連携した働きかけ ・地域で積極的に活動する団体などの活動支援、人材育成	（再掲）	男女共同参画センター
ともに歩む自治会づくり支援	・地域へ男女共同参画を広めていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	・男女共同参画パンフレット（地域編）「参画社会はスマイル社会」を作成し、出前講座の教材等で活用した。	
社会教育関係団体指導者の育成支援	・婦人会、青年団、子ども会、PTA団体等の活動支援 ・社会教育関係者の人材育成や指導者養成	・婦人会、青年団、PTAなど、社会教育団体への支援を通じ、引き続き当該分野での男女共同参画を推進した。	家庭・地域教育課 各教育局

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
ボランティア活動、地域活動への参加	・授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援 ・学校教育活動全般を通じた地域や家庭の一員として貢献できる人材を育成	・県立学校裁量予算学校独自事業において、多くの学校で地域と連携したり、地域を活性化する事業などを実施し、地域への貢献活動を行う取組が積極的に進められている。	高等学校課

テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

●重点目標5 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

(1) 女性の能力発揮を進めるための支援

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
働く女性のキャリアアップ支援（再掲）	・働く女性の働く意欲の向上やキャリアアップを応援するセミナーを開催	(再掲)	男女共同参画推進課
男女共同参画推進企業の認定（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	(再掲)	
男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	・企業の社内研修への出前講座	・男女共同参画推進企業認定企業を中心に12回の出前講座を実施した。企業での啓発のためにも、出前講座をはじめ、研修支援の働きかけをさらに取り組む必要がある。	男女共同参画センター
職業訓練の実施	・訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施（2ヶ月～2年間） ・託児サービス付の離職者向けの職業訓練を設定し、子育て中の方の就労を支援	【職業訓練実施状況】 ・新規卒卒者対象訓練：128名入校、進学 ・離職者対象訓練：947名入校 →就職者572人（25年4月末現在） ・新規高校卒業未就職者対象訓練：5名入校 ・障がい者対象訓練：41名入校 ・在職者対象訓練：256名入校 【託児サービス利用状況】 ・託児サービス利用者6名（託児児童数9名）	雇用人材総室

(2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
企業経営者等に対する啓発（再掲）	・企業経営者等を対象とした人権セミナーの開催	(再掲)	人権・同和対策課
働きたい女性の再チャレンジ支援	・出産・育児等のために就業を中断している助成の再チャレンジを支援するセミナーを開催	・3回連続講座で西部開催 ・参加者数：37名 ・参加者同士のコミュニケーションの中、意欲の喚起、新たな気づき、不安の解消等に繋げることができた。 ・受講後に就職活動を開始され、実際に複数名の再就職に繋げることができた。（アンケート回答者18名中：6名再就職）	男女共同参画推進課
男女共同参画推進企業の認定（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	(再掲)	雇用人材総室
労務管理改善助言	・労務管理アドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介を実施 ・事業所等（労働組合を含む）が実施する職場環境の改善に向けた社内研修等に講師を派遣	・労務管理アドバイザーの事業所への派遣：456件 ・社内研修への講師派遣：43件（1,932人参加） ・事業所等が身近に感じている疑問や問題に対し、その場で細やかな対応を実践することによって、職場環境の改善につなげることができた。	

●重点目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(1) 仕事と生活の調和についての理解の促進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	・ワーク・ライフ・バランスの理解促進に向けたセミナー等の実施	・共同参画時代の自分磨きセミナーにて、講座「働きやすい職場とは・・・？」を実施。 ・より多彩研修支援講座を活用しての企業研修では、人材バンクより講師を紹介し、ワーク・ライフ・バランスの講座を実施していただいた。	男女共同参画センター
	・基礎的な労働関係法令等に係る労働セミナーを県内3地区で開催し、労働者、経営者へ情報提供 ・労務管理アドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介を実施（再掲）	・労働セミナー開催回数：18回（399名参加） 参加者の理解も高く、内容の周知に貢献した。 ・労務管理アドバイザーの事業所への派遣：456件 事業所等が身近に感じている疑問や問題に対し、その場で細やかな対応を実践することによって、職場環境の改善につなげることができた。（再掲）	雇用人材総室

(2) 仕事と生活の調和を推進する取組の支援

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
企業における子育て支援体制の構築促進	・子育て応援機運の醸成	・県が発行するパスポートを子育て家庭が提示すると、協賛店舗等が商品の割引やポイントの加算などのサービスを提供したり、授乳室や子ども用の補助イスの利用など各種子育て応援サービスを行う。 ・登録世帯数：約31,925世帯 ・協賛店舗数：約2,362店舗（H25.3末現在）	子育て応援課
とっとりイクメンプロジェクトの推進（再掲）	・父親・企業向けセミナー等の開催 ・父親の育児参加に向けた広報 ・男性職員に育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	（再掲）	
中小企業労働相談所の設置	・県内3か所に中小企業労働相談所を設置し、労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対して助言・情報提供 ・基礎的な労働関係法令等に係る労働セミナーを県内3地区で開催し、労働者、経営者へ情報提供	・相談件数：3,230件（内職相談含む） 労働・雇用に伴う幅広いかつ幅越す相談に対応 ・労働セミナー開催回数：18回（399名参加） ・参加者の理解も高く、内容の周知に貢献した。	雇用人材総室
労務管理改善助言（再掲）	・労務管理アドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介を実施 ・事業所等（労働組合を含む）が実施する職場環境の改善に向けた社会研修等に講師を派遣	（再掲）	
働きやすい職場づくり支援セミナーの開催	・企業を対象に、県内事業所における実際の職場環境改善の取組事例、実践ポイントや取組のメリット等を紹介するセミナーを開催	・働きやすい職場づくり支援セミナー：397名参加 より良い職場づくりのための使用者側の意識の高まりがみられた。	
ワーク・ライフ・バランスの推進（対象：県職員）	・時間外勤務削減、休暇取得促進等に向けた業務改善、風通しのよい職場づくり等を推進 ・ワーク・ライフ・バランスを実現するためのセミナーの開催	・県庁改革の第2ステージとして「スマート県庁 笑顔拡大プロジェクト」を実施し、H23年度の時間外勤務の縮減水準の維持を目標としたが、予防防災、経済対策等による臨時的な業務の増加等により、時間外勤務は目標を13%超過した。（ただし、これは東日本大震災関連を除いた集計結果であり、含める場合は4%減少となっており、時間数全体としては前年度に比べ縮減されている。） ・セミナーの開催により、職員にワークライフバランスの趣旨について啓発を行った結果、参加者から「元気をもらった」などの声があり、仕事に前向きに取り組む意識の高まりが伺えた。	人事企画課

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
産休等代替職員費の助成	・産休等で休暇中の職員に賃金を支払う児童福祉施設等に対し、産休等代替職員に支払う賃金について補助	・市町村を経由して47か所に対し19,579千円補助を行った。	子育て応援課
届出保育施設等の支援	・入所児童の福祉の向上を図るため、届出保育施設等における保育環境を整備	・市町村を経由して9か所に対し2,175千円補助を行った。	
認定こども園の設置促進	・多様な保育ニーズへの対応や幼児教育・保育の質の向上を図るため、就学前の教育及び保育の機能を備える認定こども園の設置を促進	・平成25年4月現在で、県内で14施設が認定こども園の認定を受けており、待機児童の解消や、子どもの教育・保育環境の充実につながっている。	
保育所等整備財源の確保	・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等の緊急整備に対応	・平成24年4月から3園の認定こども園が開所し、174名の定員が増加した。今後も保育所、認定こども園の新設や施設整備を進め、子育て世帯の要望に添った福祉施設整備を実施したい。	
保育所の乳児途中受入の円滑化	・私立保育所における年度途中の乳児受入に対応するため、年度当初から乳児保育担当保育士を配置する経費を助成	・市町村を経由して43か所に対し11,723千円補助を行った。	
多子世帯の保育料軽減	・世帯の第3子以降（同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策とならない児童）の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減	・3,361人の入所児童に対し319,712千円の保育料軽減に係る助成を市町村に行った。	

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
子育て応援パスポート	・地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の利用サービスを実施	・社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。 ・県が発行するパスポートを子育て家庭が提示すると、協賛店舗等が商品の割引やポイントの加算などのサービスを提供したり、授乳室や子ども用の補助イスの利用など各種子育て応援サービスを行う。 ・登録世帯数：約31,925世帯 ・協賛店舗数：約2,362店舗（H25.3末現在）	子育て応援課
子育て応援市町村交付金	・市町村が地域の実情に応じて主体的に取り組む事業に対して交付金を交付し、市町村の取組を促進 ・育児の相互支援事業を行う会員組織（ファミリー・サポート・センター）の運営、設立等に関し市町村に対し助成及び研修の実施	・本交付金の活用により、各市町村が地域の実情に応じた自主的な子育て支援の取組を実行することに寄与。 ・市町村が、子どもの預かり等子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人の会員組織を設立し、相互援助活動に関するコーディネート・アドバイス等を行う市町村に対し、国の次世代育成支援対策交付金や安心子ども基金の対象とならない事業費について、子育て応援市町村交付金を交付。 ・センター事業の円滑な実施により子育てサービス提供に対応することができた。	
子育て支援活動・預かり保育推進	・幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園に対し助成 ・地域の未就園児や保護者等を対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園に対し助成	・県内の全ての私立幼稚園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施しており、保護者等に対する子育て支援につながっている。	
母子保健指導振興	・お産・子育て等に対する地域への出前教室と相談事業を実施	・市町村、関係機関を対象に母子保健に関するトピックス、県の課題について研修を実施 ・母子保健対策協議会にて課題の検討を行った	
私立幼稚園同時在園保育料軽減事業	・世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	・県内の全ての私立幼稚園において事業実施されており、保護者の経済的負担の軽減につながっている。	
私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業	・世帯の第3子以降の園児にかかる保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	・県内の全ての私立幼稚園において事業実施されており、保護者の経済的負担の軽減につながっている。	
地域における子育て支援体制の構築促進	・子育て王国とっとり建国運動 ・子育て支援拠点等で、地域の人材を活用した事業等を実施する市町村に対する経費の補助 ・子育て情報の収集と提供	・「子育て王国とっとり」を強調した広報の実施により、「子育て王国鳥取県」の機運醸成が図られつつある。 ・地域の子育て支援組織である「とっとり子育て隊」への登録数増加：3,774隊（H25.3末現在） ・児童館、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター等において、地域の人材をボランティアとして活用し子育て支援に取り組む市町村等に対して助成。 ・地域住民の参加による子育て支援の取り組みを促進させることに寄与。 ・NPOに「子育て情報ライター」を設置し、地域の子育て情報の収集・発信、ホームページ作成等の業務を委託して実施。 ・ホームページ（子育て王国とっとりサイト）を運営し、子育て世帯に対して情報提供を行った。	
児童発達支援センター利用料軽減	・児童発達支援センターを利用している多子世帯に対し、保育所利用の際の保育料軽減事業と同様に児童発達支援センターの利用料を軽減する市町村に助成	・2人以上の子どもが同時に保育所に通う場合、第2子以降の保育料を軽減する国の制度があるが、児童発達支援センターと保育園に同時に2人以上の子どもが通う場合には同様の制度がない。この不均衡を是正するため、また子育て支援のため、市町村が保育所利用の場合と同様に、児童発達支援センター利用世帯に対し利用料を軽減する場合、県は市町村に対して補助を行う。（軽減率の例：第2子 1/2、第3子 無料）H24予算額：971,000円 ・H24対象者：35人 実績額：535,325円	子ども発達支援課
医師・看護職員の勤務環境改善(再掲)	・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	(再掲)	医療政策課
県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・18歳未満の児童が3人以上の世帯等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。また、平成25年4月1日入居より、「子育て世帯」を優先入居の対象とした。 【平成24年度の第一次募集の応募状況（H25.3月末）】 * 募集戸数168戸/応募者431名（2.56倍） （うち、多子・多人数世帯：入居決定者4名） ・抽選とはなるが、多子世帯が優先的に県営住宅に応募でき、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。	住宅政策課

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
企業自立化支援資金	・施設整備等に対する金融支援	・企業自立化支援資金では、福利厚生施設充実等に要する資金を対象に含めて支援中。(融資対象設備には特別な要件を定めていない。) ・積極的PRによる利用促進に努めた。 ・信用保証料補助により、事業者の資金調達コスト低減、福利厚生設備への投資意欲増強に一定の効果あり。 ・平成24年度融資実績：54件、748百万円	経済産業総室(経営支援室)
育児・介護休業者生活資金支援事業	・育児・介護休業者に対し生活資金を貸し付け	・生活資金融資：新規受付2件	雇用人材総室
育児・介護休業の取得促進	・労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、制度の普及啓発等を図る(再掲)	(再掲)	
企業との連携による家庭教育の推進	・家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業と協定を締結し、鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の取組を推進	・家庭教育推進協力企業数：562社 ・企業の家庭教育に関する認識が浸透してきた	家庭・地域教育課
「子ども・子育て応援プログラム」の実行(対象：県職員)	・子育て支援制度の周知 ・男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・子育て応援メッセージによる情報発信(制度・休暇の活用事例・研修会等の情報) ・育児休業任期付職員の採用	・男性の育児休業取得率はH21年度以降上昇傾向にあり、育児参加への意識の高まりが感じられる。 ・育児休業取得者(24年度：117名(うち男性6名)) ・部分休業取得者(24年度：42名(うち男性4名)) ・育児短時間勤務取得者(24年度：7名(うち男性0名)) ・勤務時間の弾力化を実施 ・育児休業任期付職員を採用(24年度：3名) ・育児者の庁内LAN外部接続(24年度：78名)	人事企画課
	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会を開催し、県政の動向や新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を実施 ・乳幼児を持つ男性職員を対象に、料理教室等講習会を開催 ・職場参観デーの実施	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会 育児休業中の職員の職場復帰等に関する情報提供や職員同士の情報交換の場を提供した。 24年11～12月 県内3箇所で開催 ・新米パパのための子育て講習会 男性職員が子どもとのスキンシップをとるためのきっかけづくりをサポートすることができた。 25.3.21(木)開催 参加人数：4組7名(父2名、母3名、子2名) 内容：子どもとの遊び方講座(講話と実技指導) ・職場参観デー 親の働く姿を実際に見ることで親子のコミュニケーションが図られ、職場として子育てに協力することができた。 24.8.2(木)実施 参加人数：11名(小学1～6年生) 内容：県の概要説明、鳥取空港見学、参加児童の保護者の職場参観等	福利厚生課
医師・看護職員の勤務環境改善(対象：県職員)(再掲)	・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	<総合療育センター> (再掲)	総合療育センター 病院局
		<病院局> (再掲)	
「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画(鳥取県病院局)」の実行(対象：病院局職員)	・各種休暇・休業制度の周知 ・育児休業が取得しやすい環境づくり ・有給休暇が取得しやすい環境づくり ・超過勤務の縮減等仕事と家庭生活の両立	・看護助手(非常勤)の導入による負担軽減 ・新人へのGW期間中の休暇取得促進やリフレッシュのための休暇(5日間程度連続による)取得促進など休暇取得の促進を行った。 ・職員の適正配置を勘案し、必要に応じて職員を増員(医療技術職、看護師) ・各種休暇、休業制度をLAN掲示板で案内	病院局
「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」の実行(対象：教育委員会事務局及び県立学校教職員)	・子育て支援制度の周知・男性の育児休業 ・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・育児休業任期付職員の採用 ・子育て体験事例の紹介 ・育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 ・教職員を対象にした子育て講座の開催 ・職場環境相談窓口の設置	・校長会、事務長会などの機会や広報により子育て支援制度の周知を行った。 ・知事部局の「子育て応援メッセージ」を各教職員に送信した。 ・年次有給休暇等計画的に休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めることについて、所属長へ通知を行った。 ・育児休業任期付職員(司書、学校栄養職員)について、3年間の登録制度により、育児休業職員の代替要員を確保している。 復職支援研修会を開催し、育児休業者に対して、子育て体験事例の紹介を行うなど、情報提供を行った。 ・職場環境相談に関するヘルプラインとして教職員メール相談窓口を開設している。	教育総務課

●重点目標7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

(1) 物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
男女共同参画センター相談室	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	・平成24年度の総相談件数は2,558件と前年比10%程度の増加となり、中でも男性相談者が全体の1/3を占め、男性からの相談が増加傾向にある。	男女共同参画センター
次世代の漁業者育成	・漁村女性の全国研修会等への参加費を助成	・全国の水産業での漁村女性の活動について知る機会を設け、水産業での男女共同参画に対する意識を高めていけるよう引き続き支援を行う。	水産課
農業改良普及指導活動	・女性組織等が開催する知識、技能習得のための研修会への支援 ・役員として活躍できるような女性の掘り起こしと能力向上	・女性農業者・女性組織等に対し、農業生産・経営改善等の能力向上研修の企画運営支援を行った。 →女性農業者組織が中心となってセミナーを企画実施 ・国段階の女性農業者研修会の情報提供、男女共同参画推進に関する表彰事業への応募の働きかけを行った。 →農山漁村女性・シニア活動表彰に1名応募	農林総合研究所
鳥取県小規模事業者等経営支援交付金	・商工会連合会、各商工会議所が行う講習会、研修会開催費の助成	<取組状況> ・各団体（商工会連合会、各商工会議所）への交付金において、各団体女性部が行う活動（研修会の開催、全国大会等への参加）の経費の一部を助成した。 【24年度実績】 *研修会の開催、全国大会等について、1,940千円交付金助成 *（商工会議所女性会）全国大会16名、中国大会39名参加 *（商工会女性部）全国大会18名、中四国ブロック交流会67名、主張発表大会58名、指導者研修会104名参加 <評価> ・全国大会等に参加し、他団体の活動事例を学ぶとともに、県下女性部の合同研修を実施し、地域の女性リーダーとしての研鑽を深めた。	経済産業総室（経営支援室）
マネジメント及びマーケティング研修の開催(再掲)	・企業の中堅リーダーである係長から課長級を対象に研修を開催	(再掲)	雇用人材総室

(2) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
農業改良普及指導活動（再掲）	・研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結推進とフォローアップ	・後継者の就農や結婚等の機会を捉えて、市町村、農業委員会との連携のもと農業経営改善の一環として推進した。 ・新規就農者や農業者年金加入における政策助成もあり、徐々に締結が進んでいる。(240組)	農林総合研究所
林業普及指導（林業女性活動推進）	・鳥取県林業研究グループの活動支援	・女性会員が主体となった研修活動に対して経費を助成した（補助率1/3） ・女性会員による特用林産物を活用した加工品の開発等が進んでいる。	林政企画課
・農業改良普及指導活動（再掲） ・とっとり発！6次産業化総合支援事業	・農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援	<農政課> ・とっとり発！6次産業化総合支援事業：6次産業化（農商工連携）に取り組む農林漁業者等に対し、推進活動経費や施設、機械整備経費を助成（補助率1/3） <農林総合研究所> ・農村女性が主体となった起業活動・6次産業化に対し、普及指導計画に位置づけて発展段階に応じた技術面・経営面での活動支援を行った。(22組織・2農家) ・商品のブラッシュアップ、販路拡大を目指して、商談会や研修会等の情報を提供した。	農林総合研究所 農政課 食のみやこ推進課
とっとりオリジナル加工品づくり支援事業		<食のみやこ推進課> ・地元農林水産物を使用したオリジナル加工品の開発や販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し研修費や試食・販売PR等の経費を助成(補助率1/2) ・H24年度：交付実績 8件(うち女性代表者4件)	
加工品ステップアップ支援事業		<食のみやこ推進課> ・既に販売している地元農林水産物を使用した加工品を、県内外の量販店等へ販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し、研修費や備品等の経費を助成(補助率1/2) ・H24年度：交付実績1件	

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
打って出る販売チャレンジ支援事業	・農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援	<食のみやこ推進課> ・県外量販店への販路拡大に繋げてるため、小規模加工グループ等が県内イオン店舗で実験的に加工品を実演販売する際の実演販売に係る経費やPR資材作成費等の経費を助成(補助率1/2) ・H24年度：交付実績1件	農林総合研究所 農政課 食のみやこ推進課
鳥取県中小企業連携組織支援交付金	・企業組合等の設立支援及び創業時に要する経費を助成	・平成21年度に設立した女性を中心とした企業組合に対し、平成24年度に運営状況を診断し、共同事業活性化のための支援を実施：1件 ・平成17年に設立した女性を中心とした企業組合に対し、平成24年度に販路開拓のための展示会開催等について支援：1件 ・問題点等の把握ができ、共同事業活性化へ向けた取組が始まっている。	経済産業総室
新規参入資金	・創業等を行おうとする者に対する金融支援	・新規参入資金の活用について積極的PRに努めた。 ・利子補給、信用保証料補助による事業者の資金調達コスト低減と産学官連携での目利きサポート等により、起業意欲増強に一定の効果あり。 ・H24年度融資実績：216件、2,062百万円	
経営革新支援補助金	・中小企業が行う、経営革新計画を実施するのに必要な、マーケティング戦略構築、新商品開発、人材育成、販路開拓を支援	・経営革新計画の実行・目標達成に向けて当補助金が効果的に活用されるよう、商工団体との連携して制度PRやフォローアップ支援に取組んだ。 * 補助金交付決定：30件 ・多くの中小企業者が、当補助金を活用して経営革新計画の目標達成に取り組んでいる。 ・23年度実績：補助金交付決定：30件（うち女性代表者3件）	
ものづくり事業化応援補助金	・県内中小企業が事業化に向けて自ら行う研究開発を支援	・事業化に向けた企業の研究開発に当補助金が効果的に活用されるよう、財団法人鳥取県産業振興機構及び地方独立行政法人鳥取県産業技術センター等の産業支援機関と連携して、制度のPRや研究開発に対する助言等を行った。 * 交付決定：29件（うち女性代表者2件） ・多くの中小企業者が当補助金を活用し、事業化に向けて新たな技術及び製品の研究開発に取り組んでいる。 ・H23年度実績：交付決定：29件（うち女性代表者2件）	

テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

●重点目標8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
ユニバーサルデザインに関する研修の実施	・地域、団体、企業が開催する集会などへの出前講座 ・小中高生を対象とした出前授業の開催 ・県職員を対象としたUD研修を開催	・ユニバーサルデザインに多くの県民が興味を持てるよう啓発パネル展示の回数、場所・機会の選定などの工夫を行い、その充実に努めた。また、学校対象の出前授業、地域住民を対象とする出前講座を実施し、県民のユニバーサルデザインに対する理解を促進することができた。	人権・同和対策課
男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	・地域、職場、団体、学校への出前講座	・よりん彩ホームページ、チラシ等で出前講座の広報を積極的に実施。年間70回の出前講座を地域、職場、学校等で実施した。 ・学校からの男女共同参画に関する学習支援としての依頼が、中部地区に集中している。東部・西部地区への広報をさらに進める必要がある。	男女共同参画センター
介護予防の推進	・市町村や事業者が行う介護予防に関する事業についてより有効に実施できるよう調査・研究・研修等を実施 ・市町村等に適切な助言・支援を実施	・認知症サポーター養成講座の講座内容に認知症と口腔機能についての内容を盛り込み、口腔機能の維持・向上の必要性について啓発。 ・運動器機能向上の必要性を啓発するため、新聞広告を掲載した。（平成25年3月28日 日本海新聞）	長寿社会課
地域ケアネットワークづくり	・保健や医療、福祉に関わる人々や機関、組織が互いに連携して支援する体制を整備	・学識経験者、医療、介護、福祉、行政の多職種のメンバーで構成される地域包括ケア研究会を立ち上げ、県内における地域包括ケアや多職種間連携等の現状と課題について検討。25年度も引き続き会議開催し、課題整理と解決策を検討する。	

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
高齢者虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発 ・早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の弁護士、社会福祉士、医師等の専門家からなる権利擁護団体と連携し、地域包括支援センターの虐待相談・対応事業をサポートする体制を整備した。それにより、地域包括支援センター職員に相談・通報のあった虐待件数のうち、専門家のアドバイスを受けることで、解決の糸口が見えたケースがあった。 ・地域包括支援センター及び市町村の職員に対し、現場対応力向上を目的とした研修会を開催し人材育成に努めた。 研修会：平成24年7月4日、12日、19日 倉吉未来中心 平成24年7月28日 倉吉体育文化会館 参加者：約145名 対象者：地域包括支援センター職員、市町村職員等 	長寿社会課
認知症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・早期治療の体制の整備 ・専門的な医療や介護、及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症を早期に発見し、本人・家族に適切に対応できるかかりつけ医の養成を行い、対応力向上、早期発見・医療体制の整備を行ったが、研修への医師の参加を増やし、早期発見体制をさらに充実する必要がある。 ・専門的なサービスを提供する事業者や介護実務者に対して認知症に対する実践的な研修を行い、人材育成に努めた。 	長寿社会課
介護サービス等人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等の介護職員を対象として、介護の基礎知識や専門技術について分野別の研修を実施し、介護サービスの質の向上を図った。 ・実施回数：44回 ・研修内容：リハビリの知識と技術、口腔ケア、入浴介助 等 18分野 	
元気な高齢者の地域活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の活動の場が見つけられるよう支援を行うとともに、元気シニアの活動を広く紹介 ・地域住民が支え合う互助の仕組みづくりを市町村と連携して支援し、総合的に地域で支え合う体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・とっとり支え愛シニア認定書授与者：2個人、12団体 (H25.4.1現在) 地域におけるモデル的な支え愛活動を行っている高齢者個人及び高齢者の団体に対して知事名の「認定書」を贈り、高齢者の励みや生きがいの促進を図っている。 ・鳥取県地域「支え愛」体制づくり事業費補助金：75団体 (H24実績) ・とっとり支え愛活動支援補助金：5団体 (H24実績) ・住民相互の日常的な助け合いやNPO法人等による生活支援サービスに対して補助を行い、高齢者を含めた全ての地域住民にとって安心・安全に生活が続けられるまちづくりを推進した。 	
建築物のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や身体障がい者等の移動及び施設利用に配慮した建築物の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年からバリアフリー法に基づく鳥取県福祉のまちづくり条例を定め一定用途、一定規模以上の建築物にバリアフリー化を義務づけている。また、バリアフリー化整備工事への補助制度も設けている。 	住宅政策課
県営住宅の優先入居制度(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(母子・父子世帯、多子世帯、その他の子育て世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 【平成24年度の第一次募集応募状況 (H25.3月末)】 * 募集戸数168戸/応募者431名 (2.56倍) (うち高齢者世帯：入居決定者37名) ・抽選とはなるが、高齢者には中層耐火3階建て以上の1階を老人世帯向住宅又は身体障がい者向住宅として募集し、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。 	

(2) 障がい者の自立した生活に対する支援

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
県営住宅の優先入居制度(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(母子・父子世帯、多子世帯、その他の子育て世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 【平成24年度の第一次募集応募状況 (H25.3月末)】 * 募集戸数168戸/応募者431名 (2.56倍) (うち障がい者・同居親族障がい者世帯：入居決定者21名) ・抽選とはなるが、身体障がい者等には中層耐火3階建て以上の1階を老人世帯向住宅又は身体障がい者向住宅として募集し、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。 	住宅政策課

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
あいサポート運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けを行う方に「あいサポーター」になっていただき、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、研修や啓発活動等を実施する。（平成21年11月創設） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇あいサポートの更なる推進 ・小学校の授業で活用できる学習教材を作成し、県内全小学校へ配布 ・県民への啓発広報の実施 ・あいサポート企業・団体の認定 ◇あいサポート研修の実施 ・あいサポーター研修の実施 ・ステップアップ研修の実施 ・公開講座（一般対象）の実施 ・メッセージャー（研修講師）養成研修の実施 ◇他県連携 ・ふるさと知事ネットワーク参画県に連携打診し、平成25年度から2県が連携予定 【評価】 ・現在、島根県・広島県と連携しているが、平成25年度から更に2県と連携する予定となるなど、鳥取県発の取組が全国へと広がりつつある。 【課題】 ・県民への啓発やあいサポーター実践力の支援及び他県連携への働きかけ 	障がい福祉課
障がい者の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の雇用・就業の促進を図るため、障がい者を対象とした職業訓練を実施（訓練生には訓練手当を支給） ・知的障がい者対象（施設内訓練） 期間6ヶ月または1年 ・身体障がい者等対象（委託訓練） 期間1ヶ月～3ヶ月（最長6ヶ月） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内訓練（1年）：6名入校（就職率80%） 委託訓練（1～3ヶ月）：35名入校（就職率64%） 	雇用人材総室

（3）外国人居住者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
在住外国人の支援	<ul style="list-style-type: none"> 医療通訳ボランティア派遣など多文化共生支援事業の実施 ・私費留学生奨学金支給 ・「国際交流の集い」の開催 ・生活相談窓口の運営 ・日本語講師・ボランティア養成講座の開催、日本語クラスの運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語ホームページの運営（日本語、英語、中国語） ・多言語メールマガジンの配信（日本語版：18回、外国語版：16回） ・とっとり国際通信の発行：年4回、各2,000部発行・配布 ・医療通訳ボランティアの派遣：登録者数56名、派遣実績127件 ・コミュニティ通訳ボランティアの派遣：登録者数52名、派遣実績20件 ・国際交流コーディネーターの配置（英語、中国語） ⇒ 英語（1）・中国語（1）のコーディネーターを配置し生活相談を実施 ・日本語クラスの運営（東部・中部・西部3カ所で開催） ⇒ 東部：5クラス、延187名、中部：2クラス、延46名 西部：3クラス、延139名 ・「やさしい日本語版外国人のための初めての防災ハンドブック」：2,300部 ・国際交流の集いの実施（東部・中部・西部で計3回実施） ・子どものための異文化理解体験講座の実施 ⇒ 一般公募型：年4回 ⇒ 学校派遣型：東部10校、中部4校、西部5校に派遣 ・国際交流フェスティバルの実施（東部・中部・西部で計3回実施） ・多文化共生出前講座の実施（県内各地で計7回実施） ・私費留学生奨学金支給：11名（鳥取大学10、鳥取環境大学1） ・生活相談窓口や在住外国人向け日本語クラス、医療通訳ボランティア等の派遣などにより在住外国人にとって暮らしやすい環境整備に寄与している。 ・各種交流会や講座の実施により、異なる文化の相互理解が深まっている。 	交流推進課

（4）ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
人権尊重理念の啓発	<ul style="list-style-type: none"> テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビスポットの制作・放映、人権情報紙の作成、ラッピングバス、人権・同和問題啓発ラジオ等による啓発広報を行い、人権問題に関する理解を促進している。 ・啓発展示、研修、出前授業、出前講座を開催し、ユニバーサルデザイン理念の普及啓発を図っている。 ・県・市町村の行政関係者等を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した施策の推進を図っている。 	人権・同和対策課

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
人権相談窓口の設置	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談の実施	・（社）鳥取県人権文化センターが行う人権相談事業を助成し、幅広い人権分野の相談に対応している。 ・人権相談窓口の設置：相談員（非常勤）3名（水・土・日） （産業カウンセラー2名/内1名 心理相談員） ・24年度相談件数：238件	
	・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応	・県内3カ所到人権相談窓口を設け、県民からの相談に人権相談員が助言、情報提供し、関係機関との連携や専門相談員の活用により、問題解決の促進を図っている。 ・24年度相談件数：478件	
ひとり親家庭への総合支援	・母子家庭自立支援員の設置 ・母子福祉対策推進費（母子家庭等生活支援事業、ひとり親家庭モバイル相談、日常生活支援） ・ひとり親家庭福祉推進員の設置 ・母子家庭等就業・自立支援 ・母子家庭等自立支援給付金の支給	・母子自立支援員を県中西部の福祉事務所に配置（2名）、ひとり親家庭の相談対応や就労支援等を行う。 ・ひとり親家庭の研修、交流事業等を実施する鳥取県連合母子会に対して補助を実施。パソコンや携帯電話にひとり親家庭への支援に係る情報をメールマガジンとして提供。また、一時的な病気等の際に、家庭生活支援員を派遣。（母子会に委託） ・ひとり親家庭福祉推進員の設置を母子会へ補助実施。 ・就労に有利な技能習得のため、パソコン講習の開催を母子会へ委託実施。 ・母子家庭等のスキルアップ、技能習得のための自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進事業）を支給。	青少年・家庭課
母子寡婦福祉資金の貸付	・経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進するため、配偶者のない女子で児童を扶養している者及び寡婦に対し資金を貸付	・母子及び寡婦福祉法に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進するため、母子家庭及び寡婦に資金の貸付を行う。	
児童扶養手当の支給	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給。	
ひとり親家庭・DV被害者の就業支援	・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として職場体験研修を実施。	
母子生活支援施設強化	・国の配置基準を超えて母子指導員を配置し施設機能を強化	・精神疾患等を伴うDV被害者や被虐待児などの母子生活支援施設への入所が増加していることを踏まえ、母子生活支援施設の処遇の強化を通して、母子の社会自立を支援するため、国の配置基準を超えて母子指導員を配置する場合に必要な経費を助成する。	
子育て応援市町村交付金	・ひとり親家庭への助成（小中学校の入学の支度金）	・ひとり親家庭の子が小中学校に入学する際に支度金（1万円）を支給するひとり親家庭助成を行う市町村に対し、子育て応援市町村交付金を交付。	
ひとり親家庭への医療費助成	・医療費の負担軽減を図るため、一定条件を満たすひとり親家庭の子及びその母等に対し助成を行う市町村に対する補助	・当該軽減を行う市町村に対して補助を実施する。（事務費を含む。）	
県営住宅の優先入居制度（再掲）	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集（母子・父子世帯、多子世帯、その他の子育て世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等）	・母子・父子の世帯等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 【平成24年度の第一次募集応募状況（H25.3月末）】 * 募集戸数168戸/応募者431名（2.56倍） （うち、母子・父子世帯：入居決定者34名） ・抽選とはなるが、母子・父子世帯が優先的に県営住宅に応募でき、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。	住宅政策課
公共職業訓練の受講時の支援	・一定要件を満たす母子家庭の母等が公共職業訓練を受講するときに訓練手当を支給	・訓練手当支給人数：57名	雇用人材総室

●重点目標9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
人材育成講座の開催（再掲）	・DV防止のための講座、セミナー等による意識啓発	・自分磨きセミナーで、被害者・加害者双方を対象にしたセミナーを開催している。 ・毎年度、相談員等を対象とした基礎講座を開催している。	男女共同参画センター
DVに関する計画の策定と推進	・「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改訂と取組の推進	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」改訂委員会を設置して事業の進捗状況、当面の課題等についての検討を行い、22年12月に計画改訂を行った。	青少年・家庭課

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
暴力防止に関する啓発	・関係機関連絡会による連携 ・女性に対する暴力防止の普及啓発	<p><青少年・家庭課> ・普及啓発、街頭キャンペーンの実施。 ・配偶者等に対する暴力防止関係機関などと連携を緊密にし、平成24年11月に、鳥取・倉吉・米子市内のJR駅前やショッピングセンターにおいて街頭広報を実施した。</p> <p><男女共同参画センター> ・関係機関とのネットワーク会議に定期的に参加し、情報の共有と連携を進めている。</p> <p><生活安全企画課> ・「女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン広報」 関係機関と合同でJR各駅（鳥取・倉吉・米子）及びイオン等ショッピングセンターにおいて街頭広報実施。</p>	青少年・家庭課 男女共同参画センター 生活安全企画課
DV予防啓発支援員活動事業	・平成22年度、23年度で養成したDV（デートDV）予防啓発支援員を高等学校や地域等での研修会に講師等として派遣 ・支援員のスキルアップ研修と連絡会の開催	・DV予防啓発支援員として登録された支援員を高等学校に派遣しデートDV学習のファシリテーター等スタッフとして活動した。（24年度未登録者数74名 平成24年度派遣高校実績16校）今後は高校に加えて地域で開催される研修会等への派遣も行い予防啓発の拡大を図る必要がある。 ・DV予防啓発支援員連絡会の開催（県及び各圏域）とスキルアップ研修の実施。	福祉相談センター

（2）安心して相談できる体制の充実

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
人権相談窓口の設置（再掲）	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談 ・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応	（再掲）	人権・同和対策課
男女共同参画センター相談（再掲）	・電話、面接による一般相談、臨床心理士、弁護士等による専門相談	（再掲）	男女共同参画センター
外国人DV被害者支援員の養成	・外国人DV被害者の通訳を行うことができる外国人等の養成 ・被害者支援及びDV被害の未然防止	・英語、タガログ語、中国語の支援員を登録し、相談に対応している。	青少年・家庭課
DV加害者電話相談	・DV加害者からの相談電話を受ける相談員の養成及び電話相談	・毎月第3金曜日に加害者電話相談を実施。	
婦人相談所の運営、相談員の設置	・婦人相談所の運営及び婦人相談員を配置し、夫からの暴力、女性をめぐる諸問題についての相談援助	・婦人相談所に婦人相談員を1名配置し夫等からの暴力、離婚、生活困窮等諸問題について相談援助を行い、DV等の早期発見、保護、更正につながっている。	福祉相談センター
性犯罪被害者に係る相談窓口の周知	・性犯罪110番の広報資料の作成、配布	・県警ホームページに「性犯罪に関する相談窓口（性犯罪110番）」について」を掲載し、相談窓口の周知を図っている。 ・警察県民課発行の部外広報誌「県民のまもり」に「性犯罪110番」を掲載し、相談窓口の周知を図っている。	捜査第一課
被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備	・被害者支援カウンセラーの委嘱と被害者に対する紹介	・県東・中・西部各地区に「被害者支援カウンセラー」として委嘱している精神科医・臨床心理士（6人）を、カウンセリングを要望する被害者及びその家族に紹介した。 ・カウンセリングを受けた被害者及びその家族から、不安感・恐怖心が軽減されたとの評価を受けている。	警察県民課
	・ストーカー・DV被害者等からの相談対応	相談者に対し、相談者自身の選択・決断・協力の必要性等を分かりやすく説明し、相談者の意思に沿った支援をすることとし、早期の警告・事件化を推進している。	生活安全企画課
	・性犯罪被害者からの相談受理	・捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、女性警察官等による相談受理体制を整備している。 ・24年度は、女性警察官25名（各署1名以上）を性犯罪指定捜査員として指定し、女性警察官等による相談受理体制を整備した。	捜査第一課
	・総合相談窓口の設置・運営等 ・犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携事業 ・犯罪被害者等人権学習会の実施	・リーフレットの配布等により、総合相談窓口及び被害者の状況に応じた適切な相談機関等の周知に努めた。 ・保健師等を対象とした研修会を開催し、相談員のスキルアップを図った。 ・犯罪被害者等に対し、相談体制の周知をより一層進めていく必要がある。	くらしの安心推進課

(3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
ステップハウスの運営	・DV被害者等が避難所を退所後、精神的ダメージや経済的理由から、すぐ自立できない被害者に住居・心理ケアを施し、被害者の精神の回復と経済的自立を図る	・単身のDV被害女性など、他の法律で支援を受けられない女性に対して、住居を提供するとともに心理的ケアを行うステップハウスの運営を委託。	青少年・家庭課
ひとり親家庭・DV被害者の就業支援（再掲）	・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	（再掲）	
DV被害者の支援	・心のケア事業 ・関係機関研修会 ・関係機関連携強化事業 ・DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然防止を図る	<p><青少年・家庭課、福祉相談センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の心のケアのため婦人相談所に心理療法担当職員を配置。 ・県及び圏域で関係機関研修会、関係機関連携会議等の開催。 ・母子生活支援施設、民間シェルター等へ補助を実施。DV被害者等保護・支援事業（自立支援、医療費補助等） <p><中部総合事務所福祉保健局></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部圏域「女性に対する暴力防止」相談機関担当職員ネットワーク会議（年6回開催） ・中部圏域DV被害者支援関係者研修会及びDV予防啓発支援員スキルアップ研修会（年1回開催） ・中部圏域DV予防啓発支援員連絡会（毎月1回） ・デートDV学習（圏域内高校3校で実施） ・女性に対する暴力をなくす運動 ①街頭キャンペーン（11月13日倉吉駅、パープルタウンにて実施） ②パネル展示（11月13～27日、パープルタウンにて実施） ・今後も担当者のスキルアップと、学校や地域への啓発活動を推進していく必要がある。 <p><西部総合事務所福祉保健局></p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部圏域に於いて関係機関連絡会（研修会）を開催。 関係機関連絡会を年3回開催し、連携を図った。 ・DV被害者の相談・支援を行い、キャンペーンやデートDV学習等で未然防止活動を行った。 	青少年・家庭課 福祉相談センター 中部総合事務所福祉保健局 西部総合事務所福祉保健局
婦人一時保護所費	・婦人相談所に併設する婦人相談所一時保護所の運営	婦人相談所一時保護所において一時保護を実施し、被害者等の安全確保が図られた。	福祉相談センター
県営住宅の優先入居制度（再掲）	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集（母子・父子世帯、多子世帯、その他の子育て世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等）	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 <p>【平成24年度の第一次募集応募状況（H25.3月末）】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 募集戸数168戸／応募者431名（2.56倍） （うちDV被害者：入居決定者1名） <ul style="list-style-type: none"> ・抽選とはなるが、DV被害者が優先的に県営住宅に応募でき、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。 	住宅政策課
性犯罪抑止対策の推進	・性犯罪の前兆事案発生時の先制・予防的活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや女性に対する声かけ、つきまといの性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、その行為者を特定して、検挙や指導警告を行い、性犯罪等の重大事案への発展を阻止する等の先制・予防的活動を推進している。 ・あんしんトリピーメール、とっとりwebマップ、県警ホームページ等を活用した不審者情報の発信や、学校等における被害防止教室を開催し、関係機関と連携した被害の未然防止を図っている。 	生活安全企画課
犯罪被害者支援の充実と関係機関との連携強化	・犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催 ・民間被害者支援団体「とっとり被害者支援センター」への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・24年度総会において、活動報告、活動計画を審議し、会員相互の連携の強化を図った。 ・被害者支援センター主催のボランティア採用講座への講師派遣等の支援を行った ・被害者の実態を理解し、緊密な連携、ニーズに即した支援の必要性について再認識することができた。 ・実務に即した講座ということで好評であった。 	警察県民課

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
犯罪被害者支援の充実と関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の整備（主管組織・庁内連携体制） ・支援施策の普及・啓発 ・犯罪被害者等緊急避難場所確保事業 ・犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携事業（再掲） ・犯罪被害者等人権学習会の実施（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が様々なニーズ（問題）を抱えている状況や社会的支援の必要性等について県民の理解を促進するため、フォーラムを開催した。 ・街頭広報による普及・啓発活動を行った。 ・とっとり被害者支援センターが行う、被害者等が一時的に滞在する宿泊施設を確保し提供するための経費を補助。（H24年度利用実績なし） ・地域における人権教育推進員等を対象としたセミナーを実施した。人権教育の場において犯罪被害者等について考える機会が増え、県民の意識啓発が進むことを期待。 ・県民の犯罪被害者等への理解及びとっとり被害者支援センターの認知が十分ではなく、より一層広報啓発に努める必要がある。 	くらしの安心推進課
性犯罪被害者に対する経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・初診料の公費負担、初回処置料、診断書料、人工中絶費用の公費負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、16年度から産婦人科等での初診料等を公費負担とし、毎年10件前後の申請を受理している。24年度は6件の申請を受理。（申請に対しては全件公費負担） ・22年度から、医療機関の診察を受け支払済みのものに対しても公費負担できるよう改め、更に、平成23年8月2日から、公費支出額の上限を撤廃して全額負担することとし、被害者の経済的負担の軽減を図っている。 	捜査第一課
ストーカー行為への対策の推進	ストーカー事案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー事案に対しては、事案の緊急性・危険性に応じた頻度での現状把握をするためのシステムを構築し、状況の変化に適切に対応するとともに、ストーカー規制法に基づき、その要件、効力等を確実に教示し、行政措置、刑事事件化、保護対策、被害者支援等、採るべき措置に応じて積極的に対応している。 	生活安全企画課

（４）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的施策	施策の内容	具体的施策に対する取組状況、評価、課題等	担当課
人権相談窓口の設置（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談 	（再掲）	人権・同和対策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応 	（再掲）	
男女共同参画推進企業の認定（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 	（再掲）	男女共同参画推進課
職場環境づくりの推進（対象：県職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止委員会の設置 ・専門相談員の配置による相談体制の整備 ・相談員を対象とした研修会の実施及び外部開催研修会への派遣 ・庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のメンタルヘルス対策及びハラスメント防止研修会を開催 24.5.15（火）（鳥取県庁）参加者数59名 25.2.6（水）（鳥取県庁）参加者数64名 ・ハラスメント防止委員12名を任命 ・専門相談員（外部1名、内部18名）の配置 ・各所属への出前講座の実施：2所属2回実施 ・セクハラ及びパワハラに関する理解を深めた。 	福利厚生課

●重点目標10 生涯を通じた男女の健康の支援

（１）生涯を通じた男女の健康の保持増進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
男性相談の実施（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・男性臨床心理士による専門相談 	（再掲）	男女共同参画センター
介護予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防プログラム作成にあたり、男女の違いに配慮するよう周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾患に応じた介護予防の普及啓発を行った。 	長寿社会課
女性の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する情報提供、相談体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠相談カードの作成・配布：10000枚 配布後相談があった。 ・望まない妊娠相談対応について、研修会を開催した。 	子育て応援課
医療提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・マンモグラフィの整備など性差医療を推進するための体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳がんの検診率の向上のため、一次検診に必要なマンモグラフィの整備に対して補助を行った。 	医療政策課

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
各種がん検診の受診促進	<ul style="list-style-type: none"> ・がんに対する正しい知識の普及・啓発とがん検診受診啓発及びがん検診を受けやすい体制の整備 	<p>[普及啓発活動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳がんピンクリボン運動推進事業 啓発物の製作等を行い、各圏域において乳がん検診受診及び自己触診法を広くPRした。 ・がんフォーラムの開催 乳がん早期発見の検診や自己触診の大切さについて正しい知識の普及を図るため、ピンクリボン映画祭を開催した。 ・がん検診受診率向上総合啓発事業 各種メディア（テレビ・ラジオCM、新聞広告、オリジナルトイレットペーパー等）を活用した啓発を実施した。 ・出張がん予防教室の開催 各世代に応じたがんに対する正しい知識を効果的に啓発するため、学校や事業所等で行うがん予防教育に対し講師派遣、教材を提供した。 ・鳥取県がん検診推進パートナー企業の募集 がん対策の推進に協力していただける企業をパートナー企業として認定し、企業と連携してがん検診受診勧奨に取り組んだ。 ・地域密着型のがん検診受診率向上啓発事業 各福祉保健局において市町村等と連携した受診率向上に向けた独自の取組みを実施した。 <p>[検診体制の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・がん検診同時受診体制整備事業 事業所等で特定健診・がん検診を同時に受診できる体制を整備し、相互の受診率向上を図った。 ・レディース検診推進事業 乳がん・子宮がんに特化した同時受診体制を強化した。 ・がん検診受診率50%超チャレンジ支援事業 ソーシャルマーケティング手法を用いたがん検診受診率向上のための担当者向けの研修会を開催したほか、この手法を実践して取り組む市町村に対し支援を行った。 ・大腸がん検診特別促進事業 検診対象者に大腸がん検診キットを直接送付することで検診の簡便化等による受診率の向上を図る市町村に対して助成を行った。 ・休日がん検診支援事業 がん検診の検診機会を増やすため、休日のがん検診を行う市町村に対して助成を行った。 <p>[評価]</p> <p>各普及啓発や検診体制強化の取組みにより、多くの県民に対してがん検診などの啓発を図ることができた。</p>	健康政策課
自殺予防に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間（9月10日～16日）に、街頭キャンペーンを実施 ・自殺対策フォーラム開催 ・自殺予防リーフレット等による啓発 ・「眠れていますか？睡眠キャンペーン」を各圏域で展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間に、各圏域のショッピングセンター等で街頭キャンペーンを実施。 ・県民を対象に「みんなで支えあう地域づくりフォーラム」を開催し、自殺予防を普及啓発。 ・「眠れていますか？睡眠キャンペーン」では、各圏域の実情にあった研修会等を実施したほか、自殺予防を普及啓発。 	
ゲートキーパー養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に配置される健康づくり推進員等を対象に、新たに「気づき」、「つなぎ」、「見守り」に重点を置いたゲートキーパー養成研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県福祉保健局及び各市町村でゲートキーパー養成研修を計35回開催したほか、精神保健福祉センターでゲートキーパー養成の指導者研修会を実施。 	
「健康づくり文化」の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・県民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、日常的に健康づくりを行う「健康づくり文化」の定着を目指した普及・啓発 ・健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定 ・健康づくり文化創造推進県民会議の開催 ・糖尿病の診療連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントに健康づくり大使等を派遣し、健康づくりの重要性を普及啓発。 ・健康づくり応援施設の増加に努めた。 ・24年度末認定施設数 運動分野28、食事分野164、禁煙分野1,306 ・健康づくり文化創造推進県民会議を開催し、健康づくり文化創造プランの改定を行った。 ・鳥取県糖尿病対策推進会議で、糖尿病医療連携登録医制度のあり方について議論した。 	

(2) 妊娠・出産などに対する健康支援

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
女性の健康づくり支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠予防についての健康教育の実施 ・避妊、中絶等に関する相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠相談カードの作成・配布：10000枚配布後相談があった。 ・望まない妊娠相談対応について、研修会を開催 	子育て応援課

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
いまからはじめる！いつかはパパママ事業	・将来親になるために妊娠・出産の正しい知識を身につけるための、出前教室、セミナー、相談会等の開催やテキストの作成、意識調査を行う。	・出前講座19回実施 ・企業や大学等なかなか講座を受けて貰えず苦慮している。もっとPR等 ・充実していく必要がある。	子育て応援課
妊娠中毒症等療養看護費	・妊娠中毒症等に罹患している者に対する看護費の給付	・過去4年間給付実績なし	
妊婦健康診査費の助成	・妊婦健康診査に要する経費の助成	・妊婦健診が14回実施するようになり、妊娠11週までの妊娠届出率が上昇：89.5%となった。しかし、妊娠後期や出産後の届出もあるため、早期届出について周知するとともに、今後も継続して14回の妊婦健診を確保する必要がある。	
不妊治療等の支援	・不妊治療に要する経費の一部助成 ・不妊専門相談センターの設置	・不妊専門相談センター相談件数：158件 ・不妊治療費助成申請件数：815件々々申請数が増加している。今後治療実態にあった助成方法等の検討を行っていく必要がある。 ・助成制度の拡充のみならず、正しい知識の普及や不育症の啓発に取り組む必要がある	
思春期からの妊娠・出産支援	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	<子育て応援課> ・人工妊娠中絶が、3年連続全国ワースト1位となっている。 ・県民の方へ実態を周知していくことが出来ていないため、啓発に力を入れていく必要がある。 <健康政策課> ・性感染症予防キャンペーン（7～9月）の実施。	子育て応援課 健康政策課
周産期・小児医療の充実	・ハイリスク患者の情報等を分娩取扱医療機関の間で情報共有できる周産期医療情報システムの運営 ・総合周産期母子医療センターに県内医療機関のハイリスク患者の把握等を行う搬送コーディネーターを設置 ・子どもの発病時の対処方法等に対する地域への出前講座と小児救急ハンドブックの作成 ・小児救急電話相談の実施	・周産期医療情報システムの管理運営を総合周産期母子医療センターに指定されている鳥取大学医学部付属病院へ委託し、県内の産科医療機関間で患者情報の共有を図った。鳥取大学医学部付属病院に搬送コーディネーターを設置し、ハイリスク患者の搬送調整を行った。（H24：108件）	医療政策課
学校における性教育・エイズ教育の充実（再掲）	・手引き等を活用した学校における性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会の開催 ・性教育指導実践研修会の開催	（再掲）	スポーツ健康教育課
心や性等の健康問題対策（再掲）	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施	（再掲）	
体育実技等補助職員の措置（対象：公立学校教職員）	・妊娠中の女子教諭の体育実技授業に補助職員を配置	<小中学校課> ・小学校及び盲・聾学校の小学部においては妊娠中の女子教諭が同時に2人以上生じた場合、1ヶ月以上重複する期間について、その期間中における体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。 ・中学校及び盲・聾学校の中学部においては妊娠中の女子体育教諭1人について、体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。 ・養護学校の特に重複障がい学級を担当する妊娠中の女子教諭1人について、身体的負担のかかる学校活動全般について常勤的な非常勤講師を配置する。 【24年度実績】 小学校：0人、中学校：2名、県立特別支援学校：9人 <特別支援教育課> 補助職員を配置し、妊娠中の女子教諭の母体保護を図っている。 ・盲・聾学校の小学部においては妊娠中の女子教諭が同時に2人以上生じた場合、1か月以上重複する期間について、その期間中における体育実技授業に対して非常勤講師を配置。 ・盲・聾学校の中学部においては妊娠中の女子体育教諭1人について、体育実技授業に対して非常勤講師を配置。 ・養護学校の特に重複障がい学級を担当する妊娠中の女子教諭1人について、身体的負担のかかる学校活動全般について常勤的な非常勤講師を配置。 * 県立特別支援学校：8人	小中学校課 特別支援教育課

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的施策	施策の内容	取組状況、評価、課題等	担当課
エイズ予防対策	・正しい知識の普及啓発、予防教育	<p>[正しい知識の普及啓発]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントに併せて普及啓発 HIV検査普及週間(6月1~7日)、性感染症キャンペーン(7月~9月)、世界エイズデー(12月1日)等、イベントに併せ、パンフレット・啓発物の配布や、新聞・ラジオ・テレビ等メディアを活用し普及啓発を実施している。 ・エイズ・性感染症検査・相談体制の充実…保健所に検査に来所された機会を捉え、正しい性行動につながるような支援をしている。 <p>[予防教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、思春期等若いときから正しい知識の普及に努める。 各保健所で、市町村・教育委員会・学校等と連携をとり、学校祭への協力、授業に講師として出かける等取り組んでいる。 ・出前講座…地域・職場からの要請により、保健所で対応している。 	健康政策課
思春期からの妊娠・出産支援事業(再掲)	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	<p><子育て応援課> (再掲)</p> <p><健康政策課> (再掲)</p>	子育て応援課 健康政策課
学校における性教育・エイズ教育の充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・手引き等を活用した性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会の開催 ・性教育指導実践研修会の開催 	(再掲)	スポーツ健康教育課
心や性等の健康問題対策(再掲)	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施	(再掲)	
薬物乱用防止教育の充実(再掲)	・薬物乱用防止教育研修会の開催	(再掲)	

Ⅲ 男女共同参画施策の実施効果

1 第3次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況

テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点目標		施策の基本的方向				
1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画		(1)議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 (2)企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進 (3)大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進				
項目	所管課	計画策定時	直近	目標値		
県の地方公務員採用者(大学卒業程度)に占める女性の割合	人事企画課	26.9% H21	24.0% H24	30%程度	H28	
県の課長相当職以上に占める女性の割合		10.8% H22.4	10.6% H24.4	12%程度	H28	
県の審議会等における女性委員割合	人事企画課 男女共同参画推進課	40.3% H22.4	41.2% H24.4	40%以上	H28	
男女共同参画に関する職員研修を行う県の機関	男女共同参画推進課 男女共同参画センター	年間15箇所 H22	年間25箇所 H24	年間30箇所	H28	
男女共同参画センターが実施する出前講座の回数	男女共同参画センター	年間22回 H22	年間70回 H24	年間100回	H28	
男女共同参画人材バンク登録者数		94人 H23.3	106人 H25.3	200人	H28	
県の中堅リーダー育成支援事業で養成する企業の女性数	雇用人材総室	累計10名 H23	累計22名 H25	累計35名	H26	
小中学校の教頭以上に占める女性の割合	小中学校課	24.3% H22.5	22.6% H25.4	30%程度	H28	
高等学校の教頭以上に占める女性の割合	高等学校課	4.3% H22.5	(県のみ) 2.6% H25.4	10%程度	H28	
特別支援学校の教頭以上に占める女性の割合	特別支援教育課	43.5% H22.5	45.5% H24.5	40%程度	H28	

重点目標		施策の基本的方向				
2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実		(1)学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (2)家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (3)男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進 (4)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成 (5)国際的視野を持った男女共同参画の推進				
項目	所管課	計画策定時	直近	目標値		
男女共同参画を知っている県民の割合	男女共同参画推進課	54.1% H21	54.1% H21	100%	H26	
「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について反対する割合		44.8% H21	44.8% H21	55%	H26	
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考えている割合		12.0% H21	12.0% H21	25%	H26	
男女共同参画推進条例制定市町村		14市町村 H22	18市町村 H25.3	19市町村	H28	
男女共同参画交流室設置数		7市町村 H22	7市町村 H24	19市町村	H28	
よりん彩ネットの会員数	男女共同参画センター	212会員 H22	281会員 H24	400会員	H28	
男女共同参画センターが実施する出前講座の回数(再掲)		年間22回 H22	年間70回 H24	年間100回	H28	
公立中学校における職場体験の実施状況	小中学校課	96.7% H22	98.3% H24	100%	H28	
公立高等学校におけるインターンシップの実施状況	高等学校課	65.4% H22	100% H24	75%	H28	

重点目標		施策の基本的方向				
3 男性や子どもにとっての男女共同参画		(1)男性にとっての男女共同参画の理解の促進 (2)男性の家庭生活・地域活動への参画の推進 (3)子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 (4)子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備				
項目	所管課	計画策定時	直近	目標値		
子ども役員における男性の割合	男女共同参画推進課	22.1% H22	32.2% H24	40%	H28	
男性の育児休業取得促進を働きかけている事業所の割合		6.2% H21	6.2% H21	15%	H26	
仕事を持つ男性の育児・家事関連時間	男女共同参画推進課 子育て応援課	1日34分 H18	1日36分 H23	1日60分	H28	
男女共同参画センター事業参加者における男性の割合	男女共同参画センター	27.0% H22	40.3% H24	40%	H28	

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
男女共同参画センターが実施する男性の家庭・地域活動への参画支援講座の回数	男女共同参画センター	年間5回 H22	年間5回 H24	年間10回 H28
公立中学校における職場体験の実施状況(再掲)	小中学校課	96.7% H22	98.3% H24	100% H28
公立高等学校におけるインターンシップの実施状況(再掲)	高等学校課	65.4% H22	100% H24	75% H28

重点目標	施策の基本的方向			
4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進	(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進 (2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進 (3) 自治会やPTAなど地域社会での男女共同参画の推進			
項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
女性消防団員数	消防防災課	132人 H22.10	142人 H25.4	250人 H28
自治会役員における女性の割合	男女共同参画推進課	2.7% H22	3.8% H24.4	10% H28
「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考えられる割合		33.9% H21	33.9% H21	50% H26
県、市町村、団体等が実施する人材養成講座の回数	男女共同参画センター	年間30回 H22	年間108回 H24	年間50回 H28
県、市町村が公民館、自治会等の男女共同参画に関する講座に講師を派遣する回数		年間58回 H22	年間99回 H24	年間80回 H28

テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標	施策の基本的方向			
5 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり	(1) 女性の能力発揮を進めるための支援 (2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保			
項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	男女共同参画推進課	398社 H22	474社 H25.3	600社 H28
「職場」において男女の地位が平等であると考えられる割合		25.1% H21	25.1% H21	50% H26
25歳から44歳までの女性の就業率	雇用人材総室	76.7% H19	76.7% H19	現状以上 H32

重点目標	施策の基本的方向			
6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1) 仕事と生活の調和についての理解の促進 (2) 仕事と生活の調和を促進する取組の支援 (3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援			
項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を知っている県民の割合	男女共同参画推進課	17.8% H21	17.8% H21	50%以上 H26
育児休業制度がある事業所の割合		87.0% H21	87.0% H21	100%に近づける H26
介護休業制度がある事業所の割合		79.7% H21	79.7% H21	100%に近づける H26
育児・介護のための短時間勤務等を利用できる事業所の割合		68.5% H21	68.5% H21	100%に近づける H26
延長保育設置か所数	子育て応援課	112か所 H22	131か所 H24	132か所 H26
一時保育設置か所数		61か所 H22	69か所 H24.9	66か所 H26
放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を設置している小学校区の割合		95.0% H23	100% H25.3	95% H26
ファミリー・サポート・センターが利用できる市町村数		16市町 H22	17市町村 H25.3	19市町村 H26
子育て応援パスポート協賛店舗数		2103店舗 H23	2362店舗 H25.3	2500店舗 H26
地域子育て支援拠点事業		46か所 H22	49か所 H25.3	51か所 H26
とっとり子育て隊認定数		2931隊 H23	3774隊 H25.3	5425隊 H26
週労働時間60時間以上の有業者の割合	雇用人材総室	11.2% H19	11.2% H19	5割減 H32
鳥取県家庭教育推進協力企業	家庭・地域教育課	416社 H22	562社 H25.3	500社 H25
男性県職員(知事部局)の育児休業取得率	人事企画課	4.95% H22	5.52% H24	10%以上 H26
県職員(知事部局)年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数		10.4日 H22	10.6日 H24	12日 H26

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
県職員(知事部局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)	人事企画課	12.1% H22	10.4% H24	10% H24
男性教職員の育児休業取得率	教育総務課	11.0% H22	8.0% H24	11%以上 H26
教職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		11.3日 H22	12.0日 H24	15日以上 H26
職員(教育委員会事務局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		11.2% H22	15.0% H24	10% H27
男性県立病院職員の育児休業取得率	病院局総務課	8.3% H22	7.1% H24	10%以上 H28
県立病院職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		9.2日 H22	9.0日 H24	12日以上 H28
県立病院職員の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		14.8% H22	11.5% H24	10% H28
男性警察職員の育児休業取得率	警察本部警務課	1.6% H22	0% H24	10%以上 H27
警察職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		5.7日 H22	6.2日 H24	8日以上 H27

重点目標	施策の基本的方向			
7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進	(1)物事を決める場面への女性の参画の推進 (2)女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備			
項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
農業協同組合における女性正組合員の割合	農政課	18.1% H22	18.3% H25.1	30%以上 H28
農業協同組合の支店における女性運営委員の割合		10.8% H22	10.9% H25.1	20%以上 H28
農業協同組合における女性総代の割合		7.7% H22	7.8% H25.1	5%以上 H28
農業協同組合における女性役員数		7人 H22	9人 H25.1	6人以上 H28
農業委員に占める女性の割合(選任委員中女性の割合)	経営支援課	29% H23	27% H24.10	40% H29
女性認定農業者数		61人 H22	64人 H24.3	75人 H28
指導農業士に占める女性の割合	農林総合研究所	28% H22	28% H25.3	40% H28
家族経営協定締結農家数		227組 H22	240組 H25.3	260組 H28
農業協同組合生産部役員における女性の割合		7.0% H22	8.9% H25.1	10% H28
農業協同組合生産部指導員における女性の割合		7.0% H22	4.4% H25.1	10% H28
女性が主体となっている起業農家及び組織数		74組織 H22	59件 H25.3	85組織 H28
女性漁業士数	水産課	0人 H22	0人 H25.3	1人 H28
商工会及び商工会議所の創業支援による女性の創業件数	経済産業総室	年間47件 H22	年間36件 H25.3	年間60件以上 H28
県の中堅リーダー育成支援事業で養成する企業の女性数(再掲)	雇用人材総室	累計10名 H23	累計22名 H25	累計35名 H26

テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標	施策の基本的方向			
8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり	(1)高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (2)障がい者の自立した生活に対する支援 (3)外国人居住者が暮らしやすい環境の整備 (4)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応			
項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
ユニバーサルデザインを知っている県民の割合	人権・同和対策課	21.9% H22	21.9% H22	50% H26
あいさポーター数	障がい福祉課	31,188人 H23.11	121,218人 H25.3	14万人 H26
公共職業訓練修了者の就業率	雇用人材総室	75.7% H22.6	69.1% H25.4	80% H28
障がい者の実雇用率(民間企業)		1.78% H23.6	1.80% H24.6	1.8% H28
障がい者の実雇用率(知事部局)	人事企画課	2.33% H23.6	2.27% H24.6	現状以上 H28
障がい者の実雇用率(教育委員会)	教育総務課	1.63% H23.6	1.71% H25.4	2.0% H28
障がい者の実雇用率(病院局)	病院局総務課	1.57% H23.6	2.60% H24.6	2.1% H28
障がい者の実雇用率(警察本部一般職員)	警察本部警務課	2.08% H23.6	2.03% H24	現状以上 H28

重点目標	施策の基本的方向			
9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1)男女間における暴力を許さない社会づくり (2)安心して相談できる体制の充実 (3)配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進 (4)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進			
項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合	男女共同参画推進課	2.0% H21	2.0% H21	0%に近づける H26
市町村におけるDV相談支援センターの数	青少年・家庭課	0か所 H22	0か所 H24	1か所 H27

重点目標	施策の基本的方向			
10 生涯を通じた男女の健康の支援	(1)生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2)妊娠・出産などに対する健康支援 (3)健康をおびやかす問題についての対策の推進			
項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
男女共同参画センターにおける男性相談件数	男女共同参画センター	年間682件 H22	年間805件 H24	年間800件 H28
妊娠11週以下での妊娠の届出率	子育て応援課	87.6% H21	89.5% H23	100% H29
県内のNICU病床数	医療政策課	15床 H23.5	18床 H25.3	18床 H25
妊娠中の喫煙(妊娠の届出時)	健康政策課	3.9% H21	3.6% H22	0% H24
胃がん検診受診率		22.7% H21	23.4% H23	50%以上 H24
肺がん検診受診率		24.1% H21	25.3% H23	50%以上 H24
大腸がん検診受診率		25.6% H21	27.4% H23	50%以上 H24
子宮がん検診受診率		26.6% H21	30.4% H23	50%以上 H24
乳がん検診受診率		27.4% H21	29.6% H23	50%以上 H24
成人の週1回以上スポーツ実施率	スポーツ健康教育課	51.7% H21	51.7% H21	60%以上 H26

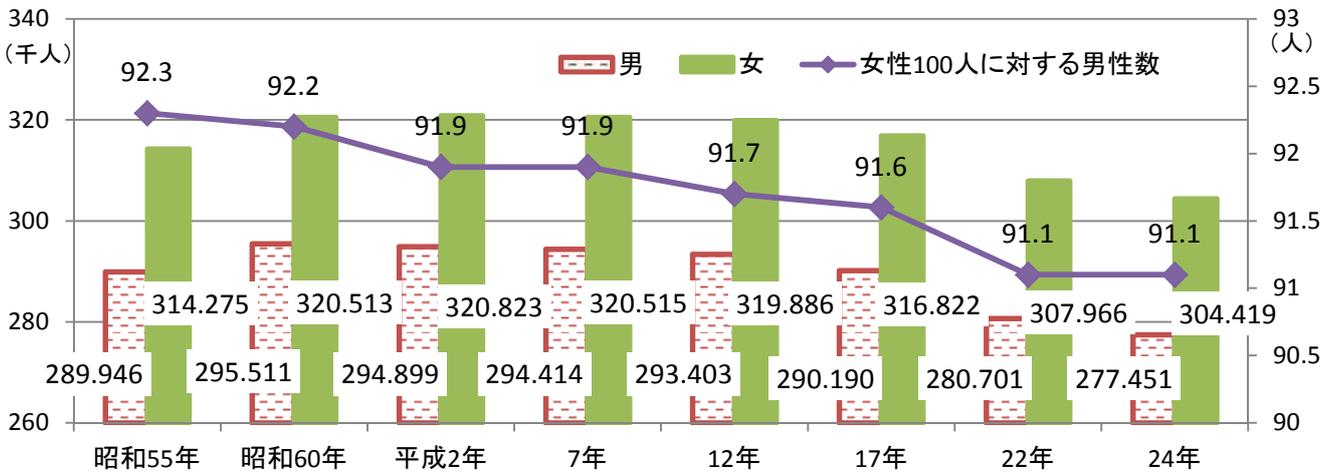
Ⅳ データで見る男女共同参画の現状

鳥取県の人口と世帯

(1) 人口

平成24年10月1日現在の本県の人口は581,870人で22年に比べ6,797人減少している。男女別に見ると、女性が304,419人、男性が277,451人で、女性が26,968人多く、女性100人に対する男性の数は91.1人となっている。

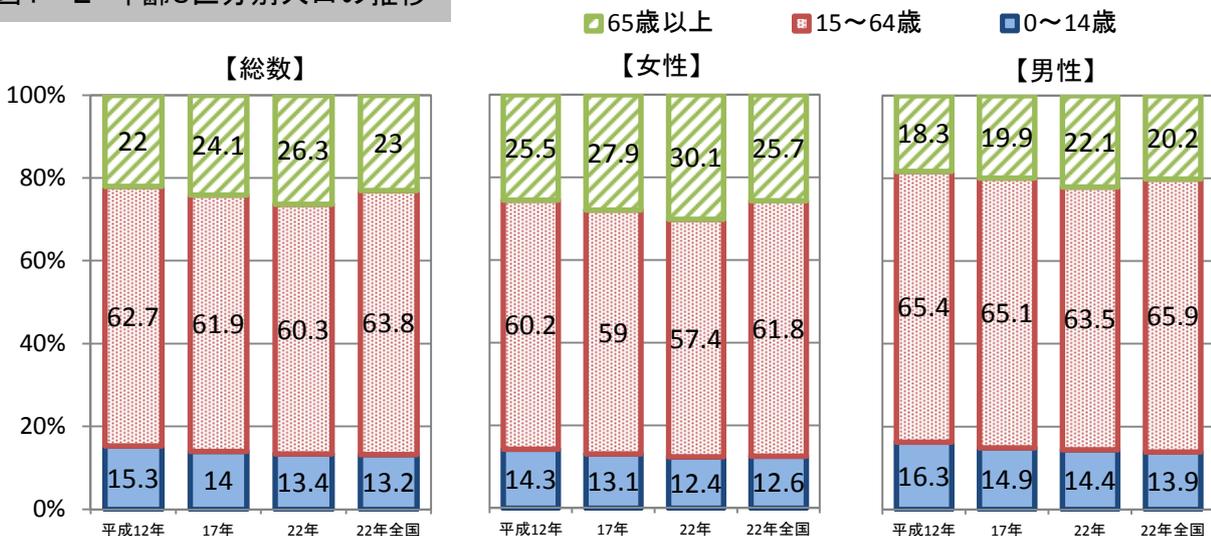
図1-1 人口の推移



資料:昭和60年～平成22年 総務省「国勢調査」
平成24年 鳥取県年齢別推計人口

平成22年の国勢調査をみると男女とも高齢化が進んでおり、女性の老年人口の割合は30.1%と、その率は男性の22.1%よりも8%高くなっている。

図1-2 年齢3区分別人口の推移

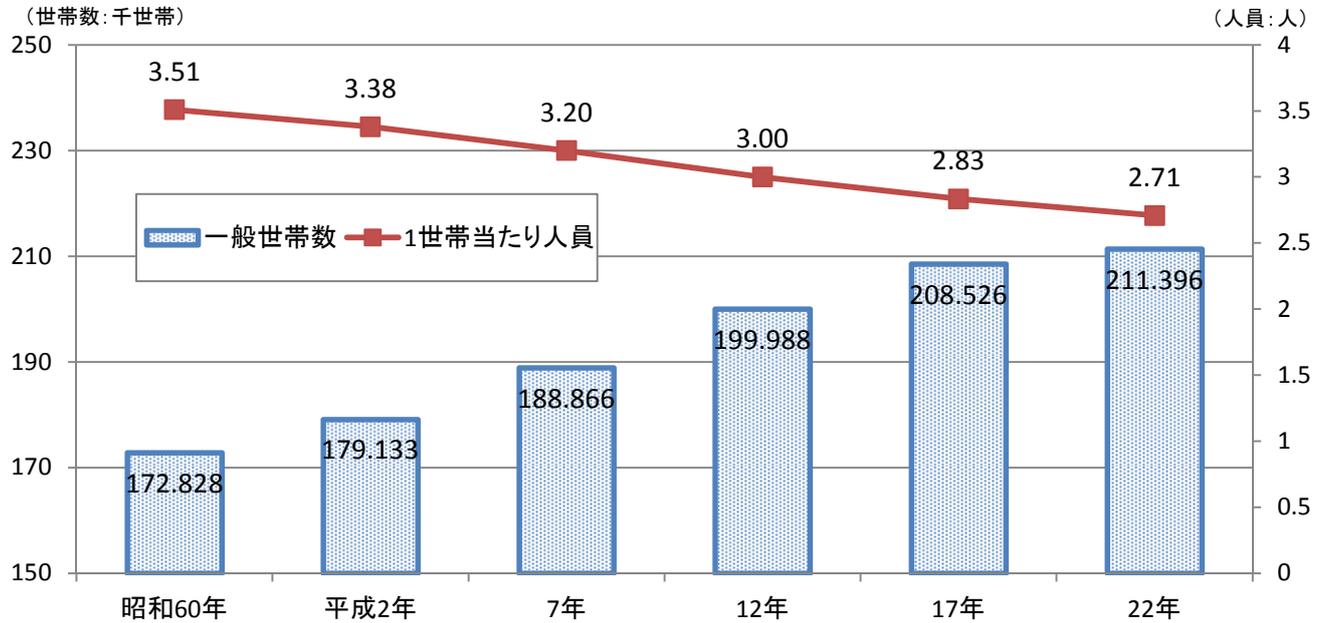


資料:総務省「国勢調査」(平成22年)

(2) 世帯

平成22年の国勢調査では、本県の一般世帯数は17年に比べ2,870世帯増加しているが、1世帯当たり人員は17年の2.83人から2.71人へと減少しており、世帯規模が小さくなっている。

図1-3 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

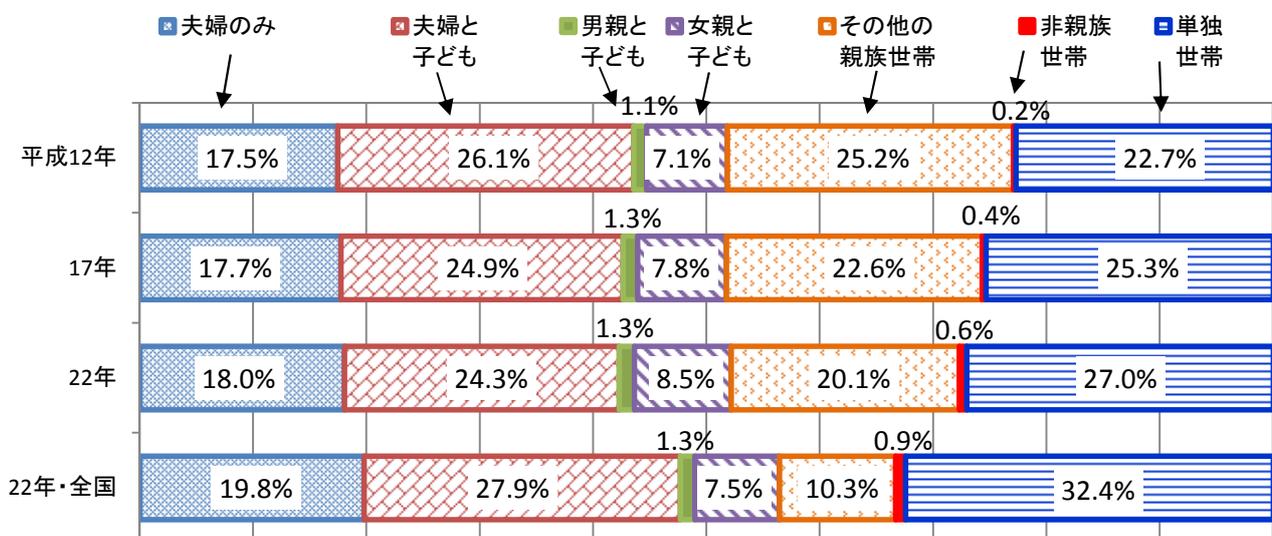


(注)「一般世帯」は、住居と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮などに居住している単身者で、施設等の世帯は除く。

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

平成22年の本県一般世帯の家族類型は、17年と比べ「単独世帯」は1.7%、「女親と子ども世帯」は0.7%増加しているが、「その他の親族世帯」は2.5%減少している。

図1-4 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



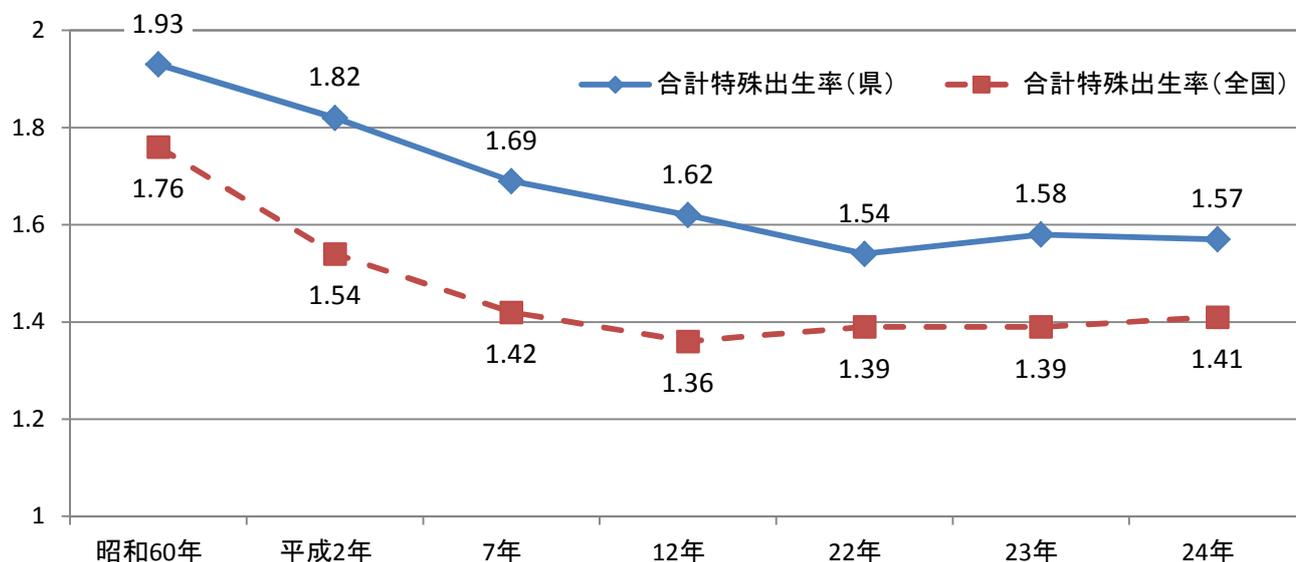
(注) その他の親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
 非親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
 単独世帯・・・世帯人員が1人の世帯

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

(3) 人口動態

平成24年の本県の合計特殊出生率は全国を上回って推移しているが、昨年より0.01ポイント減少し1.57であった。

図1-5 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)

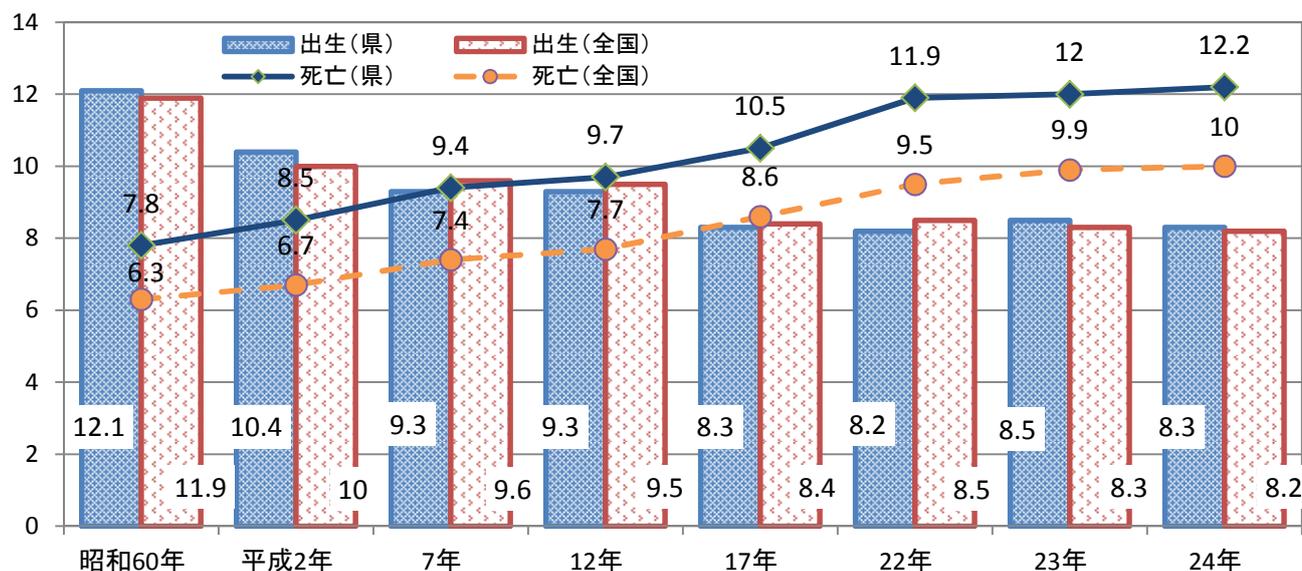


(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成24年)

平成24年の本県の出生率及び死亡率を全国と比較すると、死亡率は全国を上回って推移している。近年、全国を下回って推移していた出生率は、昨年に引き続き全国を上回った。

図1-6 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)

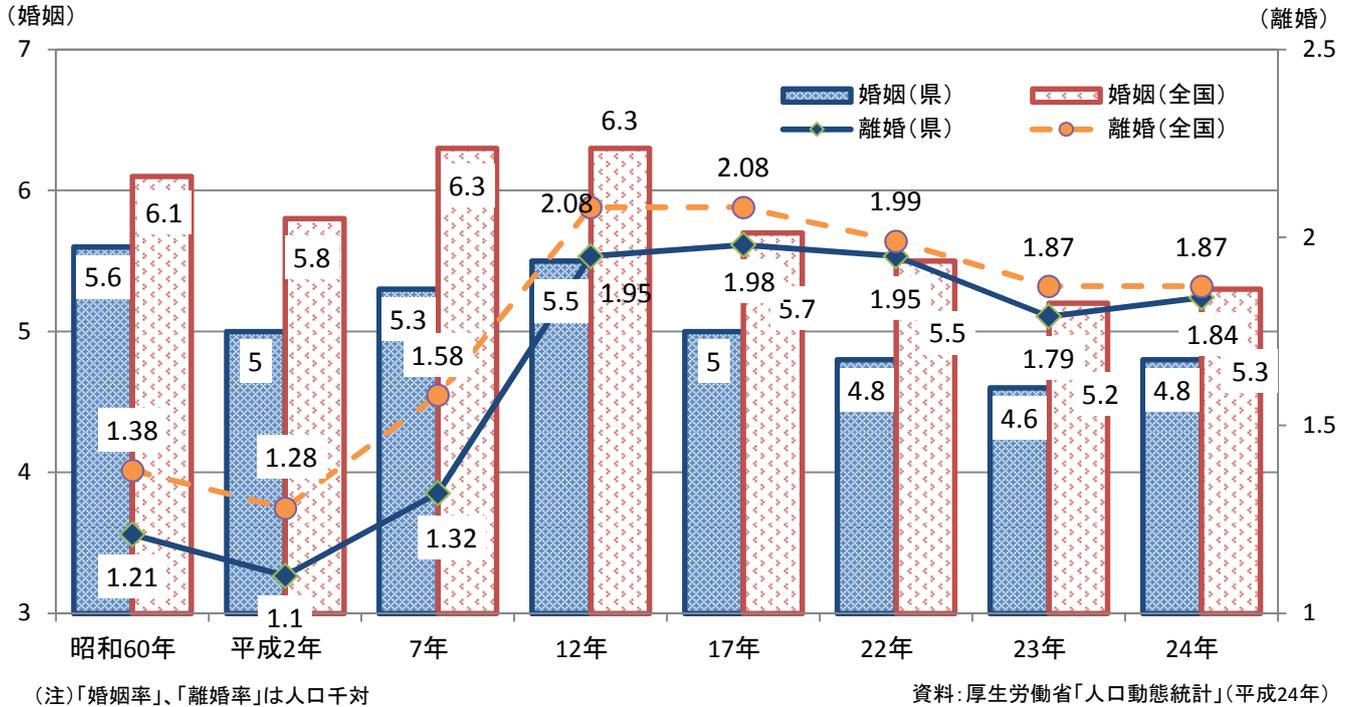


(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成24年)

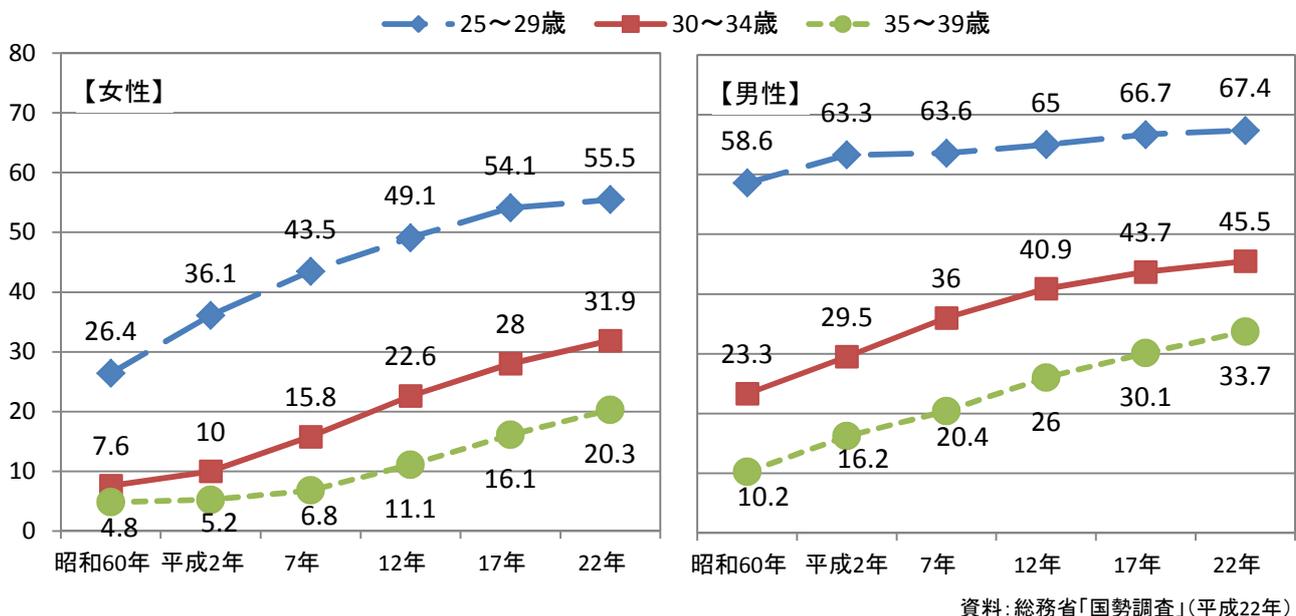
平成24年の本県の婚姻率は0.2ポイント、離婚率は0.05ポイント上昇しているが、全国と比較すると、婚姻率、離婚率共に全国を下回って推移している。

図1-7 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)



平成22年の本県の年齢階級別未婚率は、男女とも各年齢階級において上昇しており、女性と比較し男性の未婚率が高い。

図1-8 年齢階級別未婚率

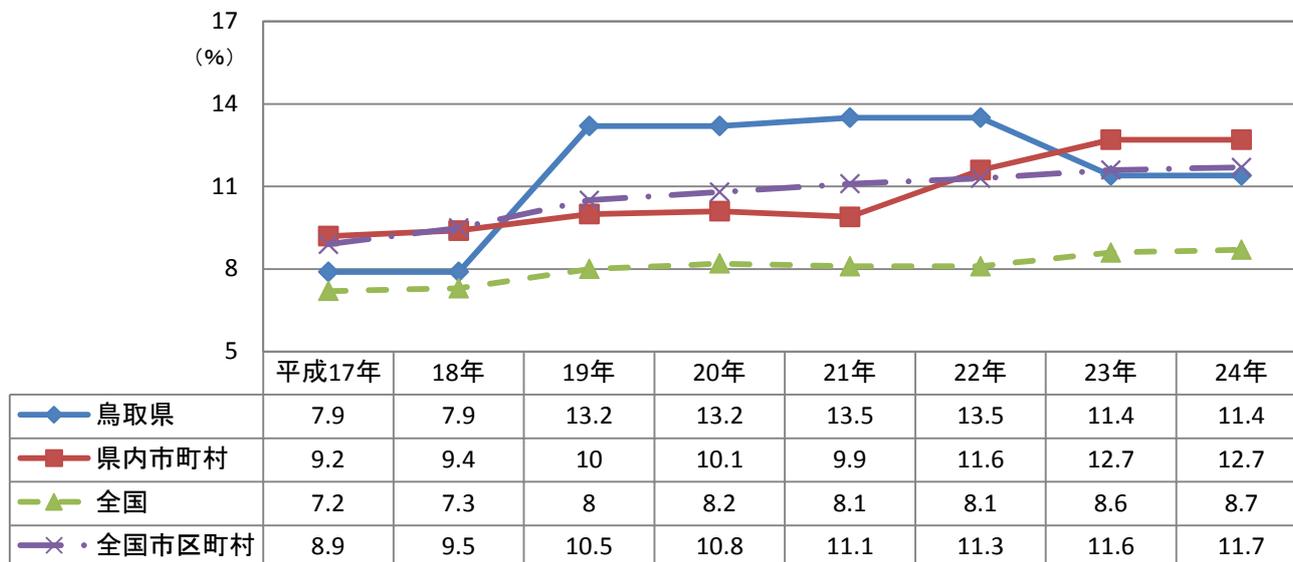


テーマA：男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

【重点目標1】自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

平成24年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で11.4%、市町村議会で12.7%となっている。

図A-1 議会議員における女性割合の推移



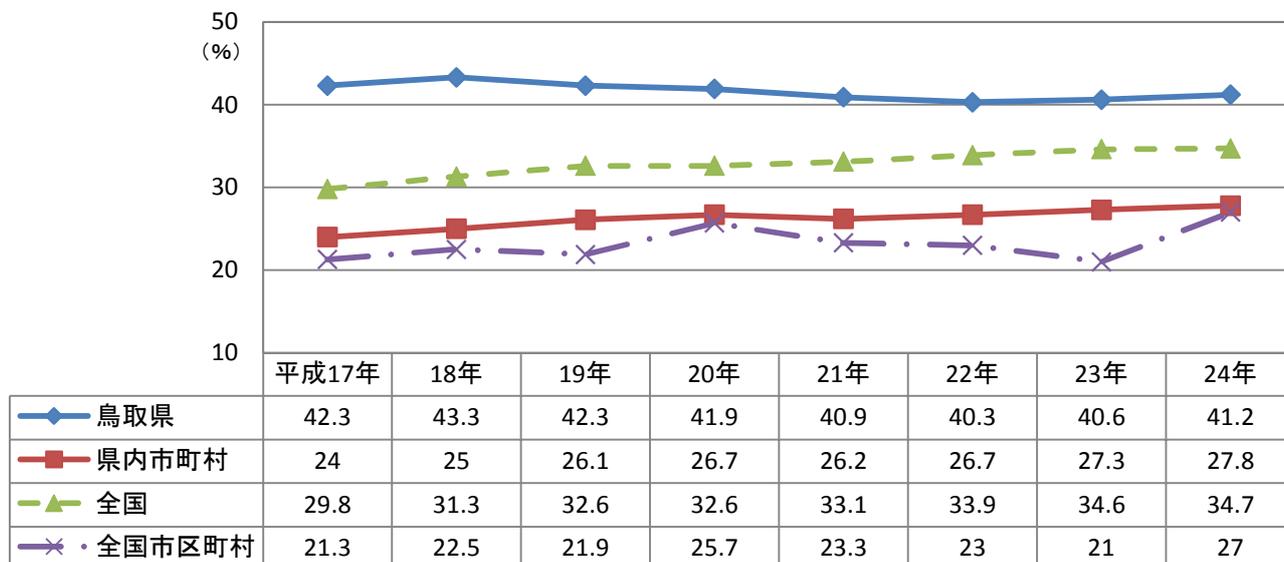
<調査時点>平成17年の市町村は7月1日、平成19年は6月1日、それ以外は4月1日現在(全国及び全国市区町村については各年末時点)

資料:県内 男女共同参画推進課調べ

全国 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査(平成24年)

平成24年の本県の審議会委員における女性の割合は、県41.2%、市町村27.8%となっている。県においては平成15年以降4割を上回って推移している。

図A-2 審議会委員における女性割合の推移

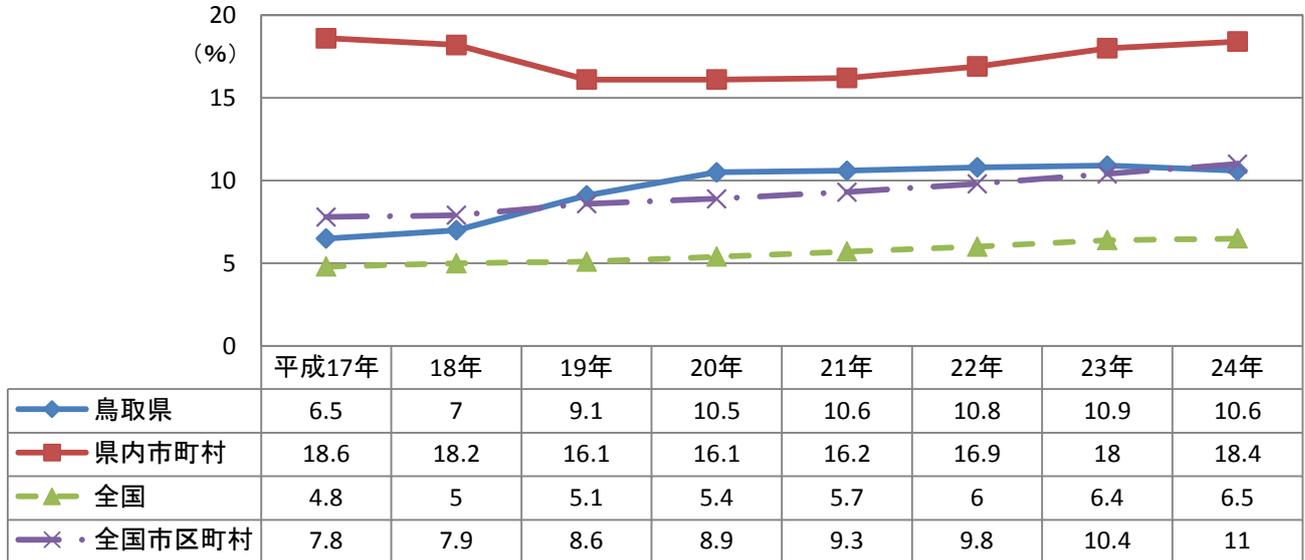


(注)県内市町村は広域で設置された審議会は含まない数。
県と全国は目標の対象である審議会の数。

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成24年)

平成24年の本県の自治体管理職(本庁の課長相当職以上)における女性の割合は、県が10.6%、市町村は18.4%となっている。

図A-3 自治体管理職における女性割合の推移

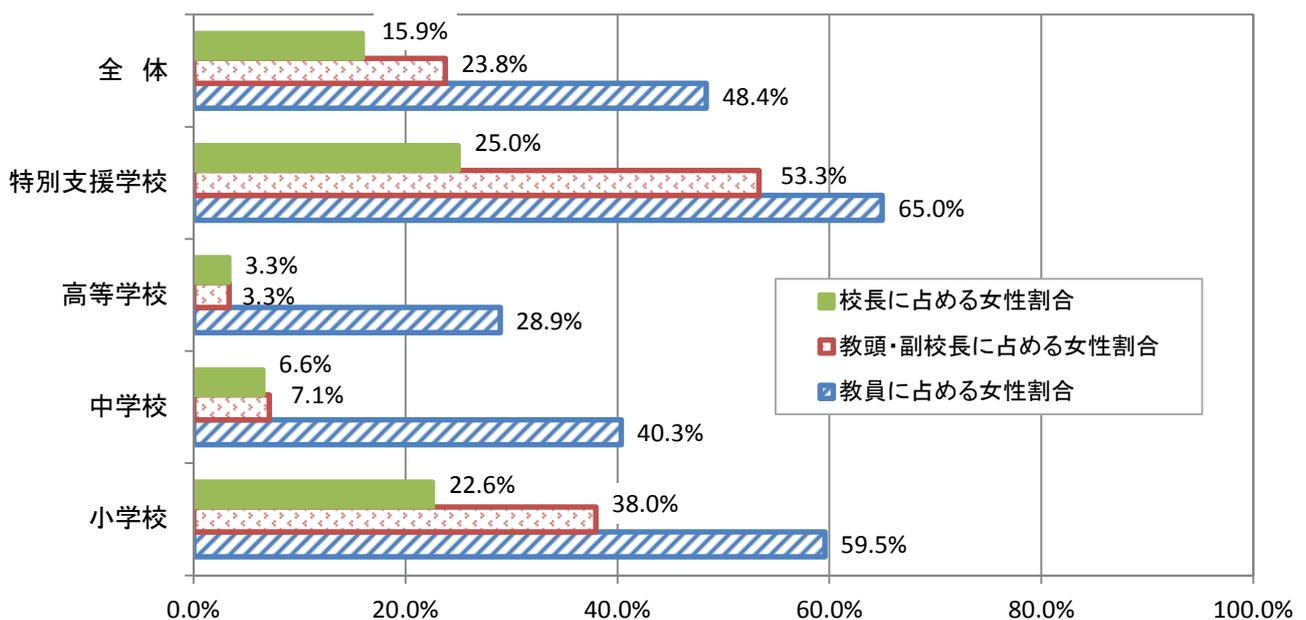


(注)各年4月1日時点
本庁には警察本部、教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成24年)

平成24年の本県の教員の男女比率はほぼ同率であるが、うち女性の教頭及び副校長は23.8%、校長は15.9%となっている。特に中学校、高等学校では、女性の教員の割合に比べ、かなり低くなっている。

図A-4 教員・教頭及び副校長・校長における女性割合

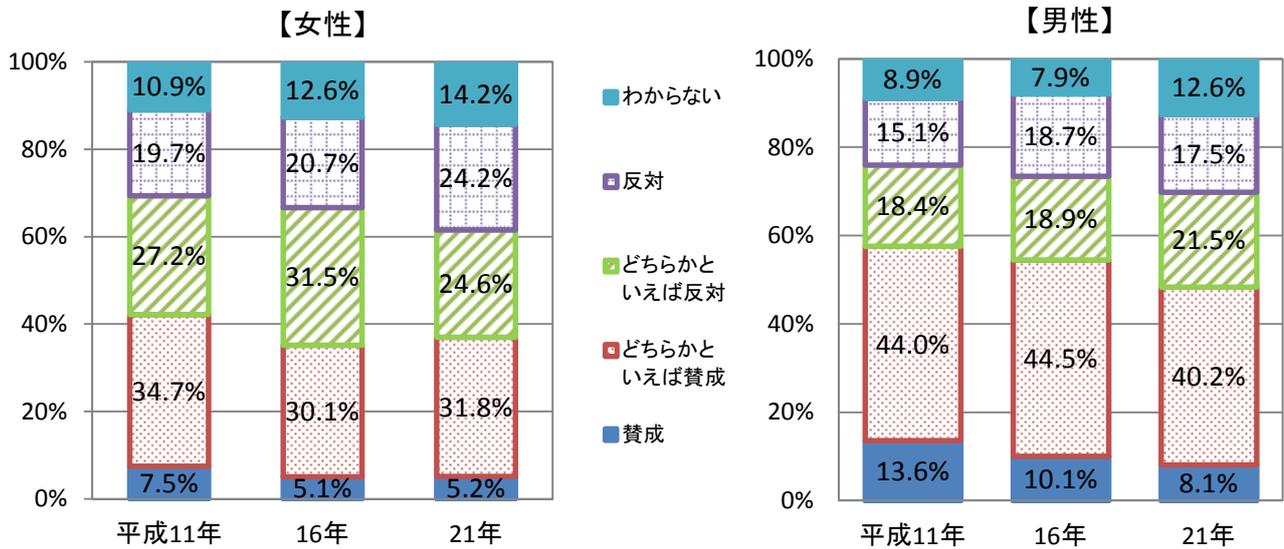


資料:文部科学省「学校基本調査」(平成24年)

【重点目標2】男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

平成21年の調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、女性では反対群が、男性では賛成群の割合が多い。経年的には、男女とも賛成群が減少し、反対群が増加する傾向にある。

図A-5 男女の役割分担意識

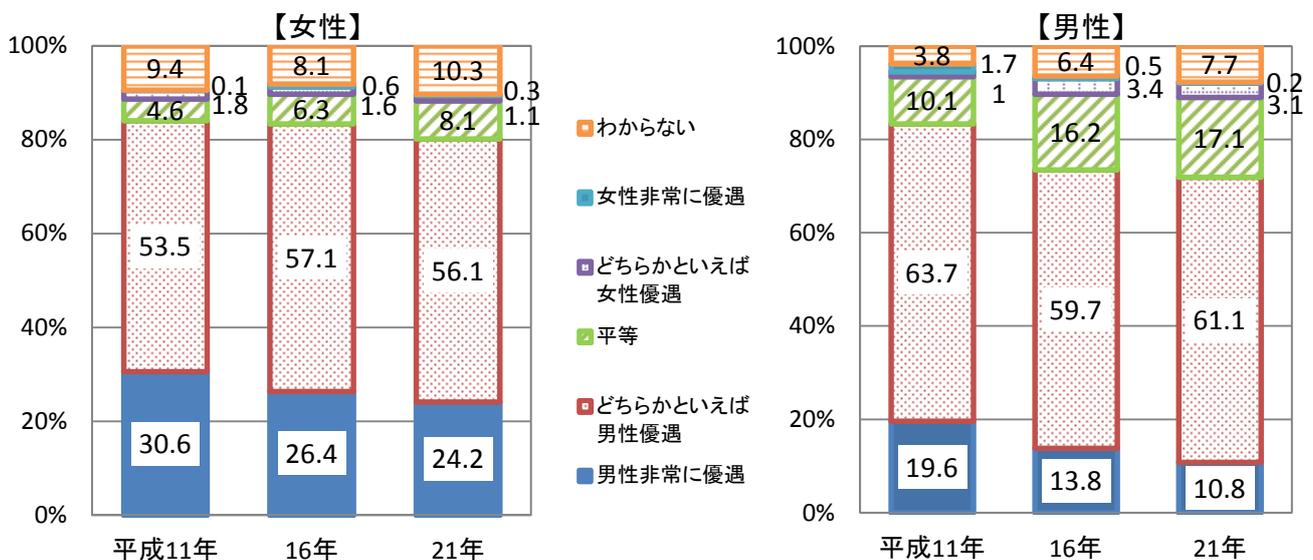


(注) 賛成群:「賛成」+「どちらかといえば賛成」
反対群:「反対」+「どちらかといえば反対」

資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成21年の調査によると、社会通念・慣習やしきたりなどにおいて、女性の8割、男性の7割が男性が優遇されていると感じている。

図A-6 社会通念・慣習などにおける男女平等感

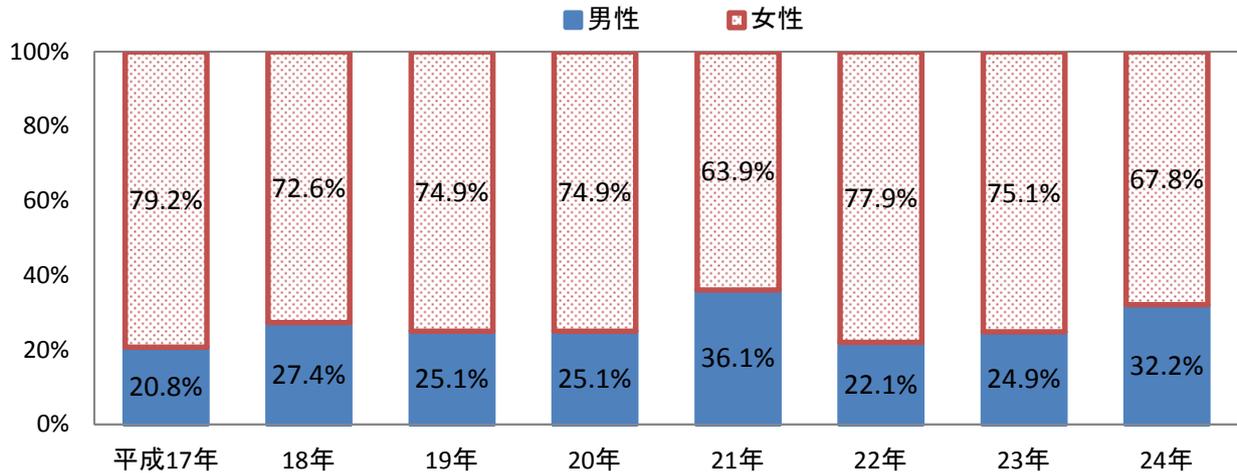


資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

【重点目標3】男性や子どもにとっての男女共同参画

平成24年の本県の子ども会役員1,915名のうち、男性は617名で32.2%、女性は1,298名で67.8%となっている。

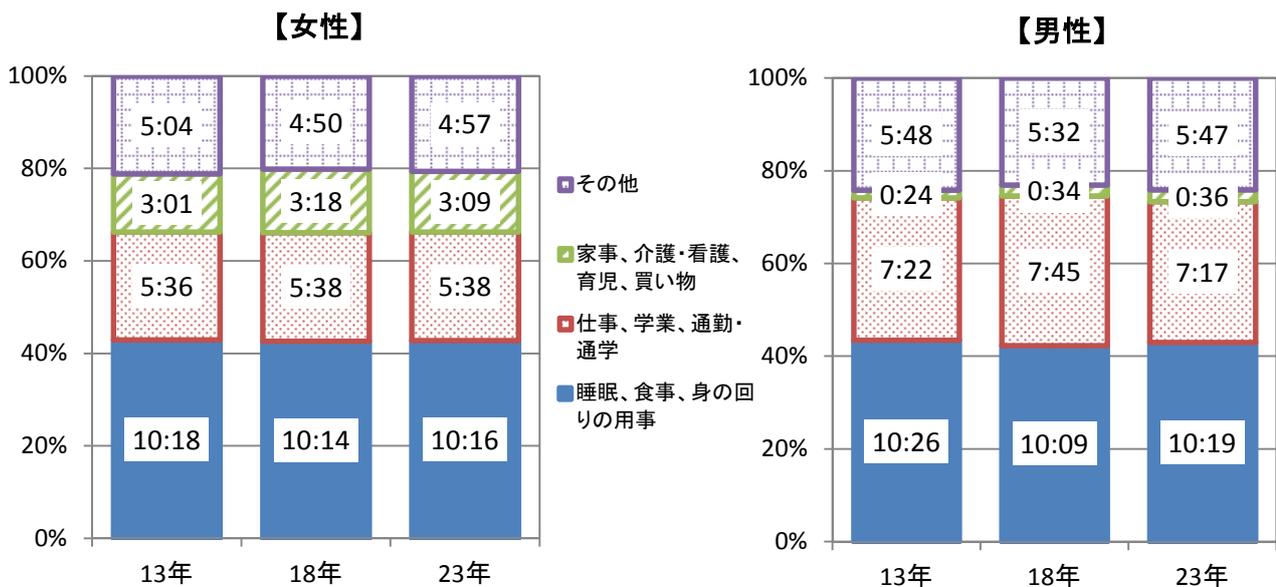
図A-7 子ども会役員における男性の割合



資料：男女共同参画推進課調べ

平成23年の本県の男女有業者の週平均生活時間のうち、二次活動時間の家事関連は男性が36分で平成18年に比べ2分増加しているが、女性の3時間9分との差は縮まっていない。

図A-8 男女有業者の週平均生活時間



(注) 有業者：15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人。家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。

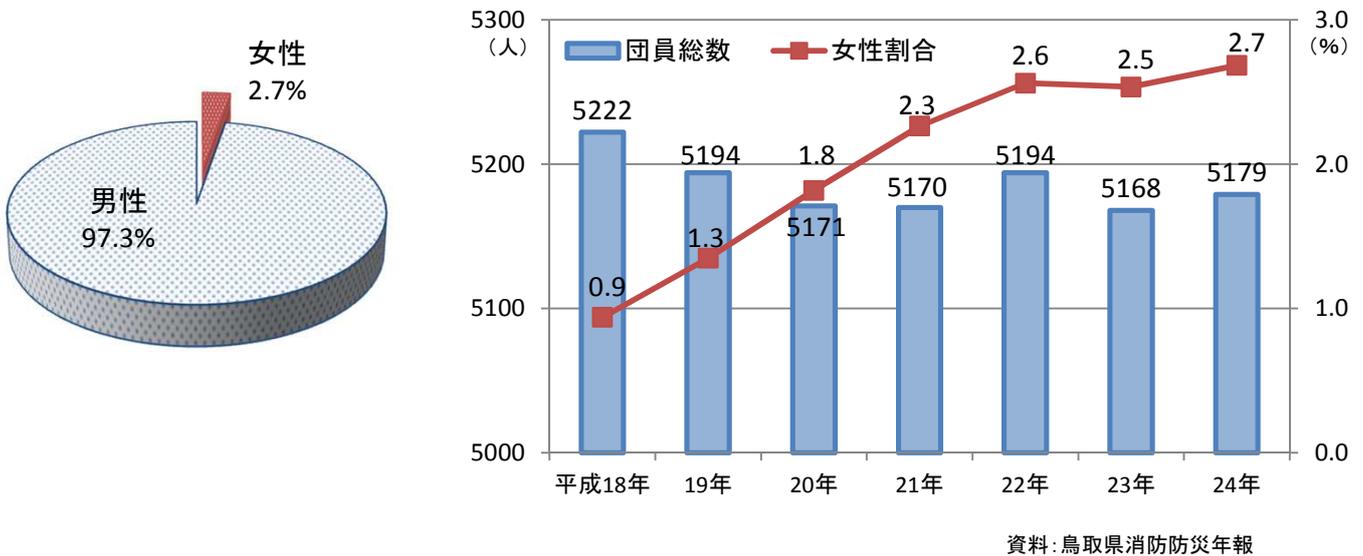
生活時間：一次活動(睡眠、食事など生理的に必要な活動) 二次活動(仕事、学業、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動) 三次活動(一次、二次活動以外で各人の自由時間における活動)

資料：総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

【重点目標4】地域の様々な分野における男女共同参画の推進

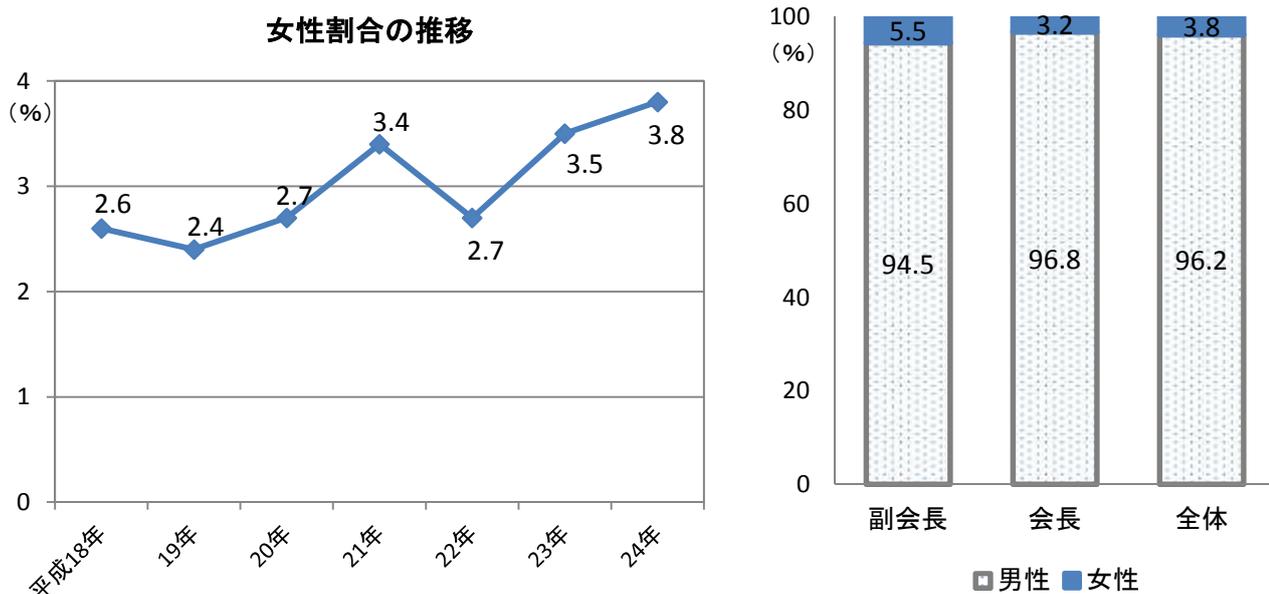
平成24年4月1日現在の本県の消防団員は5,179人で前年より11人増加した。うち女性は昨年より8名増えて139人で、団員数の2.7%であった。

図A-9 消防団員における女性割合



平成24年の本県の自治会役員のうち、会長2,806名中女性は89名で3.2%で、前年より0.6ポイント上昇した。また、役員(会長及び副会長)における女性の割合も3.8%と前年より0.3ポイント上昇した。

図A-10 自治会役員における女性割合

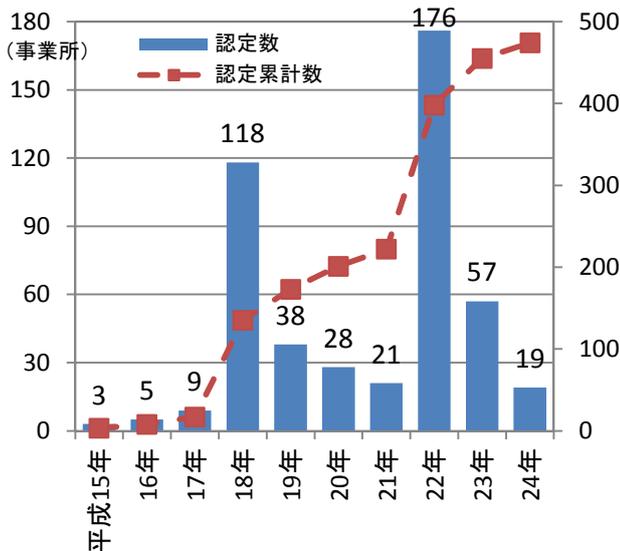


テーマB：職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

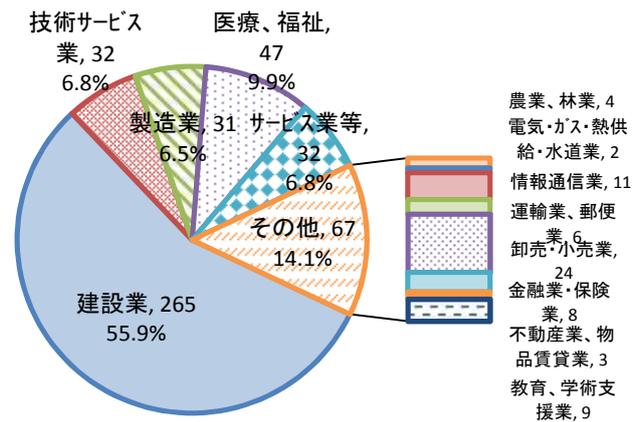
【重点目標5】男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は474事業所(平成25年4月1日現在)であり、24年度の認定数は19事業所であった。

図B-1 認定状況の推移



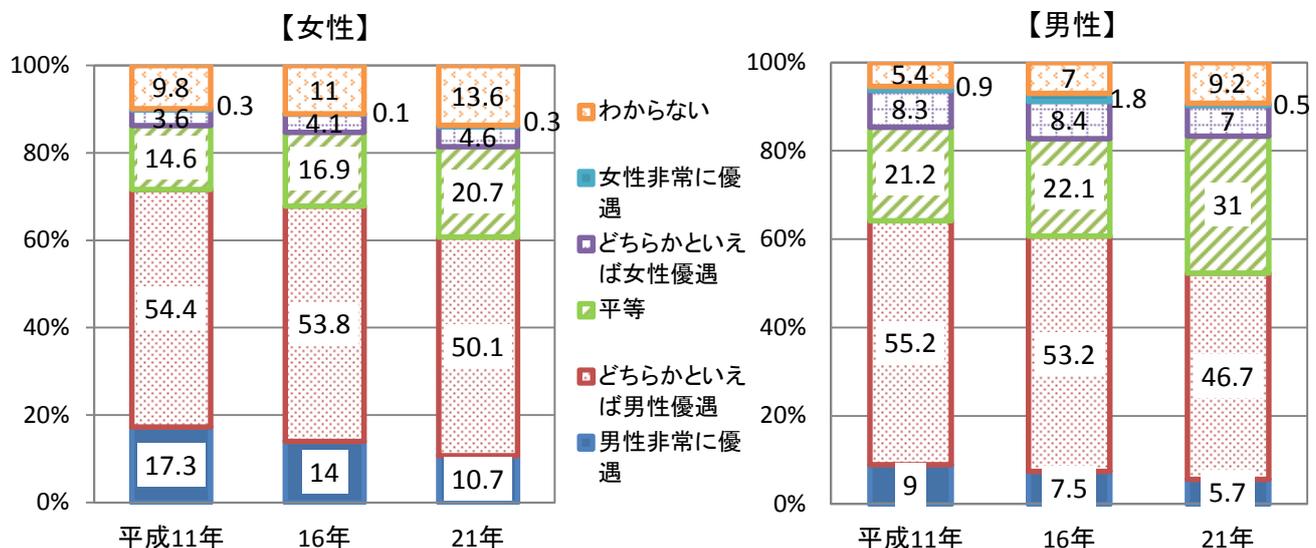
図B-2 業種別の認定状況



資料：男女共同参画推進課調べ

平成21年の調査によると、職場において女性の6割、男性の半数が「男性が優遇されている」と感じている一方、男女とも「平等」と感じる割合が増えている。

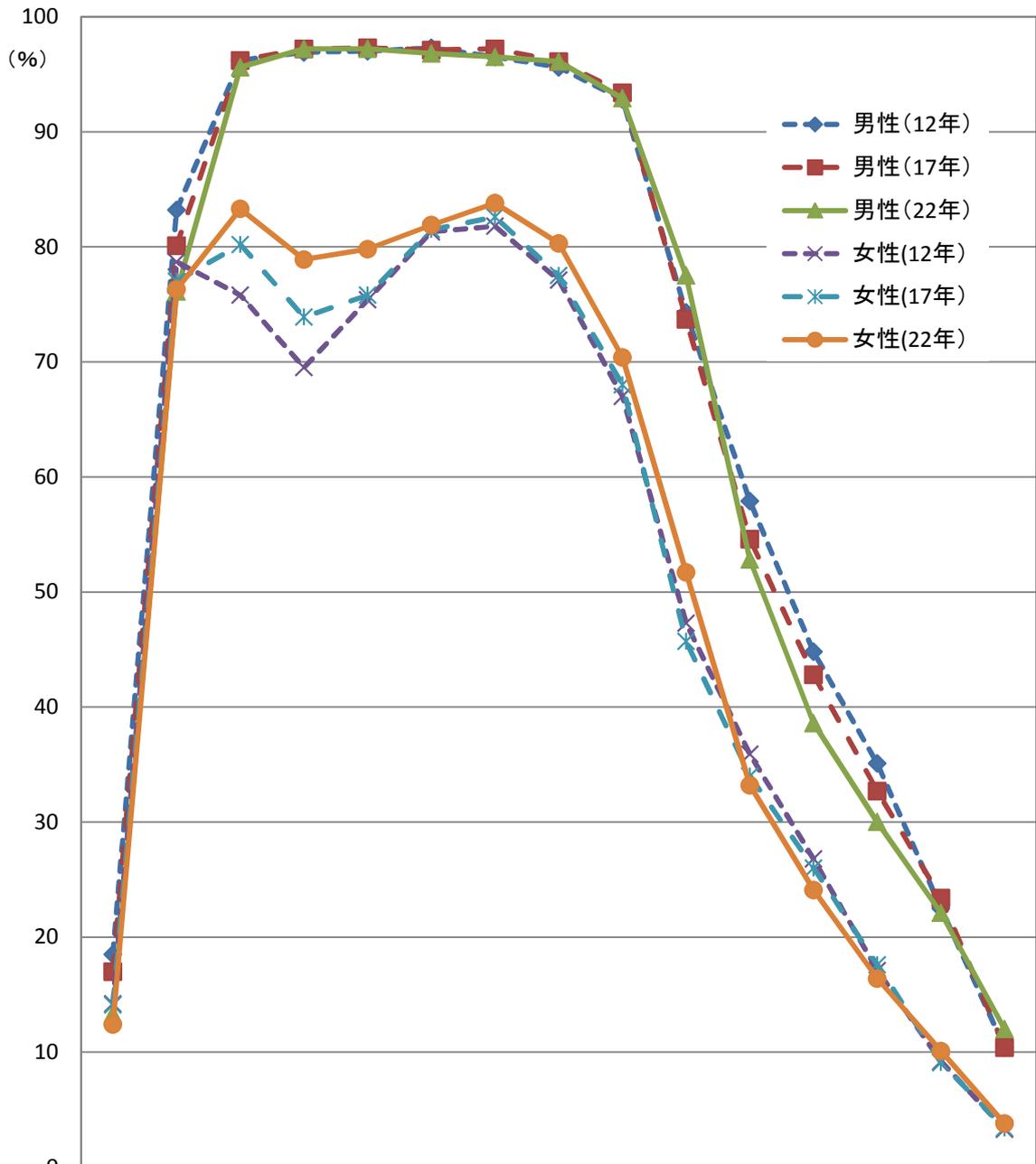
図B-3 職場における男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成22年の本県の女性の労働力率は、30～34歳を底とするM字カーブを描いているが、12年、17年と比べ穏やかになり、その底は年々上がってきている。また、男性の労働力率は、17年と比べ65歳からの労働力率低下が大きくなっている。

図B-4 年齢階級別労働力率



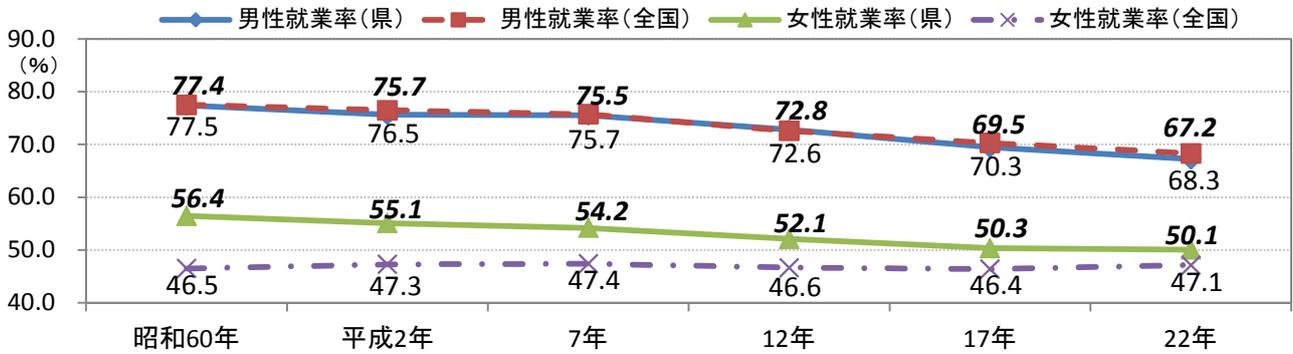
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
◆ 男性(12年)	18.5	83.2	96.2	96.9	97	97.3	96.5	95.6	92.8	74.3	57.9	44.8	35.1	22.5	10.4
■ 男性(17年)	17	80.1	96.2	97.2	97.3	97.1	97.2	96.1	93.4	73.7	54.6	42.8	32.7	23.4	10.4
▲ 男性(22年)	13.3	76.1	95.6	97.2	97.2	96.8	96.5	96.1	92.9	77.5	52.8	38.6	30	22.1	12
× 女性(12年)	14.2	78.7	75.8	69.5	75.4	81.3	81.8	77.1	67	47.3	35.9	26.8	17.1	9.2	3.3
* 女性(17年)	14.1	77	80.2	73.9	75.8	81.5	82.6	77.5	68	45.7	34	26	17.6	9.1	3.4
● 女性(22年)	12.4	76.3	83.3	78.9	79.8	81.9	83.8	80.3	70.4	51.7	33.2	24.1	16.4	10.1	3.8

労働力率は15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合をいう。

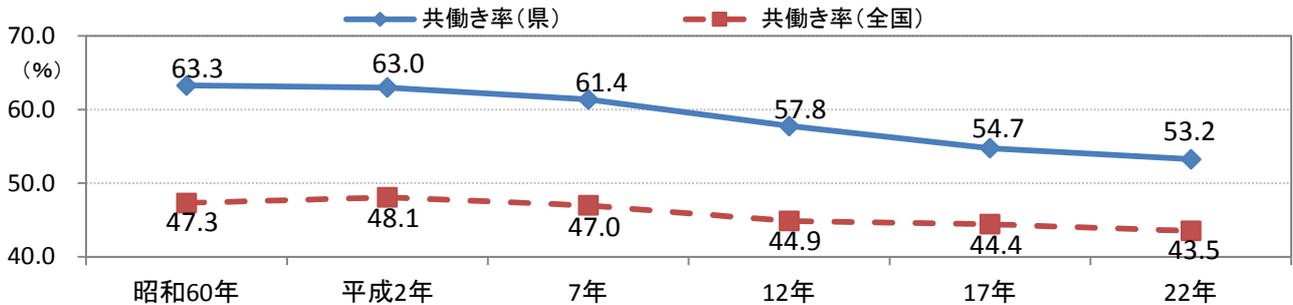
資料:総務省「国勢調査」(平成22年)

平成22年の本県の男性就業率は67.2%で全国とほぼ同率である。女性の就業率は50.1%で全国との差は縮まりつつあるものの、上位で推移している。また、夫婦とも就業者である世帯（共働き世帯）は53.2%であり、全国を9.7ポイント上回っている。

図B-5 男女別就業率の推移



図B-6 夫婦とも就業者である世帯の推移

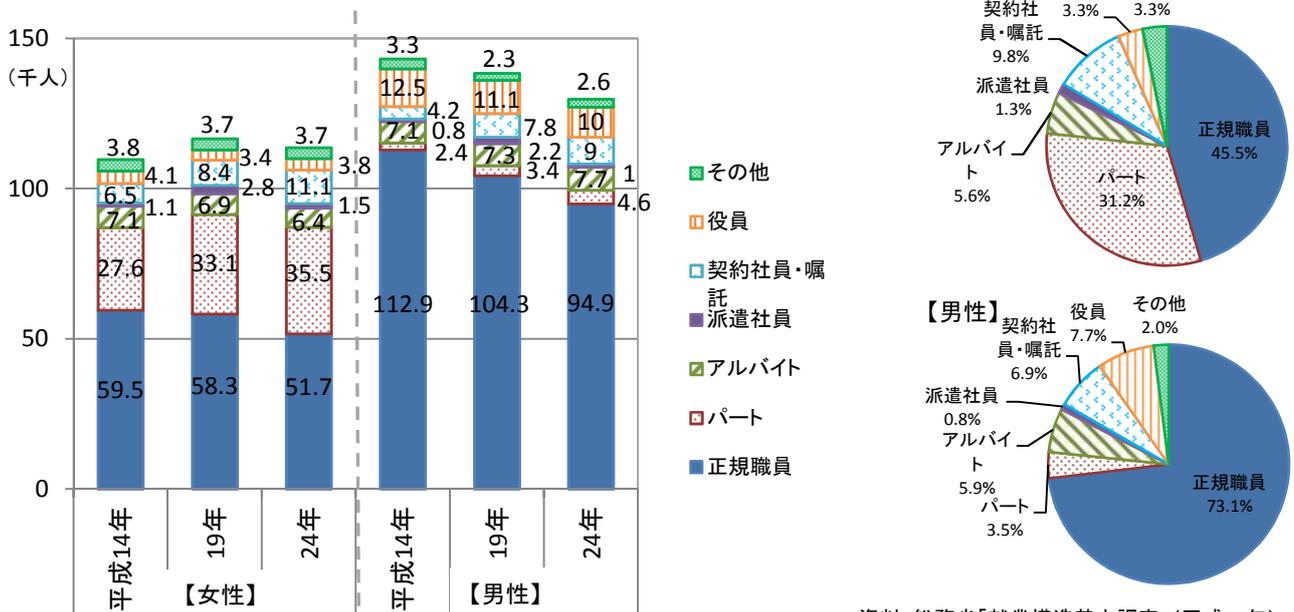


※夫婦とも就業者世帯割合＝夫婦世帯数に占める夫、妻ともに就業世帯数の割合

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

平成24年の雇用形態別雇用者数は、19年と比べて男女とも正規職員、派遣社員の人数が減少した。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は、男性に比べ女性の方が高くなっている。

図B-7 雇用形態別雇用者数の推移



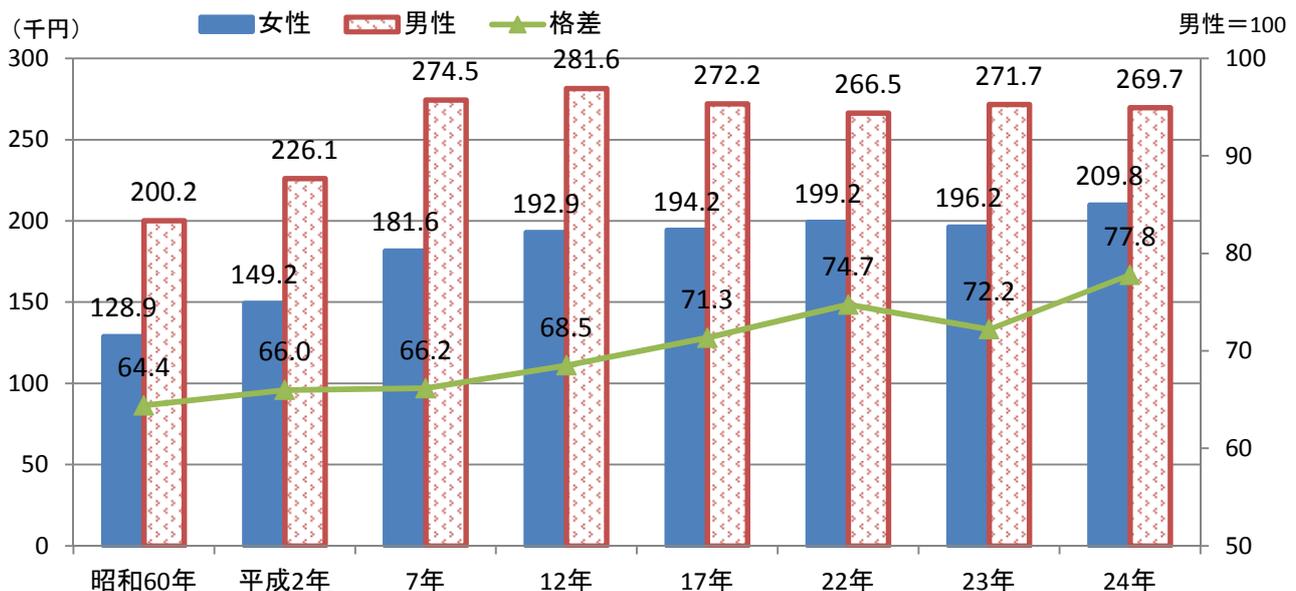
資料：総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

平成24年の本県の本県の一般労働者一人当たり月間所定内給与額は、女性は増加、男性は減少した。男性を100とすると女性は77.8となり、前年に比べ格差は減少している。

図B-8 一般労働者の月間所定内給与額

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時)	超 過 実労働 時間数 (時)	決まって支給する		年間賞与 その他特 別支給額 (千円)	労働者数 (人)
						現金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)		
H15年	女性	41.4	11.1	168	5	209.9	198.6	499.5	32,770
	男性	41.9	13.4	172	11	308.5	286.8	824.9	57,670
16年	女性	40.6	10.3	167	6	199.7	189.3	430.3	37,540
	男性	42.1	12.5	171	12	299.8	276.9	663.5	73,680
17年	女性	40.2	10.1	166	7	206.1	194.2	463.1	38,940
	男性	41.2	12.5	170	13	294.4	272.2	709.0	60,830
18年	女性	40.5	10.7	169	6	219.4	206.4	512.6	39,580
	男性	42.2	12.8	171	13	309.3	285.0	732.7	63,000
19年	女性	40.7	9.9	170	7	205.3	195.7	402.4	35,490
	男性	42.3	12.0	172	13	297.5	274.8	617.6	61,000
20年	女性	41.5	10.4	168	7	210.4	198.6	465.3	38,720
	男性	41.8	12.5	170	13	296.5	272.6	726.2	61,790
21年	女性	41.4	9.8	167	6	202.4	192.0	430.9	35,240
	男性	41.9	12.5	170	10	283.4	263.7	620.1	50,610
22年	女性	41.9	9.2	169	4	208.5	199.2	393.4	40,140
	男性	41.3	12.1	170	11	287.4	266.5	613.9	55,220
23年	女性	42.1	10.3	167	5	206.6	196.2	441.6	29,210
	男性	42.8	12.9	168	11	291.9	271.7	634.6	50,750
24年	女性	42.3	10.6	164	6	222.6	209.8	484.9	34,820
	男性	42.7	12.8	169	11	291.4	269.7	635.9	57,790

(注)一般労働者：短時間(パートタイム)労働者以外の労働者
所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額



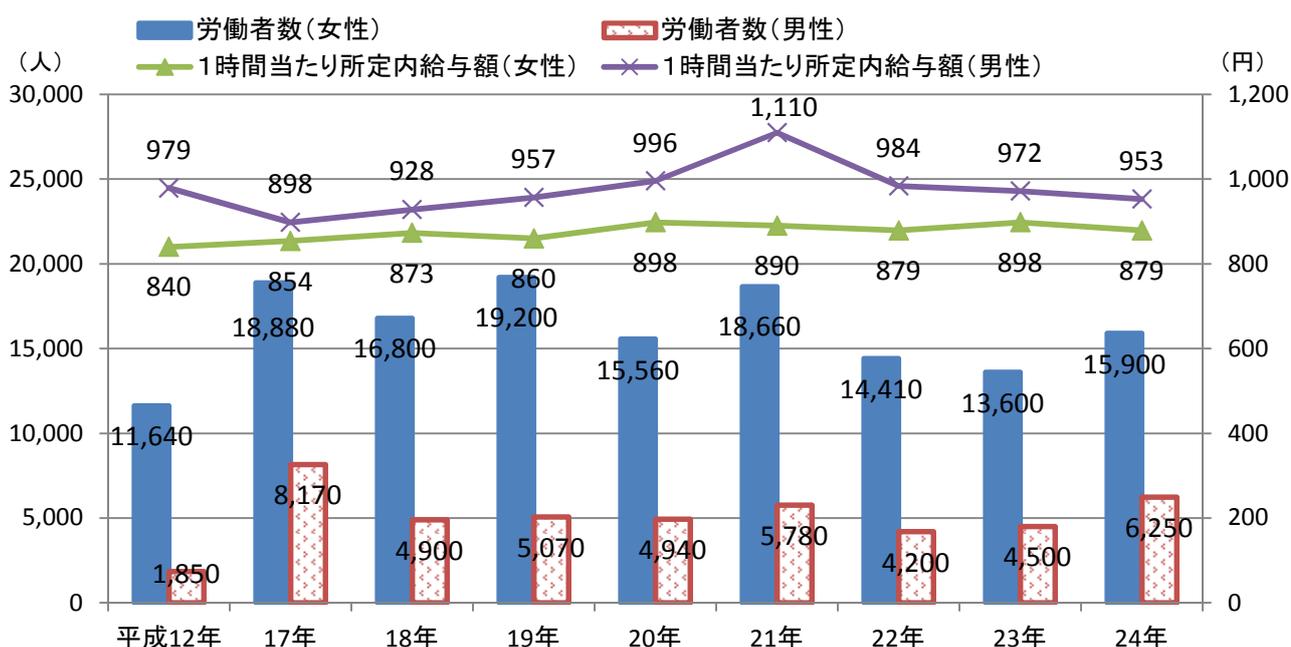
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成24年)

平成24年の本県の本県の短時間労働者は、前年と比べ男女ともに増加した。また、1時間当たりの所定内給与額は、男性の953円に対して女性は879円で男女ともに前年を下回っている。

図B-9 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
15年	女性	45.3	4.9	20.8	5.5	827	47.8	14,540
	男性	39.8	3.8	17.9	5.6	925	35.4	3,530
16年	女性	44.2	5.4	20.3	5.5	840	43.2	18,340
	男性	44.4	3.6	20.0	5.4	980	23.8	5,790
17年	女性	42.3	4.7	19.3	5.0	854	40.7	18,880
	男性	34.1	3.7	16.6	4.2	898	25.6	8,170
18年	女性	42.9	5.2	19.7	5.2	873	25.9	16,800
	男性	38.5	3.2	16.9	5.2	928	34.4	4,900
19年	女性	46.0	5.3	20.0	5.3	860	30.3	19,200
	男性	42.5	3.8	17.5	5.1	957	24.8	5,070
20年	女性	46.6	5.6	19.5	5.1	898	38.9	15,560
	男性	41.8	3.9	16.5	5.1	996	24.5	4,940
21年	女性	46.3	5.5	19.3	5.1	890	36.1	18,660
	男性	42.8	4.1	17.8	5.2	1,110	56.3	5,780
22年	女性	46.2	5.5	19.6	5.2	879	30.9	14,410
	男性	44.3	4.3	18.0	5.1	984	19.3	4,200
23年	女性	47.7	6.1	19.0	5.3	898	42.6	13,600
	男性	44.8	4.9	17.2	5.3	972	19.5	4,500
24年	女性	45.9	5.6	19.3	5.2	879	36.5	15,900
	男性	43.3	4.1	17.8	5.0	953	23.1	6,250

(注)「短時間労働者」は、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者。抽出調査であり、労働者数は推計値。

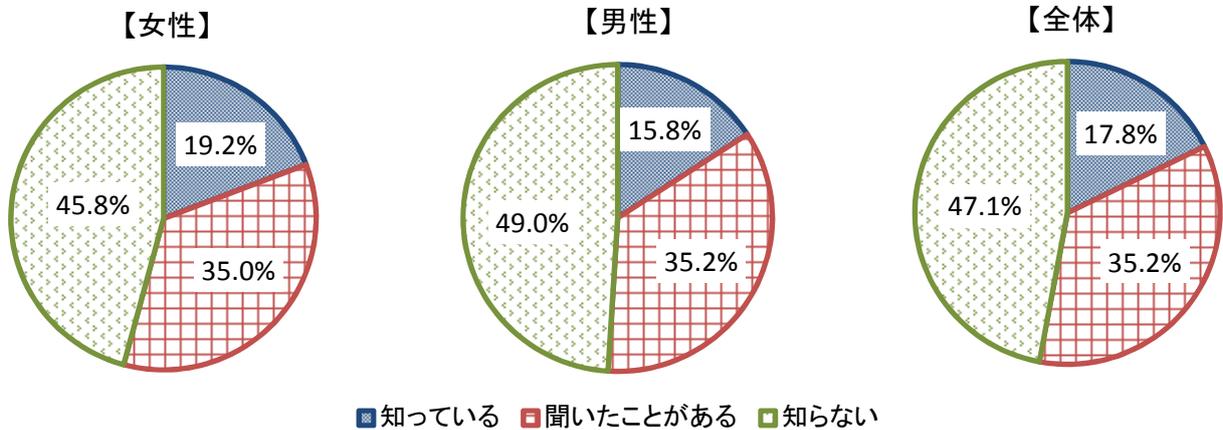


資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成24年)

【重点目標6】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成21年の調査によると、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」について、「知っている」17.8%、「聞いたことがある」35.2%で、約半数は「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を認知している。

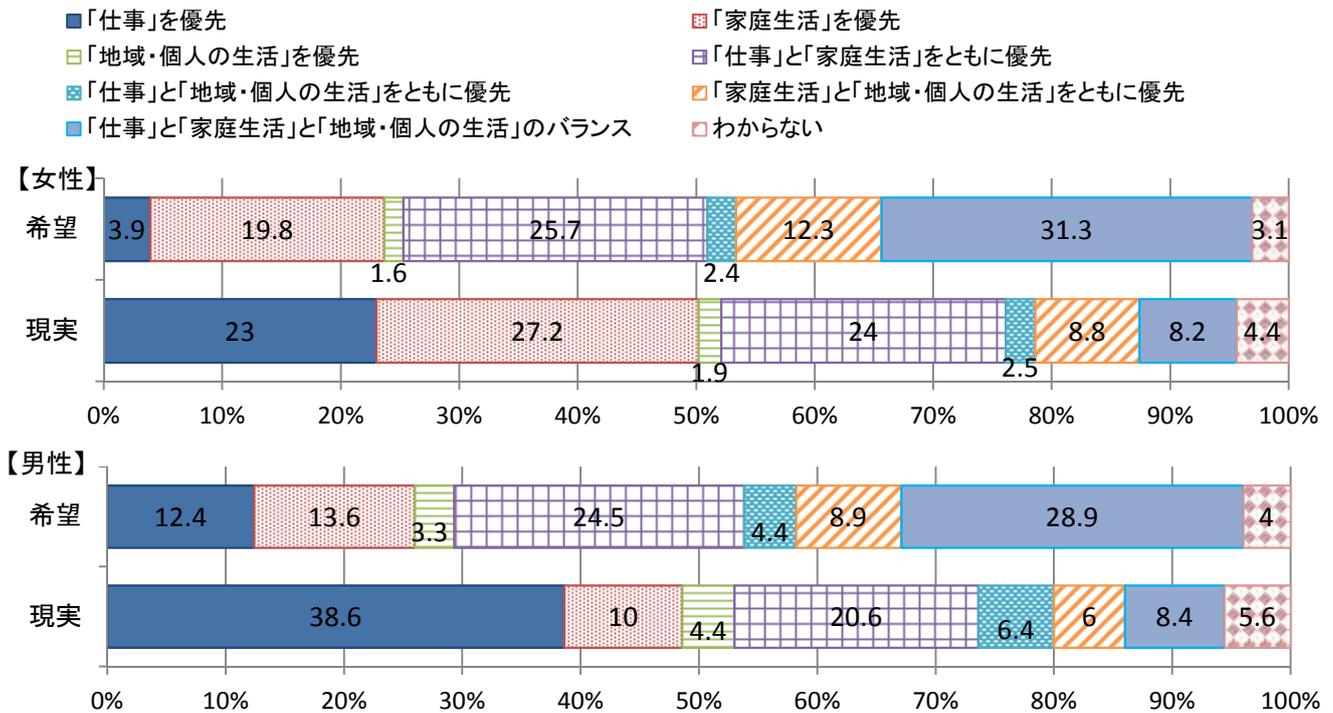
図B-10 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度



資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成21年）

平成21年の調査によると、仕事と生活の調和に関する希望は、「仕事・家庭・地域活動」のバランスのとれた生活を望む割合が高いが、現実には男性は仕事優先、女性は仕事や家庭生活優先となっている。

図B-11 仕事と生活の調和に関する希望と現実



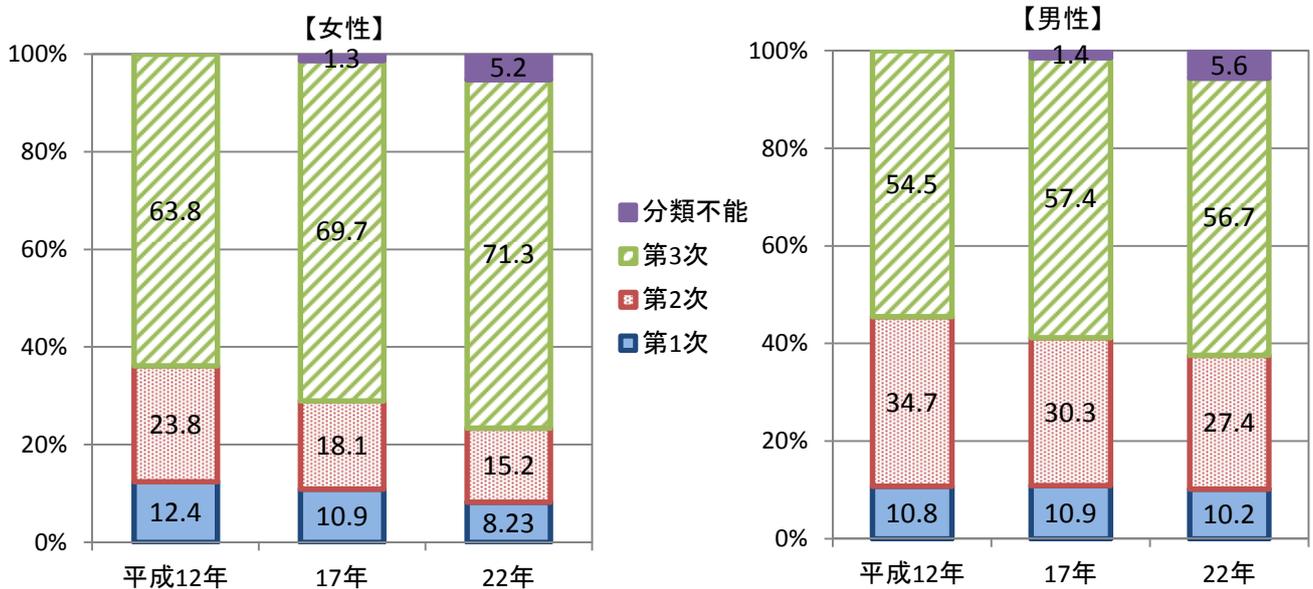
(注) 質問における用語の意味「仕事」: 自営業主、家族従業者、雇用者として週1時間以上働いていること
同「家庭生活」: 家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など
同「地域・個人の生活」: ボランティア活動、社会参加活動、交際、つきあい、学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなど

資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成21年）

【重点目標7】農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

平成22年の本県の就業者は、男女ともに第1次産業・第2次産業の割合が減少した。第3次産業は、女性が増加、男性は減少している。

図B-12 産業大分類別就業者数

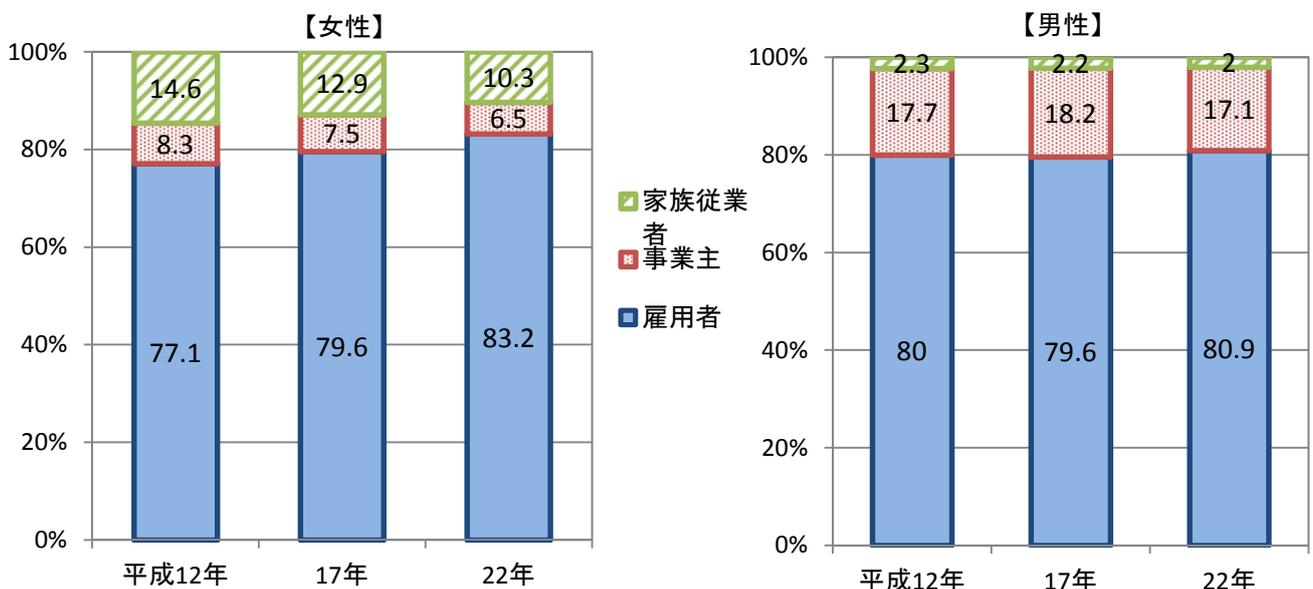


(注) 第1次産業：農業、林業、漁業 第2次産業：鉱業、建設業、製造業
第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む14項目

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

平成22年の本県の就業者の従業上の地位をみると、男性に大きな変化は見られないが、女性では事業主・家族従業者が減少し、雇用者が増加している。

図B-13 従業上の地位別就業者数の推移

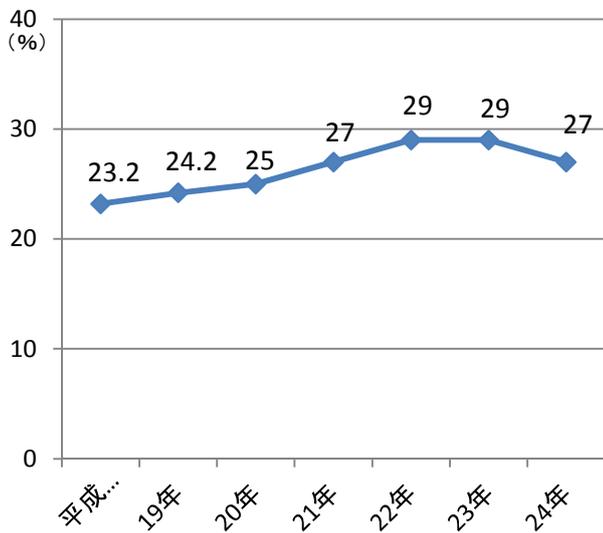


(注) 家族従業者：農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族
事業主：家庭内職者を含む、雇用者：役員を含む

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

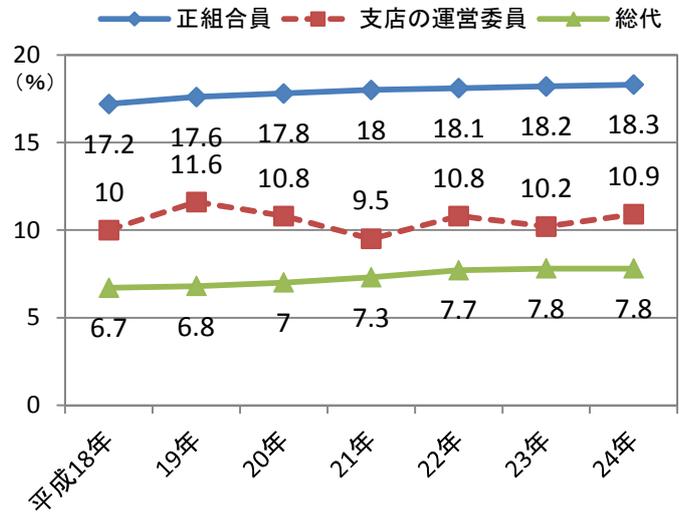
平成24年の農業委員についてみると、選任委員に占める女性の割合は27%で前年より2%減少した。農業協同組合における女性の割合は、正組合員で18.3%、各支店の運営委員で10.9%となっており、前年より増加している。

図B-14 選任委員に占める女性農業委員の割合



資料：経営支援課調べ

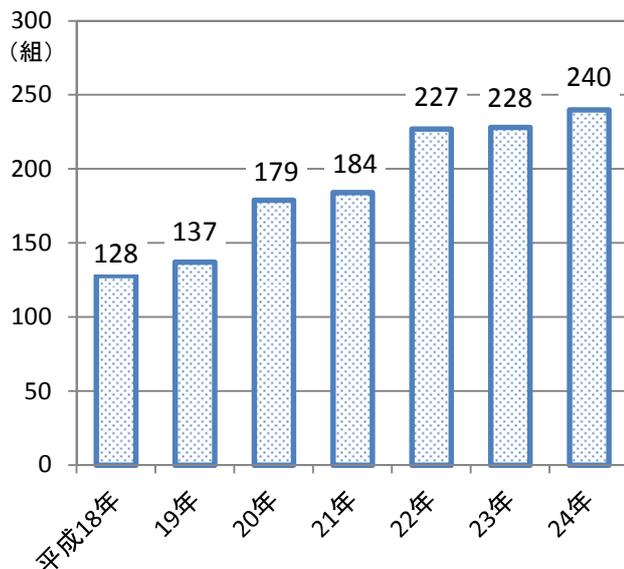
図B-15 農業協同組合における女性割合の推移



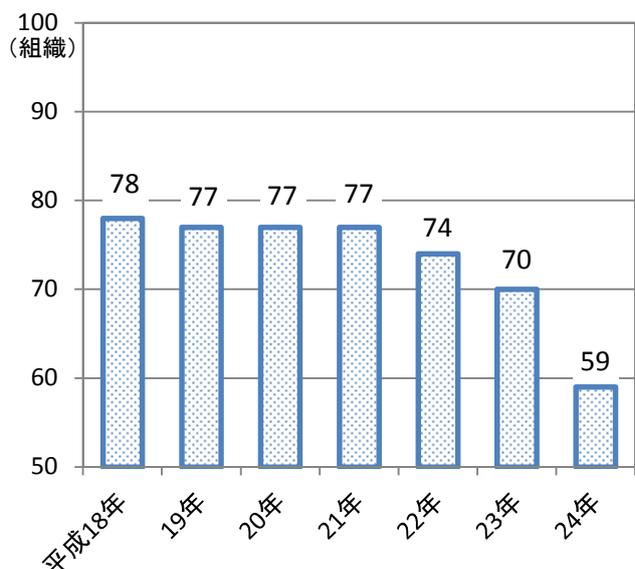
資料：農政課調べ

平成24年の家族経営協定の締結状況は240組で前年より12組増加したが、女性起業組織数は近年減少傾向にあったが、今年は59組織と大きく減少している。

図B-16 家族経営協定の締結状況



図B-17 女性起業組織の推移



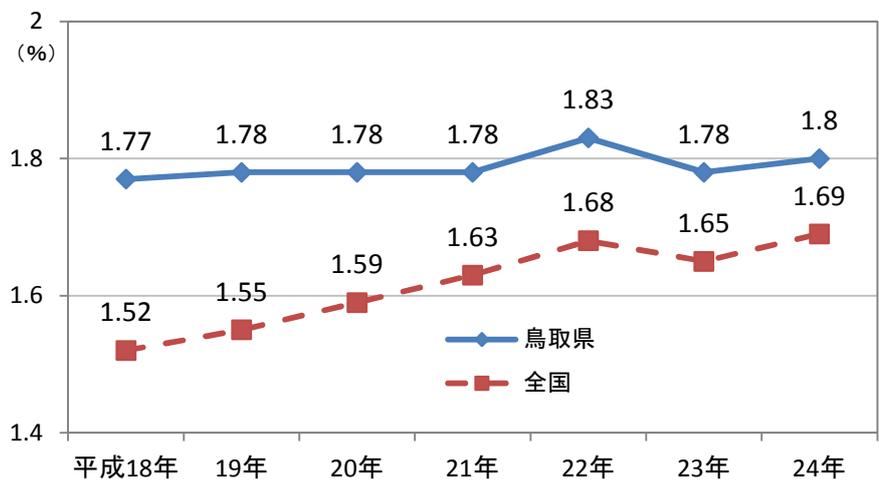
資料：農林総合研究所調べ

テーマC：人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

【重点目標8】男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

平成24年の調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は1.8%であった。

図C-1 一般民間企業における障がい者雇用率の推移



※法定雇用率は平成25年4月1日改定

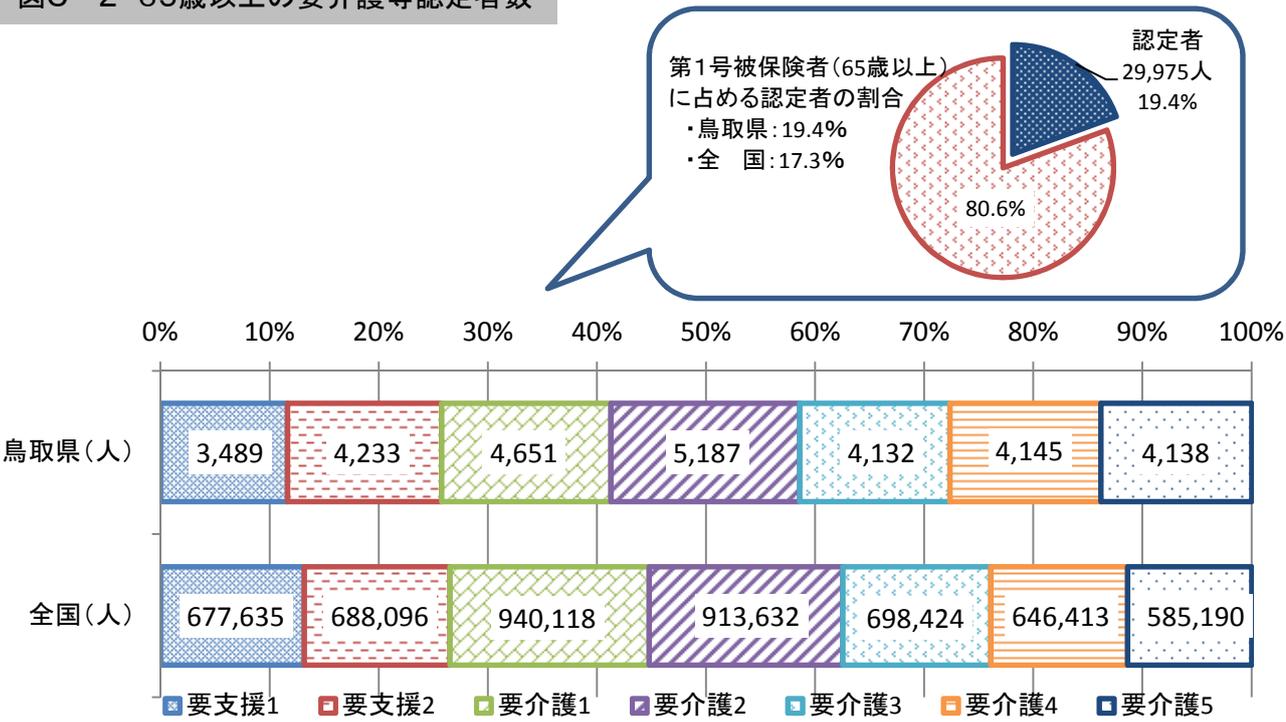
法定雇用率

	H24年度まで	H25年度以降
一般民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体	2.1%	2.3%
都道府県教育委員会	2.0%	2.2%

資料：厚生労働省「障害者雇用状況調査」(平成24年)

平成23年の調査によると、県内の65歳以上で要介護または要支援の認定を受けているものは29,975人で、その割合は19.4%となっている。

図C-2 65歳以上の要介護等認定者数

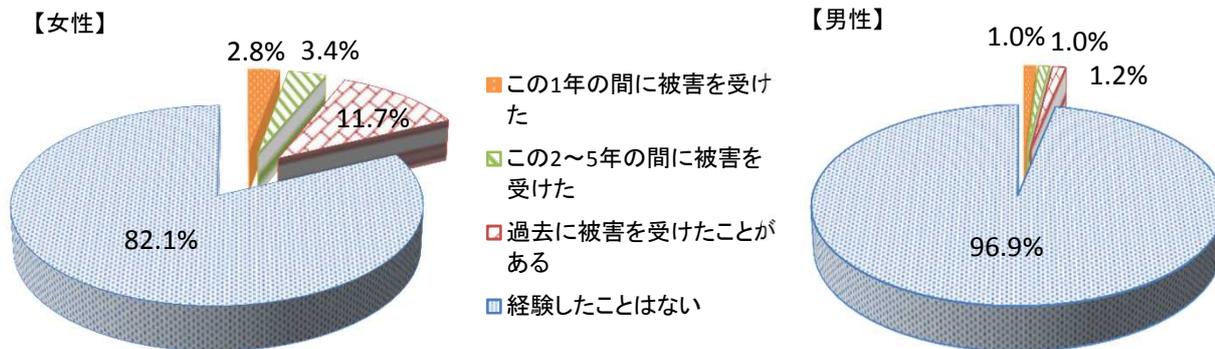


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(平成23年)

【重点目標9】男女間におけるあらゆる暴力の根絶

平成21年の調査によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の6.2%(16人に1人)、男性の2.0%(50人に1人)がこの5年の間に被害を受けた(受けている)と答えている。

図C-3 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験

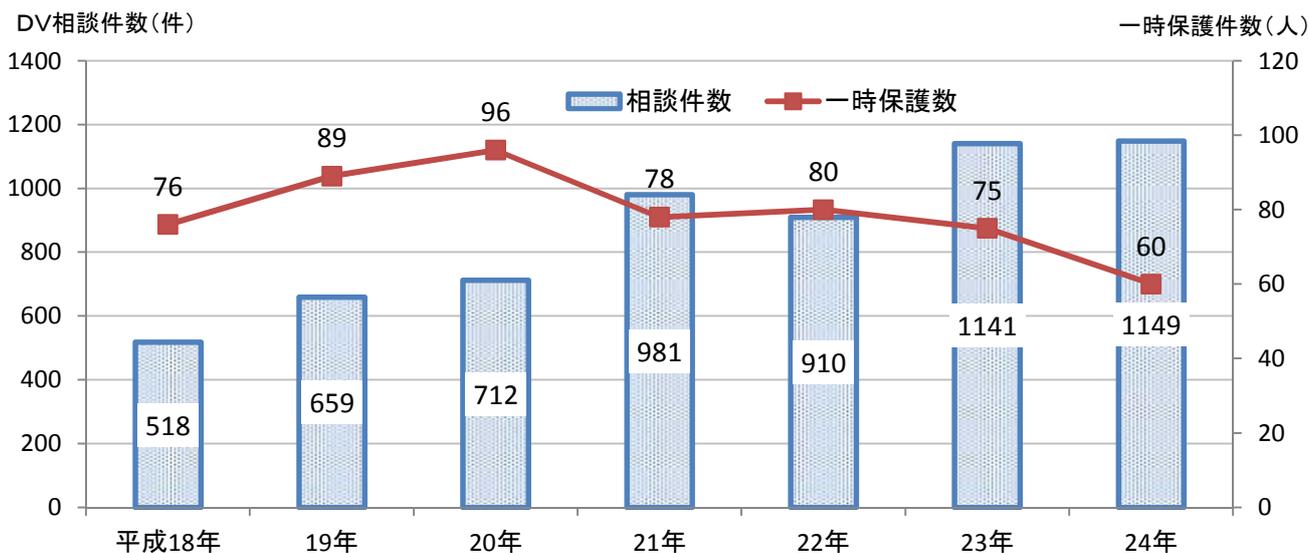


(注)DV(ドメスティック・バイオレンス):一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のこと。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれる。

資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成24年の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は1149件で、前年より8件増加している。また、DVを主訴とする一時保護数は60人で、前年より15人減少した。

図C-4 DV相談件数、一時保護数の推移



資料:青少年・家庭課調べ

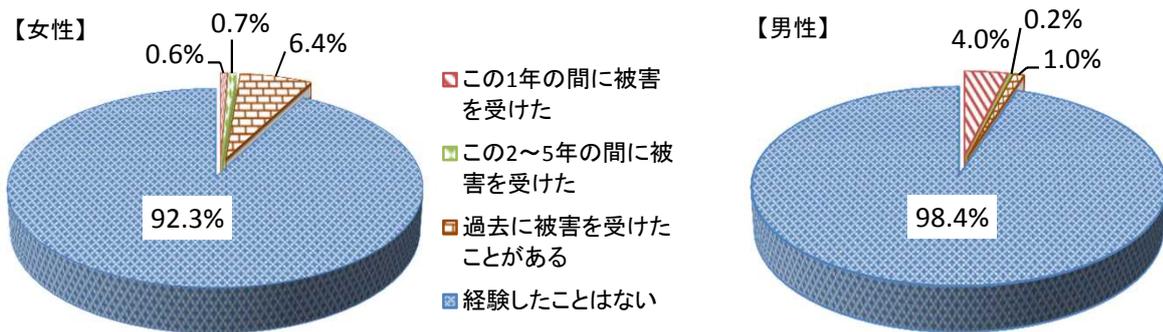
平成21年の調査によると、デートDVという言葉を知っている、聞いたことがあるとした割合は、女性で45.8%、男性で39.0%となっている。また、ストーカー行為については、女性の7.7%(13人に1人)、男性の1.6%(100人に1人強)が過去に被害を受けたことがあると答えている。

図C-5 「デートDV」という言葉の認知度



(注)デートDV:親密な関係になったボーイフレンド、ガールフレンドの間で起こる「暴力で相手を支配しよう」とする犯罪を含む人権侵害。

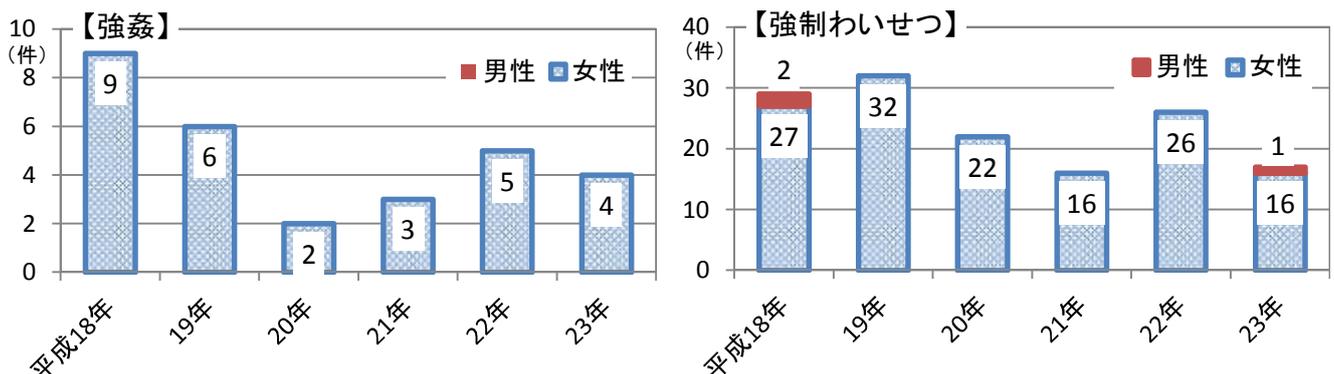
図C-6 ストーカーの被害経験



資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成23年に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、強姦は4件、強制わいせつは17件であった。

図C-7 性犯罪の認知件数(被害者の性別)

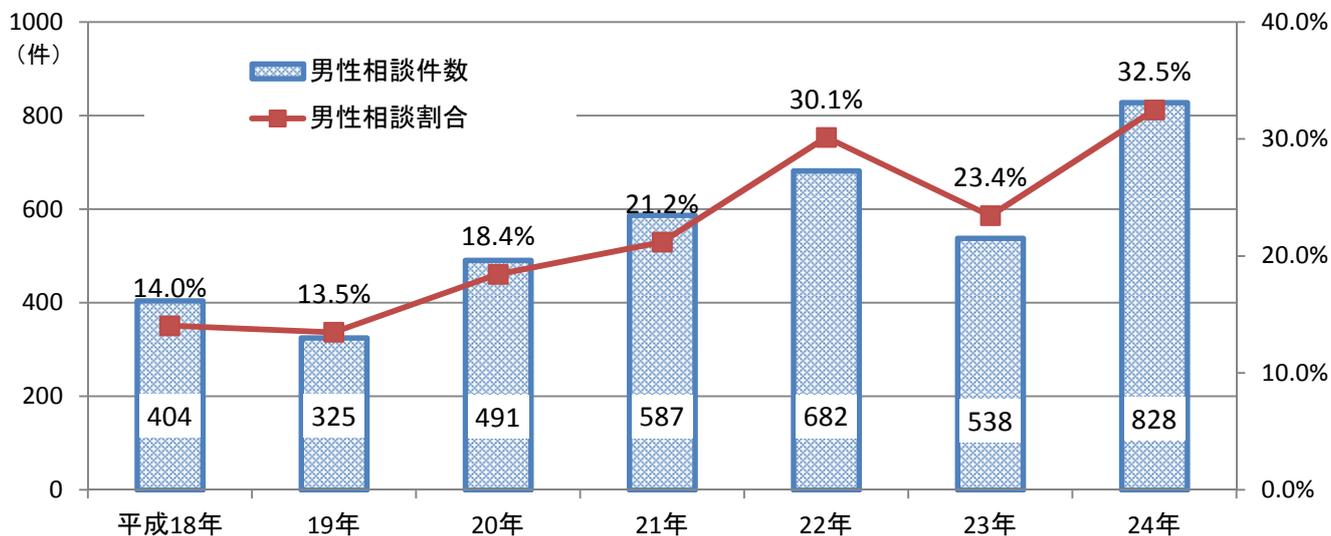


資料:鳥取県警察本部「犯罪統計」(平成23年)

【重点目標10】生涯を通じた男女の健康の支援

平成24年の男女共同参画センター(よりん彩)における男性相談件数は828件で、総相談件数の32.5%を占めており、男性相談は増加傾向にある。

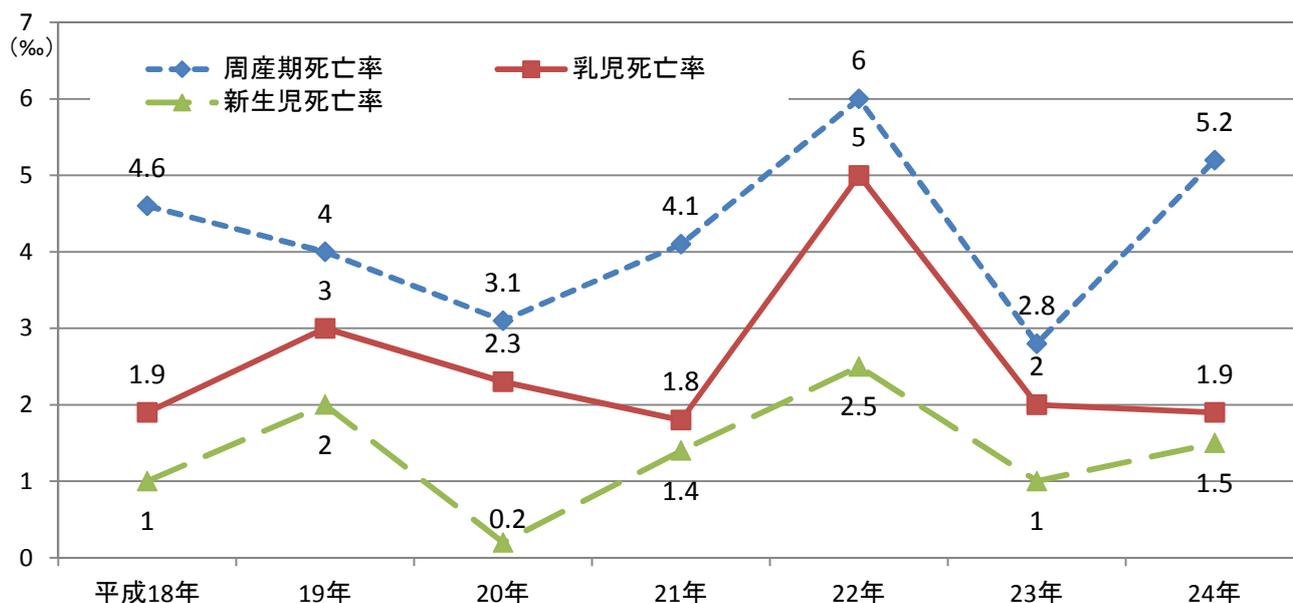
図C-8 男女共同参画センターにおける男性相談の推移



資料:男女共同参画センター調べ

平成24年の本県の乳児死亡率は0.19%に減少したが、周産期死亡率、新生児死亡率についてはいずれも前年より増加している。

図C-9 母子保健関係指標の推移

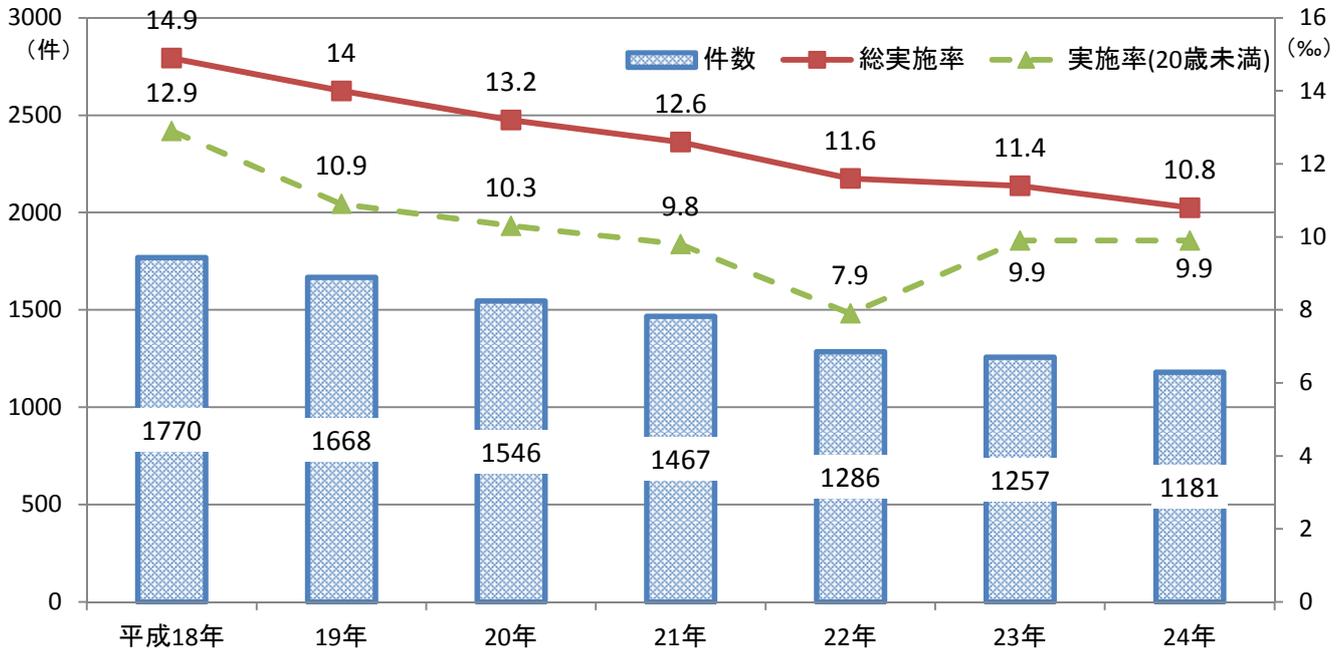


(注)「周産期死亡率」は、(妊婦満22週以後の死産数+早期(生後1週未満)新生児死亡率)÷出産数×1000
「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の死亡数÷年間の出生数×1000

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成23年)

平成24年の本県の人工妊娠中絶件数は1,181件で、前年より76件減少。総実施率は減少したが、20歳未満の人工妊娠中絶実施率は前年と変わらなかった。

図C-10 人工妊娠中絶件数の推移

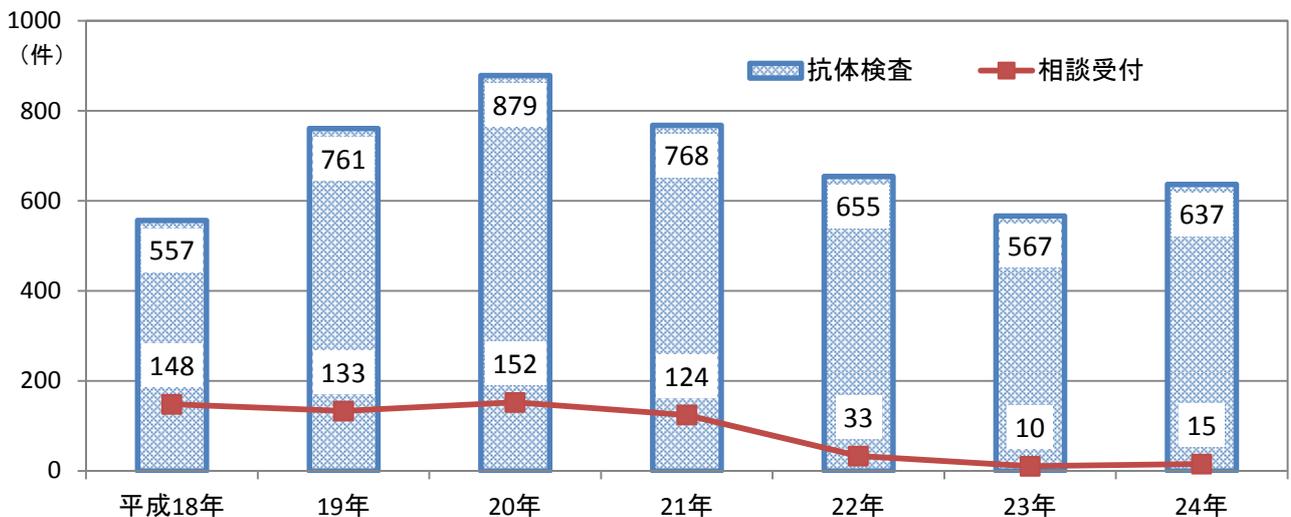


(注)「人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶総件数/15歳以上50歳未満女子総人口×1000

資料：厚生労働省「保健・衛生行政業務報告」(平成24年)

平成24年のエイズ患者・感染者情報によると、本県の保健所におけるHIV抗体検査は637件で前年に比べ70件増加し、相談受付も前年に比べ5件増加し、15件であった。

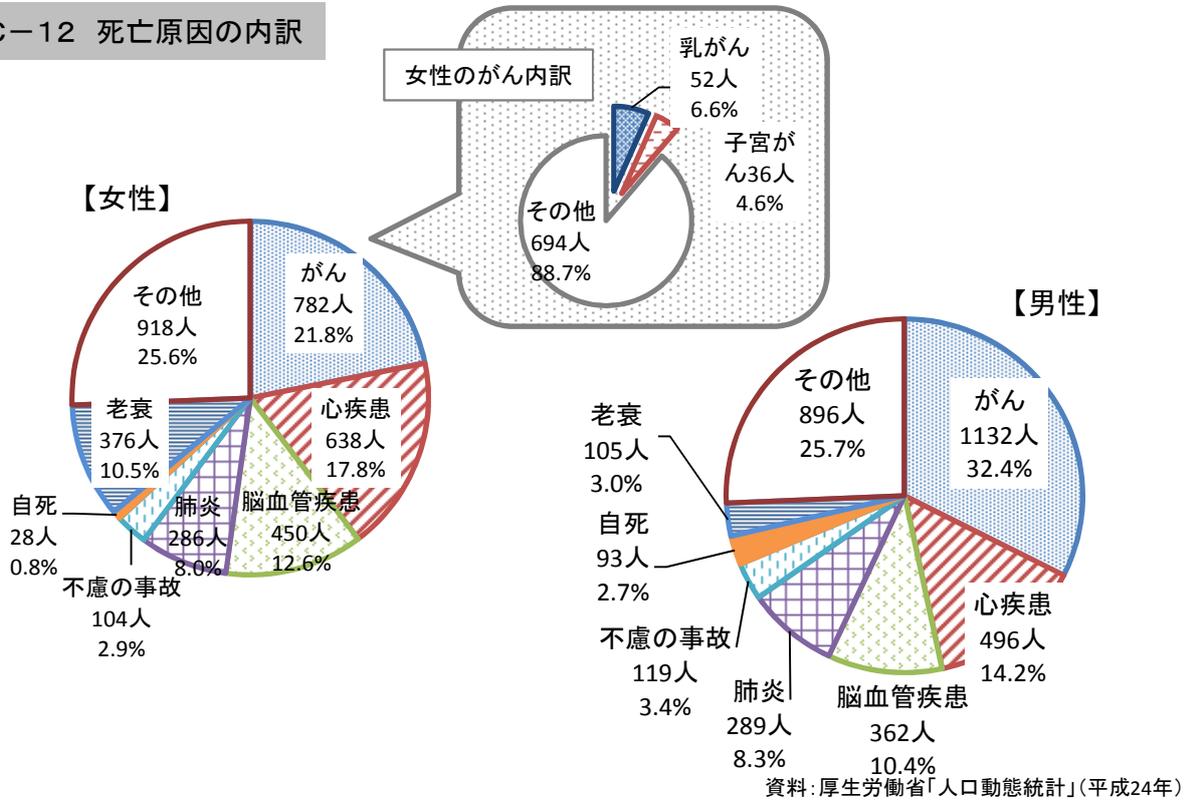
図C-11 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料：厚生労働省「エイズ発生動向年報」(平成24年)

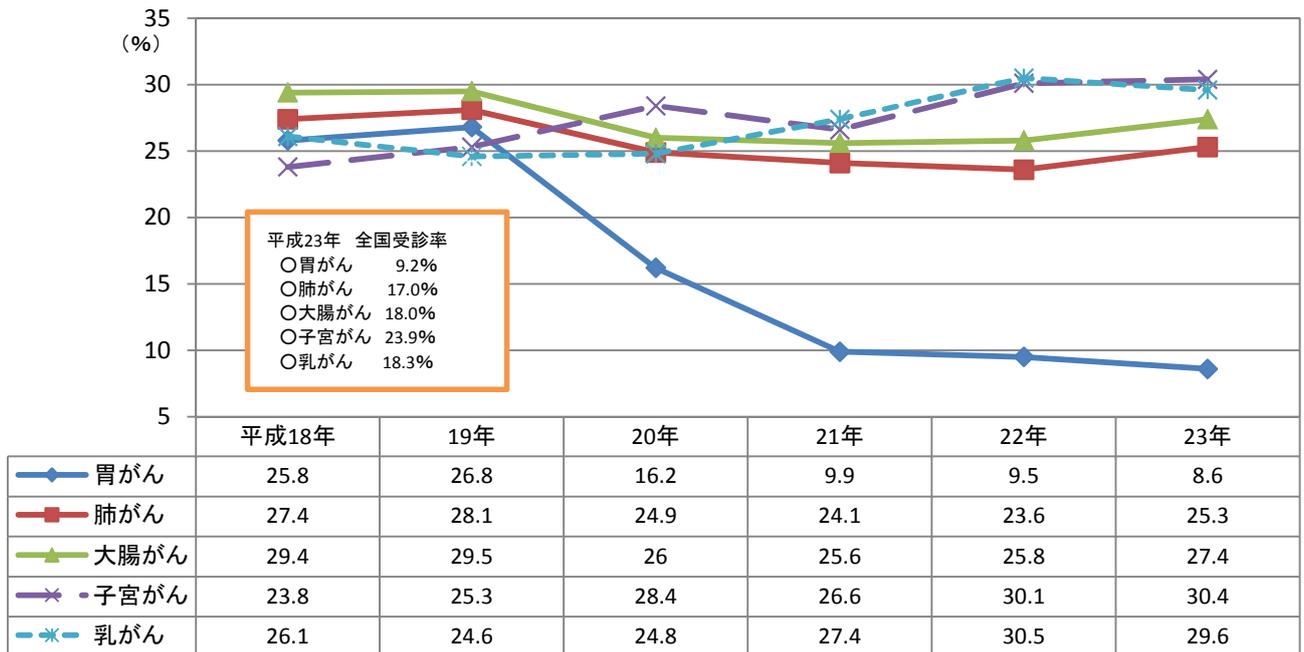
平成24年の本県における死亡原因の1位は男女ともがんであるが、女性では乳がんで52人、子宮がんで36人の方が亡くなっており、女性のがん死亡原因の約1割となっている。

図C-12 死亡原因の内訳



平成23年の本県のがん検診受診率は、胃がん健診受診率が8.6%と低く、全国を下回っている。肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんはいずれも全国の上回った。

図C-13 がん検診受診率の推移



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成22年)

鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 白 書

～平成24年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～
平成26年3月

発行／鳥取県地域振興部男女共同参画推進課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電 話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-8107

ホームページ [http:// www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32686](http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32686)

Eメール danjyo@pref.tottori.jp